【公開用】本資料の一部には、企業秘密又は核防護に係る情報が含まれるためで囲った部分は公開できません。

STO-N21-001

令和3年2月18日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン代表取締役社長 山﨑 肇

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの 核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請書の一部補正について

令和2年9月25日付けSTO-N20-003をもって申請いたしました核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請の一部を、別紙のとおり補正いたします。

核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更の一部補正

1. 補正の内容

令和2年9月25日付け STO-N20-003 をもって申請した核燃料物質の加工の事業に係る保安規定変更認可申請の一部を別添1の補正対照表のとおり変更する。

また、補正後と既認可の令和元年7月2日付け原規規発第1907028号との比較を別添2の新旧対照表に示すと共に、変更で生じた章構成の比較を図1に示す。

2. 令和2年9月25日付けSTO-N20-003をもって申請した変更

2.1 変更の項目及び理由

既認可の令和元年7月2日付け原規規発第1907028号からの変更は、原子力規制における検査制度の見直しによる「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)の改正(令和2年4月1日施行)に伴う、以下の①から④の変更を主な対象としている。

- ① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加又は変更する。
- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する(原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更)。
- ③ 加工規則 第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、別表18の保安に関する記録を変更する。
- ④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

また、平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した工事に関する事項を反映するとともに、添付1及び2に係る評価及び改善に基づく変更を主とした記載の適正化及び、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正が令和3年4月1日より施行されることに伴う変更についても実施している。

2.2 変更の詳細

- (1) 加工規則の改正(令和2年4月1日施行)に伴う変更 加工規則の改正に伴い、①~④の変更を行う。
- ① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。

本変更においては、追加する加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するための記載を第4条に集約する変更を行い、既認可第5条から第15条の2を削除した。

(関連条項:第3条、第4条から第15条の2、第16条、別図1、別図1-3、別表19)

- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。
 - ・加工規則第8条第1項第2号(品質マネジメントシステムに関すること)(関連条項:第17条、別表18、別表19)
 - ・加工規則第8条第1項第5号(加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの)

(関連条項:第21条)

・加工規則第8条第1項第6号(加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの)

(関連条項:第30条)

・加工規則第8条第1項第7号(管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。)

(関連条項:第17条、第36条の7、第45条の2、第46条の2、別図2から別図7)

- ・加工規則第8条第1項第8号(排気監視設備及び排水監視設備に関すること。) (関連条項:設備の機能の維持の方法については第58条)
- ・加工規則第8条第1項第9号(線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。)

(関連条項:第50条、第74条、第75条、第91条の2、工場又は事業所の外への 運搬に関する行為は第11号の変更に含む)

・加工規則第8条第1項第10号(放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。)

(関連条項:放射線測定器の機能の維持の方法については第58条)

・加工規則第8条第1項第11号(核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。)

(関連条項:第54条から第57条、第68条、第69条)

・加工規則第8条第1項第12号(放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。)

(関連条項:第73条の2、別表9、工場又は事業所の外への運搬に関する行為は第11号の変更に含む)

・加工規則第8条第1項第14号(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。)

本変更においては、既認可第24条、第36条の2から第36条の7及び第87条の2を第9章「設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置」に集約(変更含む)させ、集約したことにより前述した既認可条項を削除した。

(関連条項:第17条、第24条、第28条、第36条の2から第36条の6、第9章 (第76条から第80条の3)、第83条、第85条、第87条の2、添付1、添付2)

・加工規則第8条第1項第16号(加工施設の施設管理に関すること(使用前事業者 検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に 関すること及び長期施設管理方針を含む。)。)

(関連条項:第17条、第19条、第21条、第29条、第32条、第53条、第58条から第64条の2、第65条の2、第96条、別図1-2、別表2、別表13、添付1、添付3)

- ・加工規則第8条第1項第19号(その他加工施設に係る保安に関し必要な事項) (関連条項:第1条)
- ③ 加工規則第7条の改正(令和2年4月1日施行)に伴い、保安に関する記録を変更する。

(関連条項:別表 18)

④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

(関連条項:第16条、第17条、第19条、第21条、第33条、第36条、第65条、 第73条の2、第85条、別図1)

- (2) 平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した以下の工事を反映する。
 - · C型ペレット貯蔵棚の耐震補強に伴う最大貯蔵能力の変更
 - ・ 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更
 - 第1-1階粉末取扱室の設備撤去

第1-15廃棄物貯蔵場の新設

(関連条項:付則、別図3、別図10、別図10-5(1/2)、別表15)

(3) その他の記載の適正化を行う。

(関連条項:第17条、第19条、第20条、第21条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条、第43条、第44条、第45条、第51条、第52条、第57条、第68条、第71条、第73条、第73条の2、第74条、第75条、第85条、第89条、第91条の2、第96条、第97条、第98条、付則、別図1-2、別図5、別図6、別表1、別表4、別表15、別表15の2、別表18、添付1、添付2)

(4) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正が令和3年4月1日より施行されることに伴い、眼の水晶体の線量限度を変更する。

(関連条項:別表7)

3. 補正の理由

- (1) 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加又は変更した条項について、品質管理基準規則の解釈の不足分を追加する。(第4条)
- (2) 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更した箇所の、参照条項等の適正化。

(第 17 条、第 45 条の 2、第 58 条、第 65 条、第 73 条の 2、添付 1)

- (3) 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更した箇所の、対象等の明確化及び記載の適正化。
 - (第3条、第4条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条、第29条、第45条の2、第46条の2、第52条、第58条、第58条の2、第58条の4、第60条、第第64条の2、第65条、第65条の2、第73条の2、第74条、第78条の2から第79条の4、第80条の2、第83条、第88条、第94条から第96条、付則、別図1、別図1-2、別図1-3、別図2から別図7、別表1、別表2、別表7、別表9、別表15の2、別表18、別表19、添付1、添付2、添付3)

4. 新規制基準に対応するための保安規定の変更を段階的に申請する理由

新規制基準適用に伴う保安規定の変更については、安全対策のために設備・機器の変更等を伴わない人的対応から申請を行うが、設備・機器の変更等を要する事項については、新規制基準に適合した加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、新規制基準対応工事の進捗を踏まえて申請を行う。

参考資料に、加工事業変更許可申請書(原規規発第 1704051 号にて許可)における人的 対応に係る記載及び今回の保安規定変更での対応状況、並びに、未対応事項の申請予定を 示す。

5. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、30日以内に施行する。

ただし、「平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に含まれる以下に示すもの」については、本規定が認可を受けた時点で、当該の工事及び工事後の検査が終わっていない場合は、検査の終了の翌日から施行する。

- (1) 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更
- (2) 第1-1階粉末取扱室の設備撤去

	_		
変更前		変更後	主な変更理由
(令和元年7月2日付け原規規発第1907028号)		佐 立	
第1章 総 則		第1章 総 則	
第1条 目的 第2条 適用範囲			・加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項の反映
第3条 関係法令及び保安規定の遵守		<u>第3条 関係法令及び保安規定の遵守</u>	ての他必要な事項の反映
第2章 保安管理体制	L	第2章 保安管理体制	
第4条 品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善 第5条 責任及び権限			
第6条 保安品質方針			
第7条 保安品質目標 第8条 マネジメントレビュー			
第9条 マネジメントレビューへのインプット		第4条 品質マネジメントシステム計画	
第10条 マネジメントレビューからのアウトプット 第11条 業務の計画及び実施		(第5条~第15条の2 削除)	・品質管理基準規則とその解釈に
第12条 調達管理			基づく許可を第4条品質マネジメント システム計画に反映
第13条 内部監査 第14条 不適合管理			·加工規則第8条第1項第5号
第14条 介通日間径 第15条 是正処置及び予防処置			保安教育の反映 ・加工規則第8条第1項第16号
第15条の2 不適合情報の公開及び技術情報の共有 第16条 保安活動を行う者の組織		第16条 保安活動を行う者の組織	加工施設の施設管理の反映
第17条 職 務		<u>第17条 職 務</u>	
第18条 核燃料取扱主任者の選任 第19条 核燃料取扱主任者の職務		第18条 核燃料取扱主任者の選任 第19条 核燃料取扱主任者の職務	
第20条 意見の尊重		<u>第20条 意見の尊重</u>	
第21条 放射線安全委員会 第22条 答申の尊重		<u>第21条 放射線安全委員会</u> 第22条 答申の尊重	
第3章 教育·訓練	i	第3章 教育•訓練	
第23条 力量、教育・訓練及び認識		第23条 力量、教育・訓練及び認識	
第24条 初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動			+n += =1 #
(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の 保全のための活動、非常時及び重大事故に至るおそれがあ		(第24条 削除)	・加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の
る事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のため の活動の訓練			保全に関する措置の反映
第4章 加工施設の操作	1	第4章 加工施設の操作	
第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施		第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施	
第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善 第27条 加工施設の使用		第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善 第27条 加工施設の使用	
第28条 操作員の確保		第28条 操作員等の確保	
第29条 巡視・点検 第30条 操作上の一般事項		<u>第29条 巡視</u> 第30条 操作上の一般事項	
第31条 保安上特に管理を必要とする設備		第31条 保安上特に管理を必要とする設備	·加工規則第8条第1項第6号
第32条 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 第33条 臨界安全管理	111		加工施設の操作を行う体制、確認
第34条 漏えい管理		第34条 漏えい管理	すべき事項、異常があった場合の 措置等の反映
第35条 火災及び爆発の防止 第35条の2 核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続		第35条 火災及び爆発の防止 第35条の2 核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続	・加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の
した取扱いに関する措置		した取扱いに関する措置	保全に関する措直の反映
第36条 異常時の措置 第36条の2 火災及び爆発発生時の体制の整備	L : I		・加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映
第36条の3 内部溢水発生時の体制の整備		(第30条の2~第30条の7 削除)	
第36条の4 火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備 第36条の5 竜巻発生時の体制の整備			
第36条の6 その他の自然現象発生時の体制の整備			
第36条の7 人の不法な侵入等の防止 第37条 異常時における設備の手動による作動		第37条 異常時における設備の手動による作動	
第5章 放射線管理	1 : 1	第5章 放射線管理	
第38条 放射線管理に係る計画及び実施	1 : 1	第38条 放射線管理に係る計画及び実施	
第39条 放射線管理に係る評価及び改善 第40条 管理区域		第39条 放射線管理に係る評価及び改善 第40条 管理区域	
第41条 管理区域の区分		第41条 管理区域の区分	
第42条 管理区域の特別措置 第43条 飲食及び喫煙の禁止		第42条 管理区域の特別措置 第43条 飲食及び喫煙の禁止	
第44条 管理区域への出入管理		第44条 管理区域への出入管理	・加工規則第8条第1項第7号
第45条 第1種管理区域への出入管理			管理区域、保全区域及び周辺監視 区域の設定等の反映
第46条 周辺監視区域		第46条 周辺監視区域	·加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、放射性物質表面
第47条 管理上の人の区分		第40条の2 人の不法な侵入等の防止	密度監視、汚染除去の反映
第48条 線量限度		第48条 線量限度	・加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等
第49条 線量の評価及び通知 第50条 被ばくの低減措置			の反映 ・加工規則第8条第1項第16号
第51条 床、壁等の除染		第51条 床、壁等の除染	加工施設の施設管理の反映
第52条 線量当量等の測定 第53条 放射線測定器類の管理	-	<u>第52条 線量当量等の測定</u> 第53条 放射線測定器類の管理	
カリス 以引修例と命規の旨任			
第54条 第1種管理区域外への移動		第54条 第1種管理区域外への搬出	
	•••	第55条 曽理区域外への搬出 第55条 曽理区域外への搬出 第56条 周辺監視区域内の運搬	

図1 保安規定変更認可申請による章構成の変更(1/2)

第6章 保守管理 施設管理 第58条 保守管理に係る計画及び実施 第58条 施設管理計画 第58条の2 設計・開発管理 第58条の2 設計・開発管理 第58条の3 作業管理 第58条の4 使用前事業者検査に関する事項 第59条 保守管理に係る評価及び改善 (第59条 削除) ・加工規則第8条第1項第8号 第60条 定期事業者検査 第60条 施設定期自主検査 排気監視設備及び排水監視設備の 第61条 施設定期自主検査項目 (第61条 削除) 第62条 施設定期自主検査結果の報告 第62条 定期事業者検査結果の報告 ·加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の 第62条の2 保 全 (第62条の2~第64条 削除) 測定方法の反映 第63条 補 修 ・加工規則第8条第1項第16号 第64条 改 诰 加工施設の施設管理の反映 第64条の2 加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及 び長期施設管理方針 第65条 給排気設備の停止に係る措置 ... 第65条 給排気設備の停止に係る措置 第65条の2 新規制基準対応の工事開始から適合性確認ま (第65条の2 削除) での保安上の措置 核燃料物質の管理 核燃料物質の管理 第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び事施 第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施 第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善 第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善 加工規則第8条第1項第11号 第68条 核燃料物質の受入れ、払出し 第68条 核燃料物質の受入れ、払出し 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵そ 第69条 核燃料物質の運搬 第69条 核燃料物質の運搬 の他の取り扱いの反映 加工規則第8条第1項第12号 第70条 核燃料物質の貯蔵 第70条 核燃料物質の貯蔵 放射性廃棄物の廃棄の反映 第8章 放射性廃棄物管理 第8章 放射性廃棄物管理 第71条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施 第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善 第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善 第73条 廃棄物の仕掛品 第73条 廃棄物の仕掛品 ·加工規則第8条第1項第9号 第73条の2 放射性固体廃棄物 第73条の2 放射性固体廃棄物 線量、線量当量、放射性物質表面 密度監視、汚染除去の反映 第74条 放射性液体廃棄物 第74条 放射性液体廃棄物 第75条 放射性気体廃棄物 第75条 放射性気体廃棄物 第75条の2 放射性廃棄物でない廃棄物 第75条の2 放射性廃棄物でない廃棄物 設計想定事象等に係る 第9章 初期消火活動 加工施設の保全に関する措置 第76条 初期消火活動に係る計画及び実施 (第76条 削除) 第76条の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関す る措置に係る計画及び実施 第77条 初期消火活動に係る評価及び改善 (第77条 削除) 第77条の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関す る措置に係る評価及び改善 第78条 初期消火活動のための体制の整備 (第78条 削除) 第78条の2 火災及び爆発発生時の体制の整備 ・加工規則第8条第1項第14号 第78条の3 内部溢水発生時の体制の整備 設計想定事象等に係る加工施設の 第79条 通報連絡 (第79条 削除) 保全に関する措置の反映 ▶ 第79条の2 火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備 第79条の3 竜巻発生時の体制の整備 第79条の4 その他の自然現象発生時の体制の整備 第80条 消火又は延焼の防止等 第80条の2 重大事故に至るおそれがある事故の発生時の 体制の整備 第10章 非常時の措置 第10章 非常時の措置 第81条 非常時の措置に係る計画及び実施 第81条 非常時の措置に係る計画及び実施 第82条 非常時の措置に係る評価及び改善 第82条 非常時の措置に係る評価及び改善 第83条 非常時の組織 第83条 非常時の組織 第84条 防災本部要員 第85条 非常時用器材の整備 第85条 非常時用の資機材の整備 第86条 通報系統 加工規則第8条第1項第9号 第86条 通報系統 線量、線量当量、放射性物質表面 第87条 非常時の処置要領 第87条 非常時の処置要領 密度監視、汚染除去の反映 第87条の2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模 加工規則第8条第1項第14号 損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体 (第87の2条 削除) 設計想定事象等に係る加工施設の 保全に関する措置の反映 第88条 通 報 第88条 通 報 加工規則第8条第1項第16号 第89条 応急措置 第89条 応急措置 加工施設の施設管理の反映 第90条 非常時体制の発令 第90条 非常時体制の発令 第91条 対策活動 第91条 対策活動 第91条の2 緊急作業に係る線量限度等 第91条の2 緊急作業従事者の線量管理等 第92条 非常時体制の解除 第92条 非常時体制の解除 第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置 第11章 定期評価 第11章 定期評価 第94条 定期評価に係る計画及び実施 第94条 定期評価に係る計画及び実施 加工規則第8条第1項第16号 第95条 定期評価に係る評価及び改善 第95条 定期評価に係る評価及び改善 加工施設の施設管理の反映 第96条 加工施設の定期的な評価 第12章 記録及び報告 第12章 記録及び報告 . 第97条 記 録 第98条 報 告

赤字は変更のある条項

別添1 補正対照表

令和3年2月

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
第1章 総 則 (関係法令及び保安規定の遵守) 【第3条 変更なし 】	第1章 総 則 (関係法令及び保安規定の遵守) 第3条 GNF-Jの役員、従業員、臨時雇員及び請負会社従業員(以下「従業員等」と いう。)は、関係法令及びこの規定を遵守し、核燃料物質の加工に関する安全確保	補正による変更は <mark>黄色ストライプ</mark> 又は <mark>黄色</mark> <mark>囲い</mark> で示す。
	に努める。 2 担当部長は、請負会社従業員に核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する業務を行わせる場合は、GNF-Jとの契約によりこの規定を遵守させる。 3 役員及び従業員は、従業員等以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 品質保証体制	第1節 品質保証体制	
(品質マネジメントシステム計画) 第4条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動のための品質保証活動を 実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動のための品質保証活動を 実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	
【品質マネジメントシステム計画】	【品質マネジメントシステム計画】	
1.目的本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行うために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。	1.目的 本計画は、原子力の安全を確保することを目的として、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動を機能的かつ合理的に行うために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づき構築した品質マネジメントシステムを文書化したものである。	
<u>2. 適用範囲</u> 本計画は、本事業所の保安活動に適用する。	<u>2. 適用範囲</u> 本計画は、本事業所の保安活動に適用する。	
3. 定 <u>義</u> 本計画で使用する用語は、原則として品管規則に従う。	3. 定 義 本計画で使用する用語は、原則として品管規則に従う。	
その他、本計画での用語は以下の通りとする。	その他、本計画での用語は以下の通りとする。	
 ① 業務 保安活動を構成する各プロセスを実施すること。広義には品質マネジメントシステム全般の活動を指し、狭義には、「個別業務の計画及び実施」の対象である個別業務を指す。7、8章では後者の意味で使用する。 ② 保安品質 原子力施設の保安のための業務に係る品質と同義のものとして使用する。 ③ 規程類 業務プロセスの要求事項、手順を記載し、業務に必要なプロセスを定めた文書の総称で 	① 業務	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

あり、保安規定の記載事項をさらに詳細に記載した規程書、その他業務に必要な手順書(社 内文書呼称としての「~規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」という。)が含まれる。

④ 計測機器

<u>保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放</u> 射線測定器等を総称して本計画では計測機器という。

⑤ 活動期間(年度)

保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。

(1) 毎年1 月1 日~12 月31 日

マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、 工事計画管理、その他識別番号に暦年を含む文書やデータベースの発番管理

(2) 毎年4 月1 日~3 月31 日

教育・訓練、放射線安全委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動 以外の保安活動

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 品質マネジメントシステムの確立

保安管理組織は、本計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのマネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。

(2) 実施事項

保安管理組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、 そのプロセスを保安管理組織に適用することを別図1-2「品質マネジメントシステム文 書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行う。

- a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確 に定める。
- b) これらのプロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。) を別図1-3「品質マネジメントシステムのプロセスフロー」に明確にする。
- c) これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標 (以下「保安活動指標」という。)、当該指標に係る判断基準及び方法を明確にする。
- d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。) に必要な 資源及び情報を利用できる体制(責任及び権限の明確化を含む。) を確保する。
- e) これらのプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合 は、これを要しない。
- <u>f)</u> これらのプロセスについて、意図した結果を得るため、及び、実効性を維持するため に、所要の措置(プロセスの変更含む。)を講ずる。
- g) これらのプロセス及び保安管理組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたも のにする。
- h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。
- i) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全を確保する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含める。
- j) 保安管理組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を考慮し、以下のような状態となることを目指して、健全な安全文化の育成及び維持のための取組みを実施す

補 正 後

あり、保安規定の記載事項をさらに詳細に記載した規程書、その他業務に必要な手順書(社 内文書呼称としての「~規程」、計画書類を含む。以下、「手順書等」という。)が含まれる。

④ 計測機器

保安規定に記載している計器、プロセスの監視及び測定に用いる監視・測定機器及び放射線測定器等を総称して本計画では計測機器という。

⑤ 活動期間(年度)

保安活動の活動期間は期間毎に以下の業務に適用する。

(1) 毎年 1月 1日~ 12月 31日

マネジメントレビュー、保安品質会議、保安品質目標、内部監査、保安不適合管理、工事計画管理、その他識別番号に暦年を含む文書やデータベースの発番管理

(2) 毎年 4月 1日~ 3月 31日

教育・訓練、放射線安全委員会、放射線管理、記録確認、その他(1)に記載した活動 以外の保安活動

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 品質マネジメントシステムの確立

保安管理組織は、本計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、そのマネジメントシステムの実効性を維持する (保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。) ため、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、システムを継続的に改善する。

(2) 重要度の考慮

品質マネジメントシステムの<mark>確立及び運用においては、事故が発生した場合に加工施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、以下のa)からc)までに掲げる事項を考慮した加工施設における保安活動の管理の重み付けである保安活動の重要度に応じて、</mark>要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、4.2.1項に示す文書に適宜定める。

- a) 組織、プロセス又は加工施設の重要度、複雑性、独自性、又は斬新性の程度
- b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ。なお、「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。
- c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響。なお、「通常想定されない事象」 とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。

(3) 関係法令の明確化

保安管理組織は、加工施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に 認識し、本計画にて規定する文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書(記録 を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。

(4) 実施事項

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

備考

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
<u>5.</u>	保安管理組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、	
(a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	そのプロセスを保安管理組織に適用することを別図1-2「品質マネジメントシステム文	
(b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	書体系図」に示す文書に定め、次に掲げる業務を行う。	
(c) 組織の全ての要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確	
その業務に責任を持っている。	<u>に定める。</u>	
(d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	b) これらのプロセスの順序及び相互の関係 (組織内のプロセス間の相互関係を含む。)	
(e) 組織の全ての要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安	を別図1-3「品質マネジメントシステムのプロセスフロー」に明確にする。	
全に対する自己満足を戒めている。	c) これらのプロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安活動状況を示す指標	
(f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された	(以下「保安活動指標」と <mark>いい、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規</mark>	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関す	不足分を追加
(g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を	る領域に係るものを除く。)を含む。)、当該指標に係る判断基準及び方法を明確にす	

は、これを要しない。

(3) 品質マネジメントシステムの運用においては、保安活動の重要度に応じて、以下の事項 を考慮して、要求事項の適用の程度についてグレード分けを行い、4.2.1項 に示す文書 に適宜定める。

(h) 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が

- a) 組織、プロセス又は加工施設の重要度、複雑性、独自性、又は斬新性の程度
- b) プロセス又は加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度

改善する基礎としている。

必要なコミュニケーションを取っている。

- c) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼ すおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の程度
- d) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画さ れ、若しくは実行されたことにより環境又は従業員等に及ぼし得る影響の程度
- e) 検査又は試験による原子力の安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- f) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性
- g) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中の検査及び取替えの難易度
- (4) 保安管理組織は、加工施設に適用される関係法令を明確に認識し、本計画にて規定す る文書その他の品質マネジメントシステムに必要な文書に明記する。
- (5) 保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別 業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合 には、その管理を [7.4 調達] で明確にする。また、社内の保安管理組織外の組織に業 務依頼する場合は、[7.5.6保安管理組織外への業務依頼]で明確にする。
- (6) 保安管理組織は、保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1(3)参照)に基づ き資源の適切な配分を行う。

f) これらのプロセスについて、意図した結果を得るため、及び、実効性を維持するため に、所要の措置(プロセスの変更含む。)を講ずる。

g) これらのプロセス及び保安管理組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたも のにする。

d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下、「監視測定」という。) に必要な

資源及び情報を利用できる体制(責任及び権限の明確化を含む。)を確保する。 e) これらのプロセスを監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合

h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進す

- i) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子 力の安全を確保する。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な 影響と原子力の安全に係る安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特 定し解決することを含める。
- j) 保安管理組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を考慮し、以下のような状 態となることを目指して、健全な安全文化の育成及び維持のための取組みを実施す
 - (a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - (b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
 - (c) 組織の全ての要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し その業務に責任を持っている。
 - (d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
 - (e) 組織の全ての要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安 全に対する自己満足を戒めている。
 - (f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された 問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - (g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を <u>改善する基礎としている。</u>
 - (h) 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が 必要なコミュニケーションを取っている。
- (5) 外部組織へのプロセスの委託

保安管理組織は、プロセス又は加工施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別 業務等要求事項」という。) への適合に影響を及ぼすプロセスを社外に外部委託する場合 には、当該プロセスが管理されているようにするための手順を、7.4項「調達」で明確に

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の

補 正 後

備考

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに 規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。

- (1) 保安品質方針(品質に関する宣言)及び保安品質目標
- (2) 保安品質保証計画書及び保安品質保証計画書が要求する文書化された手順(規程書)

及び記録

以下の規程書

<u> </u>			
第4条の 関連条項	保安品質保 証計画書の 関連条項	社内2次文書名	第4条以外の関連条項
4.2	4.2	文書管理規程	
4.2	4.2	保安に関する記録・報告規程	
			第 97 条、第 98 条
5.1	5.1	品質に関する宣言 (1次文書)	
5.3	5.3	品質目標管理規程	
5.4	5.4	保安品質マネジメントレビュー規程	
5.5	5.5	保安管理組織職務規程	第 16 条、第 17 条、第 18 条、
		加工施設の定期評価規程	第 19 条、第 20 条
5.6	5.6	保安品質マネジメントレビュー規程	
6.2	6.2	保安教育実施規程	第 23 条
6.3	6.3	設備保守管理規程	第 58 条から第 58 条の 4、第 60 条、第 62 条、第 65 条の 2
		施設変更管理規程	htt oo hi) > htt == h
6.4	6.4	放射線管理規程 火災防護計画	第 38 条から第 57 条 第 76 条の 2 から第 80 条の 3
7.2	7.2	文書管理規程 保安管理組織職務規程	
7.3	7.3	設備保守管理規程	第 58 条から第 58 条の 4、第 60 条、第 62 条、第 65 条の 2
7.4	7.4	購買規程	
7.5	7.5	核燃料加工施設操作規程	第 27 条、第 28 条、第 30 条、第 31 条、第 34 条から第 35 条の 2
7.6	7.6	設備保守管理規程	
8.1	8.1	加工施設の定期評価規程	
8.3	8.3	保安品質監査規程	
8.5	8.5	設備保守管理規程	
8.6	8.6	保安不適合管理及び是正・未然防止処置	
8.8	8.8	規程	
0.0	0.0	况性	

定める。また、社内の保安管理組織外の組織に業務依頼する場合は、<mark>当該プロセスが管理</mark> されているようにするための手順を、7.5.6項[保安管理組織外への業務依頼]で明確に

(6) 資源の配分

保安管理組織は、保安活動の重要度に応じてグレード分けの結果(4.1<mark>項</mark>(3)参照)に基づ 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の き資源の適切な配分を行う。

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

保安管理組織は、以下の事項を含めて品質マネジメントシステムの文書を作成し、これに 規定した事項を実施する。また、記録は適正に作成する。

- (1) 保安品質方針(品質に関する宣言)及び保安品質目標
- (2) 保安品質保証計画書及び保安品質保証計画書が要求する文書化された手順(規程書) 及び記録

以下の規程書

第4条の保安品質保	社内2次文書名	第4条以外の関連条項
明本久石 証計囲書の	区门200人自有	が
^{財連条項} 関連条項		
4.2 4.2	文書管理規程	
	保安に関する記録・報告規程	第 97 条、第 98 条
5.1 5.1	品質に関する宣言 (1次文書)	
5.3 5.3	品質目標管理規程	
5.4 5.4	保安品質マネジメントレビュー規程	
5.5 5.5	保安管理組織職務規程	第 16 条、第 17 条、第 18 条、
	加工施設の定期評価規程	第 19 条、第 20 条
5.6 5.6	保安品質マネジメントレビュー規程	
6.2 6.2	保安教育実施規程	第 23 条
6.3 6.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60
		条、第 62 条、 <mark>第 64 条の 2、第</mark>
		65 条
	施設変更管理規程	
6.4 6.4	放射線管理規程	第 38 条から第 57 条
	火災防護計画	第76条の2から第80条の3
7.2 7.2	文書管理規程	
	保安管理組織職務規程	
7.3 7.3	設備保守管理規程	第58条から第58条の4、第60
		条、第62条、第64条の2、第
		65 条
7.4 7.4	購買規程	
7.5 7.5	核燃料加工施設操作規程	第 27 条、第 28 条、第 30 条、
		第 31 条、第 34 条から第 35 条
		の2
7.6 7.6	設備保守管理規程	
8.1 8.1	加工施設の定期評価規程	
8.3 8.3	保安品質監査規程	
8.5 8.5	設備保守管理規程	
8.6 8.6	保安不適合管理及び是正・未然防止処置	
8.8 8.8	規程	

不足分を追加

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

(3) 実効性のあるプロセスを計画的に実施し、管理するための保安管理組織が定めた規程 類及びそれらに基づく記録

以下の品質マネ	以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録				
第4条の 関連条項	記録の種類	保存 期間	記録・保存責任者		
5. 6. 3 (2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長		
6.2.2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長又は 担当部長		
7.1(3) e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事 項を満たしていることを実証するために必 要な記録*2	*2	担当部長		
7. 2. 2 (3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	5年	保安管理部長		
7. 3. 2 (1) 7. 3. 4 (3) 7. 3. 5 (2) 7. 3. 6 (3)	・設計・開発の要求事項、レビュー、検証及 び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置 があればその記録	5年	担当部長		
7. 3. 7 (1) 7. 3. 7 (4)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変更のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録				
7. 4. 1 (4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によっ て必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長		
7. 5. 2 (3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長		
7. 5. 3 (3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長		
7. 5. 4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要 と判断した場合の記録	5年	担当部長		
7.6(3) a) 7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録 校正及び検証の結果の記録	5年	品質保証部長及び 保安管理部長		
7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結 果の妥当性評価の記録	5年	担当部長		
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長		
8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	*3	担当部長		
8.5(4)	リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録	*3	担当部長		
8.6(2), (3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長		
8.8.2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長		
8.8.3(2) d)	未然防止処置に関する記録	5年	保安管理部長		

- *1:12年または在籍期間の長い方とする。(ただし、別表18の7項の記録は除く)
- *2: 対象は別表18の各記録のうち1項、8項及び9項を除くものとし、保存期間は別表 18の各記録に定める期間とする。
- *3: 別表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。
- *4: トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。
- これらの体系を別図1-2に示す。

(3) 実効性のあるプロセスを計画的に実施し、管理するための保安管理組織が定めた規程 類及びそれらに基づく記録

以下の品質マネジメントシステムの運用に関する記録

以下の品質マネ	<u> </u>		
第4条の 関連条項	記録の種類	保存 期間	記録・保存責任者
5. 6. 3 (2)	マネジメントレビューの結果の記録	5年	保安管理部長
6. 2. 2 e)	教育・訓練、技能及び経験について該当する記録	*1	環境安全部長又は 担当部長
7.1(3) e)	個別業務プロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録*2	*2	担当部長
7. 2. 2(3)	個別業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	5年	保安管理部長
7. 3. 2(1)	│ ・設計・開発の要求事項、レビュー、検証及		
7. 3. 4(3)	び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置		
7. 3. 5 (2)	があればその記録		
7. 3. 6 (3)		5年	担当部長
7. 3. 7(1)	設計・開発の変更の記録、設計・開発の変		
7. 3. 7 (4)	更のレビューの結果の記録及び必要な処置 があればその記録		
7. 4. 1 (4)	供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録	5年	保安管理部長
7. 5. 2 (3)	プロセスの妥当性確認に関する記録	*3	担当部長
7. 5. 3 (3)	個別業務に関するトレーサビリティの記録	*4	担当部長
7. 5. 4	組織の外部の所有物に関して、組織が必要 と判断した場合の記録	5年	担当部長
7.6(3) a) 7.6(3) a)	校正又は検証に用いた基準の記録 校正及び検証の結果の記録	5年	品質保証部長及び 保安管理部長
7.6(3) e)	計測機器の校正が外れた時の過去の測定結 果の妥当性評価の記録	5年	担当部長
8.3(8)	内部監査の結果の記録	5年	保安管理部長
8.5(3)	検査及び試験の合否判定基準への適合の記 録	*3	担当部長
8. 5 (4)	リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録	*3	担当部長
8.6(2), (3)	不適合の処置に関する記録	5年	保安管理部長
8. 8. 2(1) f)	是正処置等に関する記録	5年	保安管理部長
8. 8. 3 (2) d)	未然防止処置に関する記録		保安管理部長

- *1:12年または在籍期間の長い方とする。(ただし、別表18の7項の記録は除く)
- *2: 対象は別表18の各記録のうち1項、8項及び9項を除くものとし、保存期間は別表 18の各記録に定める期間とする。
- *3: 別表18の「加工施設の検査記録」に定めるところによる。
- *4: トレーサビリティの記録は、保安に関する全般の記録に併せて記録保管される。 これらの体系を別図1-2に示す。

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 4.2.2 品質マニュアル 4.2.2 品質マニュアル 次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成 次の事項を含む品質マニュアルとして、「保安品質保証計画書」を保安管理責任者が作成 し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、マネジメントレビューにお し、放射線安全委員会での審議を経て社長が承認する。改訂は、マネジメントレビューにお いて、品質マネジメントシステムの変更の必要性が指摘された場合を含め、変更の必要が いて、品質マネジメントシステムの変更の必要性が指摘された場合を含め、変更の必要が 生じた場合に実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。 生じた場合に実施し、改訂する場合にも、上記と同じ手続きを経て社長が承認する。 a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項 b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項 d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項 d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項

を参照できる名称や文書番号等の情報

h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

4.2.3 文書管理

(1) 保安管理組織は、上記4.2.1 項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書 について、次項を含む管理を行う。

g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれら

a) (2) に規定する「文書管理規程」に基づく文書の管理

e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項

f) 品質マネジメントシステムの適用範囲

- b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- c) 文書の組織外への流出等の防止
- d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき 講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- (2) 保安管理組織は、以下を確実に実施するため、「文書管理規程」を定める。ただし、記録は、文書の一種ではあるが、[4.2.4 記録の管理] に従って管理する。
 - a) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。
 - b) 品質マネジメント文書は、発行後、文書の有効性の評価や見直しの要否等の審査を 行い、必要に応じて改訂する。
 - c) a) 及びb) の評価及び審査には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門の 要員を参加させる。
 - d) 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。
 - e) 該当する文書の適切な制定版又は改訂版が、必要なときに、必要なところで利用可能な状態にするために電子文書管理システム又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。
 - <u>f)</u> 文書は読みやすく、文書番号を付すことにより識別を行い検索が容易にできるよう にする。(さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。)
 - g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部からの文書については、その入手に主たる責任を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。
 - h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切 な識別をする。

4.2.3 文書管理

(1) 保安管理組織は、上記4.2.1項に記載した品質マネジメントシステムを構成する文書について、次項を含む管理を行う。

g) 品質マネジメントシステムについて確立された文書化された手順書等、またはそれら

a) (2) に規定する「文書管理規程」に基づく文書の管理

h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

- b) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- c) 文書の組織外への流出等の防止

e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項

f) 品質マネジメントシステムの適用範囲

を参照できる名称や文書番号等の情報

- d) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき 講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- (2) 保安管理組織は、要員が判断および決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に 当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な品質マネジメ ント文書を利用できるよう以下に掲げる事項を含めた「文書管理規程」を定める。ただ し、記録は、文書の一種ではあるが、4.2.4項[記録の管理]に従って管理する。
 - a) 品質マネジメント文書は、発行前にその妥当性を審査し、発行を承認する。
 - b) 品質マネジメント文書は、発行後、<mark>改訂の必要性について評価するとともに、改訂</mark> に当たっては発行時と同様に、その妥当性を審査し、改訂を承認する。
 - c) a)及びb)の評価及び審査には、その対象となる文書に定める活動を実施する部門 (第16条に定める管理組織の最小単位をいう。) の要員を参加させる。
 - d) 文書の変更の識別及び最新版の改訂状況の識別を確実にするため、電子文書管理システムに登録し、適用する版の管理を適切に行う。
 - e) 該当する文書の適切な制定版又は改訂版が、必要なときに、必要なところで利用可能な状態にするために電子文書管理システム又はその内容に主たる責任を持つ主管部門が適用する版を台帳に記録する等により明確にする。
 - f) 文書は読みやすく、文書番号を付すことにより識別を行い検索が容易にできるよう にする。(さらに文書を改訂する場合には、その変更内容、変更理由を明確にする。)
 - g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安管理組織が必要と決定した保安管理組織の外部からの文書については、その入手に主たる責任を持つ主管部門が明確にし、その配付を含めた手順を定め管理する。
 - h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、旧版を保存する場合には、適切 な識別をする。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
4.2.4 記録の管理 (1) 保安管理組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために作成する記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようにし、保安活動の重要度に応じて管理する。 主な対象は、保安規定の別表18 に定める記録、4.2.1(3)項に示す品質マネジメントシステムの運用に関する記録等がある。 (2) 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。	4.2.4 記録の管理 (1) 保安管理組織は、個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために作成する記録の対象を明確にし、かつ、記録は読みやすく、容易に内容を把握することができ、検索可能とするようにし、保安活動の重要度に応じて管理する。 主な対象は、別表18に定める記録、4.2.1項(3)に示す品質マネジメントシステムの運用に関する記録等がある。 (2) 保安管理部長は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安に関する記録・報告規程」を定める。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 5. 経営責任者等の責任 5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメント 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメント システムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる システムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる 業務を行うことによって実証する。

- (1) 法令、規制要求を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保 安品質方針を設定し、全社に周知する。
- (2) 保安品質目標及びその達成のための施策を各部長に活動期間ごとに定めさせる。
- (3) 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献すること を確実にする。これには、社長が原子力の安全の重要性を認識して、組織全体の安全文 化のあるべき姿を定めることを含む。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。
- (6) 法令・規則要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、 保安管理組織の要員に周知する。
- (7) 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に認
- (8) 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優 先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、保安管理組織の意思決定に当たり、原子力の安全を最優先に位置付け、プロセス 及び加工施設が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がコストその他の事由 によって損なわれないことを確実にする。

5.3 品質方針

社長は、保安管理組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、健全な安全文化を育成し 維持するための方針及び関係法令の遵守に係る方針を含む品質方針である「保安品質方針 (品質に関する宣言)」を制定し、必要に応じて見直す。保安品質方針の制定及び見直しに おいては、次の事項に適合していることを確実にするとともに、技術的、人的及び組織的な 要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮 する。

- (1) 誠実、安全を最優先とするGNF-J の理念に対して適切なものであること。
- (2) 原子力の安全の要求事項を満たすこと及び品質マネジメントシステムの実効性の維持 に対して、責任を持って関与すること。
- (3) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこ
- (4) 保安管理組織全体に周知され、理解されるようにすること。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもって関与すること
- (6) 加工事業者として必要な組織運営に関する方針と整合をとり、原子力の安全に影響を 及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。

業務を行うことによって実証する。

- (1) 法令、規制要求を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を含めた保 安品質方針を設定し、全社に周知する。
- (2) 保安品質目標及びその達成のための施策を各部長に活動期間ごとに定めさせる。
- (3) 保安管理組織の要員が、健全な安全文化を育成し維持するための活動に貢献すること を確実にするため、要員が育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。
- (4) マネジメントレビューを実施する。
- (5) 品質マネジメントシステムに必要な資源が利用できる体制を確保する。
- (6) 法令・規則要求事項を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、 保安管理組織の要員に周知する。
- (7) 自らが担当する業務を理解し、遂行する責任を有することを、保安管理組織の要員に 認識させる。
- (8) 保安管理組織の全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優 先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5.2 原子力の安全の確保の重視

社長は、保安管理組織の意思決定に当たり、原子力の安全を最優先に位置付け、プロセス 及び加工施設が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がコストその他の事由 によって損なわれないことを確実にする。

5.3 品質方針

社長は、保安管理組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、健全な安全文化を育成し 維持するための方針及び関係法令の遵守に係る方針を含む品質方針である「保安品質方針 (品質に関する宣言)」を制定し、必要に応じて見直す。保安品質方針の制定及び見直しに おいては、次の事項に適合していることを確実にするとともに、技術的、人的及び組織的な 要因並びにそれらの相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮 <u>する。</u>

- (1) 誠実、安全を最優先とするGNF-Jの理念に対して適切なものであること。
- (2) 原子力の安全の要求事項を満たすこと及び品質マネジメントシステムの実効性の維持 に対して、責任を持って関与すること。
- (3) 各部長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでフォローアップを行うこ
- (4) 保安管理組織全体に周知され、理解されるようにすること。
- (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任をもって関与すること。
- (6) 加工事業者として必要な組織運営に関する方針と整合をとり、原子力の安全に影響を 及ぼす可能性のある要素を考慮して、安全性が損なわれないように管理すること。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)		備考
5.4 計画 5.4.1 品質目標 社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部長に対し、各部門の保安品質目標を次の要領で設定させる。 品質保証部長は、保安品質目標の設定や管理に関して「品質目標管理規程」を定める。 (1) 各部長は、保安品質方針及び全社保安品質目標に基づき、業務の要求事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。 (2) 社長は、保安管理責任者に、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれており、その達成度が判定可能であることを確認させる。	5.4 計画 5.4.1 品質目標 社長は、保安品質方針に基づく品質目標として、毎年全社保安品質目標を設定し、各部長に対し、各部門の保安品質目標を次の要領で設定させる。 品質保証部長は、保安品質目標の設定や管理に関して「品質目標管理規程」を定める。 (1) 各部長は、保安品質月標の設定や管理に関して「品質目標管理規程」を定める。 (1) 各部長は、保安品質方針及び全社保安品質目標に基づき、業務の要求事項を満たすために必要なものを含めた自部門の保安品質目標を作成し、文書化する。作成に当たっては、品質目標を達成するための計画として、「実施事項」、「必要な資源」、「責任者」、「実施事項の完了時期」、及び「結果の評価方法」を含める。 (2) 社長は、保安管理責任者に、各部長の保安品質目標が保安品質方針及び全社保安品質目標と整合がとれており、その達成状況を監視測定して評価可能であることを確認させる。	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの[4.1 一般要求事項]を満たすために、保安管理責任者に品質マネジメントシステムの詳細を「保安品質保証計画書」として文書化させ、承認する。 (2)プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、次の事項を適切に考慮して、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れたものとする。 a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置他) b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割り当て	 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、保安品質目標及び品質マネジメントシステムの4.1項[一般要求事項]を満たすために、保安管理責任者に品質マネジメントシステムの詳細を「保安品質保証計画書」として文書化させ、承認する。 (2) 社長は、プロセス、組織等の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセス、組織等の軽微な変更を含む。)を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、保安活動の重要度に応じて、保安管理責任者に次の事項を適切に考慮させ、その変更によって品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されるようにさせる。 a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及びそれによって起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置他) b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持。() 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割り当て 	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加
5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 (1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を [別図1 保安管理組織図] に定め、 関係する要員が責任を持って業務を遂行できるにする。 (2) 保安管理部長は、上記の組織内の責任及び権限を「保安管理組織職務規程」に定め、 全社に周知する。 (3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。 a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。 b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。	5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 (1) 社長は、保安に関する品質保証活動を行う組織を別図1 [保安管理組織図] に定め、関係する要員が責任 (担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。) を持って業務を遂行できるにする。 (2) 保安管理部長は、上記の部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を「保安管理組織職務規程」に定め、全社に周知する。なお、「部門相互間の業務の手順とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。 (3) 管理者は、以下の責任と権限を有する。 a) 本計画及び保安管理組織職務規程に定められた業務を自ら実施する。 b) 管理下の組織の要員を指揮監督して同業務を実施させ、それを統括する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

5.5.2 品質マネジメントシステム管理者

- (1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にするため、技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。
- (2) 保安管理責任者は、与えられている他の責務とかかわりなく、以下の責任及び権限を有する。
- a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に 対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともに維持を確実にする。
- b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、 社長に報告する。
- c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し維持することにより、原子力 の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
- d) 保安管理組織全体にわたって、関係法令を遵守することを確実にする。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び 権限を与える。なお、各管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置い て、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限 は、文書で明確に定める。
 - a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。
 - b) 業務に従事する要員の、個別業務等要求事項についての認識を高める。
 - c) 個別業務の成果を含む実施状況について評価する。
 - d) 関係法令を遵守するとともに、健全な安全文化を育成し維持する。
- (2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。
 - a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視 測定する。
 - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的 に行えるようにする。
 - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
- d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施 設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
- e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
- (3) 各管理者は、管理監督する業務に関する自己評価をあらかじめ定めた間隔で行う。

5.5.4 内部コミュニケーション

社長は、保安管理責任者及び各管理者の間で、品質マネジメントシステム運営に必要な情報交換が行われる場や仕組みを確立すると同時に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにし、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有できるようにする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

補 正 後

5.5.2 品質マネジメントシステム管理者

- (1) 社長は、本計画に記載された品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されることを確実にするため、<mark>技術管理担当の上席執行役員又は</mark>技術管理担当の執行役員をその責任及び権限を有する品質マネジメントシステム管理者である「保安管理責任者」に任命する。
- (2) 保安管理責任者は、与えられている他の責務とかかわりなく、以下の責任及び権限を有する。
 - a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの詳細を文書化して確立し、各組織に 対して効果的に実施させ、継続的に改善するとともに維持を確実にする。
 - b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、 社長に報告する。
 - c) 保安管理組織全体にわたって、健全な安全文化を育成し維持することにより、原子力 の安全の確保についての認識を高めることを確実にする。
 - d) 保安管理組織全体にわたって、関係法令を遵守することを確実にする。

5.5.3 管理者

- (1) 社長は、保安管理組織の各管理者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び 権限を与える。なお、各管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置い て、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限 は、文書で明確に定める。
 - a) 個別業務プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性を維持する。
 - b) 業務に従事する要員の、個別業務等要求事項についての認識を高める。
 - c) 個別業務の成果を含む実施状況について評価する。
 - d) 関係法令を遵守するとともに、健全な安全文化を育成し維持する。
- (2) 各管理者は、前項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施する。
 - a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視 測定する。
 - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的 に行えるようにする。
 - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
 - d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、積極的に加工施 設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
 - e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。
- (3) 各管理者は、管理監督する業務に関する自己評価 (安全文化についての弱点のある分 野及び強化すべき分野に係るものを含む)を年1回以上行う。

5.5.4 内部コミュニケーション

社長は、保安管理責任者及び各管理者の間で、品質マネジメントシステム運営に必要な情報交換が行われる場や仕組みを確立すると同時に、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにし、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有できるようにする。

5.6 マネジメントレビュー

5.6.1 一般

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

備考

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確	
実にするために、年1回以上マネジメントレビューを開催し、品質マネジメントシステ	実にするために、年1回以上マネジメントレビューを開催し、品質マネジメントシステ	
<u>ムをレビューする。</u>	<u>ムをレビューする。</u>	
(2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方	
針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	針及び保安品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。	
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	
保安管理責任者は、少なくとも以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。	保安管理責任者は、少なくとも以下の事項をマネジメントレビューへ報告する。	
(1) 内部監査計画・結果	(1) 内部監査計画・結果	
(2) 原子力規制委員会からの意見、地域住民の意見及び安全文化の評価を含む組織の外部	(2) 原子力規制委員会からの意見、地域住民の意見及び安全文化の <mark>外部評価を含む外部監</mark>	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
<u>の者からの意見</u>	<mark>査の結果(外部監査を受けた場合に限る。)</mark> を含む組織の外部の者からの意見	不足分を追加
(3) プロセスの運用状況(プロセスの監視測定で得られた結果を含む。)	(3) プロセスの運用状況 (プロセスの監視測定で得られた結果を含む。)	
(4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下、「使用前事業者検査等」と	(4) 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下、「使用前事業者検査等」と	
いう。)並びに自主検査等(合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及び	いう。)並びに自主検査等(合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及び	
これらに付随するものに限る。)の結果	これらに付随するものに限る。)の結果	
(5) 保安品質目標の達成状況	(5) 保安品質目標の達成状況	
(6) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況	(6) 健全な安全文化を育成し維持するための活動の実施状況 (内部監査による安全文化の	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
(7) 関係法令の遵守状況 (3) 不済へががに見る(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点	不足分を追加
(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) (7) 関係社会の漢字特別	
(9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (10) 日質マネジメント ミステス に影響な みば 古事 (2) サイフ で 東	<u>(7) 関係法令の遵守状況</u> (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 <mark>(組織の内外で得られた知見(技術的</mark>	
(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (11) 改善のための提案	な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加
(11) <u>设置のための提案</u> (12) 資源の妥当性	<u>な進少により待りれたものを占む。)业のに不適古ての他の争家がり待りれた教訓を占</u> 。)	不足分を迫加
(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(これには、保安品質方針に影響を与え	<u>♥。ノ</u> (9) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	
るおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む)	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更	
	(11) <mark>部門又は要員からの</mark> 改善のための提案	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
	(12) 資源の妥当性	不足分を追加
	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性(これには、保安品質方針に影響を与え	
	るおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む)	
<u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u>	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	
(1) マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次の事項を決定する。	(1) マネジメントレビューの結果を受け、少なくとも次の事項を決定する。	
a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善(ここで	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
b) 個別業務の計画及び実施にかかわる保安活動の改善	「実効性の維持に必要な改善とは、」改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力	不足分を追加
c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要	を向上させるための活動をいう。)	
な資源	b) 個別業務の計画及び実施にかかわる保安活動の改善	
d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善を確保するために必要	
及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	<u>な資源</u> ル、焼みな安みさルの奈は及び維持に関する改美(安みさルについての起点のなる八野	
e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) 保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録し、これを管理する。	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野 及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	
(3) 各管理者は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。	<u>及い強化すべる分野が確認された場合における以善泉の検討を含む。)</u> e)関係法令の遵守に関する改善	
<u>(U) 口目性年は、(I) (Mに Uにず例に DV・C、必女は相</u> 里を研りる。	(2) 保安管理部長は、マネジメントレビューの結果を記録し、これを管理する。	
	(3) 各管理者は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講ずる。	
「	F C A /U 少日所入業	
5.6.4 保安品質会議 サービューを捕引する日的で、5.6.2 頂のインプット及	5.6.4 保安品質会議 サード 5.6.1項のマネジメントレビューを補完する日的で、5.6.2項のインプット及び	
社長は、5.6.1 項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2 項のインプット及	社長は、5.6.1項のマネジメントレビューを補完する目的で、5.6.2項のインプット及び	

び5.6.3 項のアウトプットのうち、一部の内容(不適合管理の実施状況、是正処置及び未 然防止処置の状況、等)に関して保安品質会議を必要に応じて開催し、それにより業務改 善の実施状況を監視し、継続的な改善活動を推進する。

6. 資源の運用管理

6.1 資源の確保

各管理者は、原子力の安全を確実なものにするために必要な保安活動に関する資源(人的 資源、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他必要な資源)を明 確にし、確保する。また、必要に応じて社長に提案する。社長は、提案に基づき、必要な資 源を提供する。

6.2 人的資源

6.2.1 一般

各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対して、適切な教育・ 訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

環境安全部長は、原子力の安全の達成に影響がある個別業務に従事する要員が必要な力量 を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、安全文化と関係法令等の遵守の重要性、保安品 質目標達成への貢献について認識を高めるため「保安教育実施規程」を要員確保上の処置 も含めて定める。

各管理者は、保安教育実施規程に基づき以下の事項を実施する。

- a) 保安に係わる業務を遂行する上でどのような力量が必要かを明確にするとともに、 担当者~課長相当職までを対象としてその力量の十分性を明確にする。
- b) 必要な力量を確保するために、該当する場合には必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は必要な他の措置を講ずる。
- c) 前号の措置の実効性を評価する。
- d) 要員が、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献及び原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識するようにする。
- e)力量、教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を作成し、管理する。

6.3 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系

- (1) 製造部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去、補修等の施設管理に関する事項を「設備保守管理規程」に定める。
- (2) 各管理者は、原子力の安全の達成のために必要な個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系に対して、点検、補修等の維持管理を行う。
- (3) 環境安全部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去等に際して必要となる、設計及び工事の計画の認可申請等の変更に関する一連の手続きを「施設変更管理規程」に定める。

補 正 後

5.6.3項のアウトプットのうち、一部の内容(不適合管理の実施状況、是正処置及び未然防止処置の状況、等)に関して保安品質会議を必要に応じて開催し、それにより業務改善の実施状況を監視し、継続的な改善活動を推進する。

6. 資源の運用管理

6.1 資源の確保

各管理者は、原子力の安全を確実なものにするために必要な保安活動に関する資源(人的 資源、個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系、作業環境その他必要な資源)を 特 定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源を(組織の外 部から調達する者を含む。) 明確にし、確保し、及び管理する。また、必要に応じて社長に 提案する。社長は、提案に基づき、必要な資源を提供する。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

備考

6.2 人的資源

6.2.1 一般

各管理者は、原子力の安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対して、適切な教育・ 訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を確認し、従事させる。

6.2.2 力量、教育・訓練及び認識

環境安全部長は、原子力の安全の達成に影響がある個別業務に従事する要員が必要な力量 を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、安全文化と関係法令等の遵守の重要性、保安品 質目標達成への貢献について認識を高めるため「保安教育実施規程」を要員確保上の処置 も含めて定める。

各管理者は、保安教育実施規程に基づき以下の事項を実施する。

- a) 保安に係わる業務を遂行する上で、必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する 知識を含め、どのような力量が必要かを明確にするとともに、担当者~課長相当職まで を対象としてその力量の十分性を明確にする。
- b) 必要な力量を確保するために、該当する場合には必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む必要な他の措置を講ずる。
- c) 前号の措置の実効性を評価する。
- d) 要員が、保安品質目標の達成に向けた自らの貢献、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献及び原子力の安全に対する当該個別業務の重要性を認識するようにする。
- e) 力量、教育・訓練、技能及び経験について該当する記録を作成し、管理する。
- 6.3 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- (1) 製造部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去、補修等の施設管理に関する事項を「設備保守管理規程」に定める。
- (2) 各管理者は、原子力の安全の達成のために必要な個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系に対して、点検、補修等の維持管理を行う。
- (3) 環境安全部長は、加工施設の設備・機器の新設、改造、更新、撤去等に際して必要となる、設計及び工事の計画の認可申請等の変更に関する一連の手続きを「施設変更管理規程」に定める。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 6.4 作業環境 6.4 作業環境 環境安全部長は、原子力の安全のために必要な作業環境として、7項に定める業務に関し 環境安全部長は、原子力の安全のために必要な作業環境として、7項に定める業務に関し 必要な「放射線管理規程」及び「火災防護計画」を定め、作業者の安全を確保する。また、 必要な「放射線管理規程」及び「火災防護計画」を定め、作業者の安全を確保する。また、 その他の作業環境(騒音、気温、湿度、照明等)は、労働安全衛生法等に従い、安全な作業 その他の作業環境(騒音、気温、湿度、照明、狭小の程度等)は、労働安全衛生法等に従い、 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 環境を確保する。 安全な作業環境を確保する。 不足分を追加 7. 個別業務の計画及び実施 7. 個別業務の計画及び実施 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画 7.1 個別業務に必要なプロセスの計画

- (1) 各管理者は、個別業務に必要なプロセスについての計画(以下、「個別業務プロセス計画」という。)として、保安活動に関する業務に必要なプロセスを定めた規程類を定め、そのプロセスを確立する。これには、4.1項(3)d)の事項を考慮することを含む。
- (2)個別業務プロセス計画を定めた規程類は、品質マネジメントシステム以外のプロセスの 要求事項を定めた規程類と整合性が取れていること。また、この整合性には業務計画を 変更する場合の整合性を含む。
- (3) 規程類の発行又は変更に当たって、次の各事項について明確化する。
 - a) 発行又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果
 - b) 個別業務又は加工施設に対する保安品質目標及び要求事項
 - c) 個別業務又は加工施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - d) その業務又は加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並 びにこれらの合否判定基準及びリリースの方法
 - e) 個別業務又は加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実 証するために必要な記録。
- (4) 個別業務プロセス計画は、個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項の明確化

個別業務の計画の策定に当たって、次の事項を明確にする。

- a) 組織の外部の者が明示していないものの、個別業務又は加工施設に不可欠な要求事項
- b) 個別業務又は加工施設に適用される法令・規格・規制要求事項
- c) その他当該業務への適用を決めた社内標準・手順

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 各プロセスの規程類で定める要求事項を、その要求事項を適用する前に、「文書管理規程」に従い、審査する。
- (2) 上記の審査においては、次の事項を確実にする。
- a) 法令・規制要求事項を含む、個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められている。
- b) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、 それについて解決されている。
- c)保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持っている(設備、技術的能力、

- (1) 各管理者は、個別業務に必要なプロセスについての計画(以下、「個別業務プロセス計画」という。)として、保安活動に関する業務に必要なプロセスを定めた規程類を定め、そのプロセスを確立する。これには、4.1項(2)c)の事項を考慮することを含む。
- (2) 個別業務プロセス計画を定めた規程類は、<mark>当該の個別業務プロセス</mark>以外のプロセスの 要求事項を定めた規程類と整合性が取れていること。また、この整合性には業務計画を 変更する場合の整合性を含む。
- (3) 個別業務プロセス計画を定めた規程類の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)に当たって、次の各事項について明確化する。
 - a) 策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
 - b) 個別業務又は加工施設に対する保安品質目標及び要求事項
 - c) 個別業務又は加工施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性
 - d) その業務又は加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並 びにこれらの合否判定基準及びリリースの方法
 - e) 個別業務又は加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実 証するために必要な記録。
- (4) 個別業務プロセス計画は、個別業務の作業方法に適したものとする。

7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス

7.2.1 個別業務等要求事項の明確化

個別業務の計画の策定に当たって、次の事項を明確にする。

- a) 組織の外部の者が明示していないものの、個別業務又は加工施設に不可欠な要求事項
- b) 個別業務又は加工施設に適用される法令・規格・規制要求事項
- c) その他当該業務への適用を決めた社内標準・手順

7.2.2 個別業務等要求事項の審査

- (1) 各プロセスの規程類で定める要求事項を、その要求事項を適用する前に、「文書管理規程」に従い、審査する。
- (2) 上記の審査においては、次の事項を確実にする。
- a) 法令・規制要求事項を含む、個別業務又は加工施設に対する要求事項が定められている。
- b) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、 それについて解決されている。
- c) 保安管理組織が業務に対する要求事項を満たす能力を持っている(設備、技術的能力、

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

管理能力等)。

- 管理能力等)。 (3) 保安管理組織
- (3) 保安管理組織は、上記の審査結果の記録及びその審査に基づきとられた処置を記録し管理する。
- (4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合、関連する文書を速 やかに改訂する。また、上記文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内 容を周知する。

7.2.3 組織の外部の者とのコミュニケーション

組織の外部の者との効果的なコミュニケーションを図るため、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。

外部との係り: 責任者① 原子力規制検査への対応: 保安管理部長② 許認可事項(保安規定を除く)の審査への対応: 環境安全部長③ 保安規定の審査への対応: 保安管理部長④ 定期事業者検査の報告に関する対応: 環境安全部長⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応: 環境安全部長⑥ 適合情報の公開及び技術情報の共有: 保安管理部長⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換: 担当部長

<u>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて「7.2.1 個別業務</u> 等要求事項の明確化」に基づき適切な処置を行う。

7.3 設計・開発

- 7.3.1 設計・開発の計画
- (1) 製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修他、安全機能を有する施設に関係する ソフトウェア等の設計・開発をその重要度に応じて管理するため、「設備保守管理規程」 を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制定の場合に加え、 重要な変更がある場合に設計・開発を行う。

各管理者は、これらの設計・開発を行う場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するに当たっては、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を含める。

- (2) 設計計画書には次の事項を明確にする。
- a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
- b) 設計・開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
- c) 設計・開発に関する責任及び権限
- d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) 効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするため、設計計画書 には、設計管理者(設計者の所属部門長)、設計を担当する者(以下「設計者」という) を明確にし、担当部長は、設計管理者にインタフェースの運営管理を行わせる。
- (4) 各管理者は、重要度区分に従い、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。
- 7.3.2 設計・開発へのインプット

(3) 保安管理組織は、上記の審査結果の記録及びその審査に基づきとられた処置を記録し管理する。

補 正 後

(4) 個別業務又は加工施設に対する要求事項が追加・変更された場合、関連する文書を速 やかに改訂する。また、上記文書の改訂があった場合には、関係する要員にその改訂内 容を周知する。

7.2.3 組織の外部の者とのコミュニケーション

組織の外部の者との効果的なコミュニケーションを図るため、対応責任者を次の通り定める。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含める。

外部との係り: 責任者① 原子力規制検査への対応: 保安管理部長② 許認可事項(保安規定を除く)の審査への対応: 環境安全部長③ 保安規定の審査への対応: 保安管理部長④ 定期事業者検査の報告に関する対応: 環境安全部長⑤ 使用前事業者検査の確認に関する対応: 環境安全部長⑥ 不適合情報の公開及び技術情報の共有: 保安管理部長⑦ 地方自治体、その他の関係者との情報交換: 担当部長

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

備考

<u>これらの責任者は、外部とのコミュニケーションの結果、必要に応じて7.2.1項 [個別業</u> 務等要求事項の明確化] に基づき適切な処置を行う。

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

7.3 設計·開発

- 7.3.1 設計・開発の計画
- (1) 製造部長は、加工施設の設備の導入、改造、補修他、安全機能を有する施設に関係する ソフトウェア等の設計・開発をその重要度に応じて管理するため、「設備保守管理規程」 を定める。原子力の安全のために重要な手順書等については、新規制定の場合に加え、 重要な変更がある場合に設計・開発を行う。

各管理者は、これらの設計・開発を行う場合には、設計計画書を作成し、管理する。また、設計計画書を作成するに当たっては、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を含める。

- (2) 設計計画書には次の事項を明確にする。
- a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
- b) 設計・開発の各段階に適した審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
- c) 設計・開発に関する責任及び権限
- d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源
- (3) 効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするため、設計計画書には、設計管理者(設計者の所属部門長)、設計を担当する者(以下「設計者」という)を明確にし、担当部長は、設計管理者にインタフェースの運営管理を行わせる。
- (4) 各管理者は、重要度区分に従い、設計の進行に応じて、設計計画書を適宜、適切に改訂する。

7.3.2 設計・開発へのインプット

	Lb //	
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後 	備考
(1) 設計者は、加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。	(1) 設計者は、加工施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。	
インプットには次の事項を含める。 a)機能又は性能に関する要求事項(設計・工事認可の安全設計に関する事項等)	インプットには次の事項を含める。 a)機能又は性能に関する要求事項(設計・工事認可の安全設計に関する事項等)	
b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報	b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報	
c) 適用される法令・規制要求事項(加工施設の技術基準に関する規則等)	c) 適用される法令・規制要求事項(加工施設の技術基準に関する規則等)	
d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
(2) 保安管理組織は、加工施設の要求事項に関連するインプットについては、その妥当性	(2) 保安管理組織は、加工施設の要求事項に関連するインプットについては、その妥当性	
<u>を審査し、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反するこ</u> とがないようにする。	<u>を審査し、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反するこ</u> とがないようにする。	
<u> </u>		
7.3.3 設計・開発からのアウトプット	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	
(1) 設計者は、設計・開発からのアウトプットをインプットと対比した検証を行うのに適	(1) 設計者は、設計・開発からのアウトプットをインプットと対比した検証を行うのに適	
した形式とする。また、リリース (7.4 調達) の前に、設計管理者の承認を受けなけれ	した形式とする。また、リリース <mark>(7.4項[調達])</mark> の前に、設計管理者の承認を受けな	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
<u>ばならない。</u> (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。	<u>ければならない。</u> (2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態であること。	適正化
a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
b) 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む。) に対して適切な情報(設備の機能が	b) 調達及び業務の実施(加工施設の使用を含む。) に対して適切な情報(設備の機能が	
喪失あるいは劣化することを防止するために、特別の環境条件を設定する必要がある	喪失あるいは劣化することを防止するために、特別の環境条件を設定する必要がある	
などといった条件を含む)を提供する。	などといった条件を含む)を提供する。	
c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	
d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。	
7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計・開発のレビュー	
(1) 設計管理者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された	(1) 設計管理者は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画された	
通りに体系的な審査を行う。	通りに体系的な <mark>レビュー</mark> を行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	a) 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	適正化
(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発の段階に関連する	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発の段階に関連する	
各部の代表及び当該設計・開発に係る専門家を含める。	各部の代表及び当該設計・開発に係る専門家を含める。	
(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	
7.3.5 設計・開発の検証	7.3.5 設計・開発の検証	
(1) 設計管理者は、設計・開発からのアウトプットが設計・開発へのインプットで与えら	(1) 設計管理者は、設計・開発からのアウトプットが設計・開発へのインプットで与えら	
れている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに適切な	れている要求事項を満たしていることを確実にするために、 <mark>設計開発計画に従ってプロ</mark>	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
段階において検証を実施させ承認する。	セスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の	不足分を追加
(2) 検証結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。	確認を行うこと含む検証を実施させ承認する。	
<u>(3) (1)の検証は、当該の設計者以外の者が行う。</u>	(2) 検証結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。 (3) (1)の検証は、当該の設計者以外の者が行う。	
	(3) (1)の機能は、自該の設計有以外の有が1])。	
<u>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</u>	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	
(1) 設計者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応	(1) 設計者は、結果として得られる加工施設が、指定された用途又は意図された用途に応	
じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って設計・開発の妥当性確認を実施する	じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って設計・開発 の妥当性確認を実施する。なお、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことがで	 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の
<u>の妥当性確認を実施する。</u> (2) 実行可能な場合には、加工施設の使用前に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使	の妥当性確認を美施する。 なわ、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該機器等の使用を開始する前に妥当性確認を行う。	補正の理田(I) 品質官理基準規則の解析の 不足分を追加
用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試運転又は機能試験で確	(2) 実行可能な場合には、加工施設の使用前に、上記の妥当性確認を完了する。ただし、使	I ACA CACAR
認してもよい。	用前確認を受けた以降でないと妥当性確認ができない場合は、試運転又は機能試験で確	

(3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。

7.3.7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計者は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。
- (2) 設計管理者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計管理者は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
- (4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 業務部長は、以下の調達製品(調達する物品及び役務を合わせて調達製品という。)の 調達に関し、要求事項に適合することを確実にするため、「購買規程」を定める。
- (2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を調達製品の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達製品要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定める。具体的には、次項に示すような当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。
 - <u>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業</u> 用工業品の技術的な評価を行うこと。
 - <u>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に</u> 当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
- (3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従って 調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者 の選定及び評価の判定基準を定める。
- (4) 保安管理部長は、評価の結果、及び評価によって必要とされた処置があればその処置の記録を作成し、管理する。
- (5) 業務部長は、適切な調達管理を行うために、調達要求事項(調達製品の調達後におけ る維持又は運用に必要な技術情報を取得するための方法及び当該情報を他の加工事業者 と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を含む。)を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する調達要求事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の連絡書等に文書化する。
 - a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対するGNF-J の承認に関する要求事項
 - b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する 要求事項
 - c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項

補 正 後

(3) 妥当性確認の結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。

7.3.7 設計・開発の変更管理

認してもよい。

- (1) 設計者は、設計・開発変更内容を設計計画書に明確に記載しその記録を維持する。
- (2) 設計管理者は、設計変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計管理者は、設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。
- (4) 変更のレビューの結果、及び必要な処置があればその処置の記録を作成し、管理する。

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

- (1) 業務部長は、以下の調達製品(調達する物品及び役務を合わせて調達製品という。)の調達に関し、要求事項に適合することを確実にするため、「購買規程」を定める。
- (2) 保安管理部長は、グレード分けに応じて、調達製品の供給者及び調達製品に適用される管理の方法 (調達製品が調達要求事項に適合していることを確認するための、機器単位の検証や調達製品の妥当性確認等の適切な方法) 及び程度を定める。(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。) この場合において、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を調達製品の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達製品要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定める。具体的には、以下に示すような当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。
 - <u>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業</u> 用工業品の技術的な評価を行うこと。
 - <u>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に</u>当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
- (3) 保安管理部長は、(2)で定めた管理の方法と程度に応じて、供給者が要求事項に従って 調達製品を供給する能力を判断の根拠として供給者を評価し、選定する。また、供給者 の選定及び評価の判定基準を定める。
- (4) 保安管理部長は、評価の結果、及び評価によって必要とされた処置があればその処置の記録を作成し、管理する。
- (5) 調達請求元は、調達製品を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の 実施に必要な事項(調達製品の調達後における維持又は運用に必要な技術情報を取得す るための方法及び当該情報を他の加工事業者と共有する場合に必要な措置に関する管理 方法を含む。)を定める。

7.4.2 調達要求事項

- (1) 調達請求元は、次の事項のうち該当する事項並びに保安に関する調達要求事項を含め、調達製品に対する要求事項を定め、仕様書又はその他の連絡書等に文書化する。
 - a) 調達製品、手順、プロセス及び設備に対するGNF-Jの承認に関する要求事項
 - b) 公的資格や供給者の社内認定制度による認定等、供給者の要員の適格性確認に関する 要求事項
 - c) 供給者の品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告 (偽造品又は模造品等の報告を含む。) 及び処理に関する要求事項

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

備考

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の

- e) 供給者が健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を加工施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達製品等に関し必要な要求事項(調達製品の調達後におけるこれらの維持 又は運用に必要な技術情報(保安に関するものに限る。)の提供に関すること、等)
- (2) 調達製品要求事項として、調達製品の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の 個別業務を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ること を含める。
- (3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確 認する。
- (4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事 項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするた めに、「購買規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。
- (2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製 品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7.5 業務の実施

各管理者は、個別業務プロセス計画に基づき、次の事項を実施する。

7.5.1 業務の管理

各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には 次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。

- (1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報を利用できる体制にすること。
- (2) 要員が必要に応じて規程類等が利用できる体制であるように、4.2.3 項「文書管理」 に従って管理すること。
- (3) 保安規定で定める加工施設及び設備において核燃料物質を取り扱うとともに、日常の 設備点検及び定期事業者検査等を行うこと。
- (4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6 項「監視機器及び測定機 器の管理」に基づき管理すること。
- (5) 保安規定第30 条に規定された加工施設の操作に関する監視及び測定が、また、保安規 定第38 条~第55 条及び第74 条~第75 条の2に定められた放射線管理及び放射性廃棄 物管理に係る監視及び測定が実施されていること。
- (6) 関連する規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果また は測定結果に基づき、個別業務のリリースに関する承認が行われていること。

7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視 又は測定で検証することが不可能で、その結果、個別業務が実施された後でしか不具合 が顕在化しない場合には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確認を 行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画とおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。
- (4) 各管理者は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続

補 正 後

- e) 供給者が健全な安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を加工施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達製品等に関し必要な要求事項 (調達製品の調達後におけるこれらの維持 又は運用に必要な技術情報(保安に関するものに限る。)の提供に関すること、等)
- (2) 調達製品要求事項として、調達製品の供給者の工場等で使用前事業者検査等その他の 個別業務を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ること を含める。
- (3) 調達請求元は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確
- (4) 調達請求元は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事 項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7.4.3 調達製品の検証

- (1) 調達請求元は、調達製品が規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするた めに、「購買規程」に基づき必要な検証又はその他の活動を実施する。
- (2) 供給者先に出向いて検証を実施する場合、調達請求元は、その検証の要領及び調達製 品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。

7.5 業務の実施

各管理者は、個別業務プロセス計画に基づき、次の事項を実施する。

7.5.1 業務の管理

各管理者は、個別業務を管理された状態で実施しなければならない。管理された状態には 次の事項のうち、該当するものを含めなければならない。

- (1) それぞれ所掌する保安活動のために必要な情報 (保安のために使用する機器等又は実 施する個別業務の特性、並びに当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき <mark>結果を含む。)</mark>を利用できる体制にすること<u>。</u>
- (2) 要員が必要に応じて規程類等が利用できる体制であるように、4.2.3項[文書管理]に 従って管理すること。
- (3) 保安規定で定める加工施設及び設備において核燃料物質を取り扱うとともに、日常の 設備点検及び定期事業者検査等を行うこと。
- (4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制であるように、7.6項 [監視機器及び測定機器 の管理] に基づき管理すること。
- (5)第30条に規定された加工施設の操作に関する監視及び測定が、また、第38条~第55条及 び第74条~第75条の2に定められた放射線管理及び放射性廃棄物管理に係る監視及び測 定が実施されていること。
- (6) 関連する規程類等の定めるところに従い、使用前事業者検査等を含め、検査結果また は測定結果に基づき、個別業務のリリースに関する承認が行われていること。

7.5.2 個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

- (1) 個別業務の実施に係るプロセスの結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視 又は測定で検証することが不可能な場合(個別業務が実施された後でしか不具合が顕在 化しない場合を含む。)には、各管理者は、その個別業務の該当するプロセスの妥当性確 認を行う。
- (2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画とおりの結果を出せることを実証する。
- (3) 妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。
- (4) 各管理者は、上記の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、プロセスの内容等 | 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の

不足分を追加

備考

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 きを確立する。 から該当しないと認められるものを除いて、次の事項を明確にする。 不足分を追加 a) プロセスの審査及び承認のための明確な判定基準 a) プロセスの審査及び承認のための明確な判定基準 b) 設備の承認及び要員の適格性確認の方法 b) 設備の承認及び要員の適格性確認の方法 c) 所定の方法及び手順の適用 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項 d) 記録に関する要求事項 e) 妥当性の再確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過し e) 妥当性の再確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過し た後に行う定期的な再確認を含む)の方法 た後に行う定期的な再確認を含む)の方法 7.5.3 識別及びトレーサビリティ 7.5.3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施 する個別業務及び加工施設に対し、文書への識別コードの記載や設備銘板の貼付等、適 切な手段で識別し、管理する。
- (2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定の要求事項に関連して、次のような業務の状態を識別する。
 - ① プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態(合否を含む検査結果)の表示
 - ② 加工施設の状態の識別として、保安上特に管理を要する設備に関して、運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示
- (3) 保安規定の別表18 に定める保安に関する記録(設備の機能・性能の確認結果や補修お よび改造の結果を含む)等トレーサビリティが要求事項となっている場合、各管理者は、 個別業務又は加工施設について、個別に、番号・名称等で識別し、1対1の対応付けし た管理を行う。また、それらの管理の状態の記録を作成し、管理する。

7.5.4 外部の所有物

保安管理部長は、保安に必要なGNF-J 以外の所有物(IAEA の保障措置用物品を含む所管官庁等の所有物(知的財産や個人情報を含む)をいう。)に関して、それがGNF-Jの管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。

7.5.5 調達製品の保存

各管理者は、加工施設の取替品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検証後、 受入検査合格から据付又は使用までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を 管理する。この管理に当たっては、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含 め適切な方法を定めるものとする。

7.5.6 保安管理組織外への業務依頼

保安管理組織が保安管理組織外の部門に保安に関わる個別業務を依頼する場合、以下に基づいて実施する。

保安管理組織外の部署に個別業務の依頼を行う場合、依頼先の部署にその業務を遂行する 能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査によりその能力が維持されている ことを確認する。

個別業務の依頼を行うに当たり、依頼元の部署は業務の依頼内容に関する文書を作成し、 依頼元及び依頼先双方の部署で保管する。

個別業務の進捗状況に対して、必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を 行い、その結果及び必要となった処置の記録を維持する。

依頼元がその業務結果の妥当性を確認した段階で、業務を完了するものとする。

- (1) 必要な場合には、各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、実施 する個別業務及び加工施設に対し、文書への識別コードの記載や設備銘板の貼付等、適 切な手段で識別し、管理する。
- (2) 各管理者は、個別業務の計画及び実施の全プロセスにおいて、監視及び測定の要求事項に関連して、次のような業務の状態を識別する。
 - ① プロセスの状態の識別として、設備の検査等の状態(合否を含む検査結果)の表示② 加工施設の状態の識別として、保安上特に管理を要する設備に関して、運転・休止・保守中等の区別を明確にする状態の表示
- (3) 別表18に定める保安に関する記録(設備の機能・性能の確認結果や補修および改造の 結果を含む)等トレーサビリティが要求事項となっている場合、各管理者は、個別業務 又は加工施設について、個別に、番号・名称等で識別し、1対1の対応付けした管理を 行う。また、それらの管理の状態の記録を作成し、管理する。

7.5.4 外部の所有物

保安管理部長は、保安に必要なGNF-J以外の所有物(IAEAの保障措置用物品を含む JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)に関して、それがGNF-Jの管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する場合の扱いを、「核燃料加工施設操作規程」に含め定める。

7.5.5 調達製品の保存

各管理者は、加工施設の取替品・予備品及び非常時用の資機材を含む調達製品の検証後、受入検査合格から据付又は使用までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理に当たっては、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含め適切な方法を定めるものとする。

7.5.6 保安管理組織外への業務依頼

保安管理組織が保安管理組織外の部門に保安に関わる個別業務を依頼する場合、以下に基づいて実施する。

保安管理組織外の部署に個別業務の依頼を行う場合、依頼先の部署にその業務を遂行する 能力があることを依頼元の部署が確認し、また内部監査によりその能力が維持されている ことを確認する。

個別業務の依頼を行うに当たり、依頼元の部署は業務の依頼内容に関する文書を作成し、 依頼元及び依頼先双方の部署で保管する。

個別業務の進捗状況に対して、必要に応じて依頼元及び依頼先双方の部署で業務の審査を 行い、その結果及び必要となった処置の記録を維持する。

依頼元がその業務結果の妥当性を確認した段階で、業務を完了するものとする。

補 正 後

備考

7.6 監視機器及び測定機器の管理

各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器を規程書化する。
- (2) 各管理者は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法(監視及び測定の対象、機器、実施者、記録、許容値・判定基準、頻度、等)で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程書化する。
- (3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務も含めて、監視測定の結果の妥当性を確保するために、必要な計測機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。
 - a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。
 - b) 校正の状態を明確にするために有効期限状態等の識別をする。
 - c) 機器の使用前に調整し、又は必要に応じて再調整する。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講ずる。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、校正外れを含む損傷及び劣化が生じないように保護する。さらに、 計測機器が校正範囲から外れる等要求事項に適合しないことが判明した場合、担当部長は、その計測機器でそれまでに測定した影響範囲を特定し、結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、計測機器の精度を確認し、測定への問題の有無によりホールドないしリリースする等適切な処置をとる。担当部長は、その機器、及び影響を受けた業務・加工施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。
- (4) 個別業務等要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使いデータ を採取し、処理する場合、担当部長は、そのコンピュータソフトウェアによって意図した 監視及び測定ができるよう、最初に使用する前に 事確認する。

8. 評価及び改善

- 8.1 監視測定、分析、評価及び改善
- (1) 各管理者は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスについて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含めて計画し、実施する。
- a)業務・加工施設に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
- c) 取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、 方針、方法等について検討するプロセスを含む。
- (2) 保安管理部長は、監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用でき、改善活動に用いることができるような体制を構築する。

8.2 組織の外部の者からの意見

- (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関し、[7.2.3 組織の外部の者とのコミュニケーション]で入手した組織の外部の者がどのように受け止めているかについての情報を把握する。
- (2) 保安管理部長は、(1)についての情報の入手及び使用の方法を規程類に定める。

7.6 監視機器及び測定機器の管理

各管理者は、個別業務の計画に基づき、次の事項を実施する。

- (1) 各管理者は、個別業務に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定、並びにそのために必要な監視機器及び測定機器を規程書化する。
- (2) 各管理者は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法(監視及び測定の対象、機器、実施者、記録、許容値・判定基準、頻度、等)で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを規程書化する。
- (3) 品質保証部長は、定期事業者検査等、日常の監視業務も含めて、監視測定の結果の妥当性を確保するために、必要な計測機器に対して次の事項を含む管理規程書を定める。
 - a) 個別業務プロセス計画で定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。
 - b) 校正の状態を明確にするために有効期限状態等の識別をする。
 - c)機器の使用前に調整し、又は必要に応じて再調整する。
 - d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講ずる。
 - e) 取扱い、保守及び保管において、校正外れを含む損傷及び劣化が生じないように保護する。さらに、計測機器が校正範囲から外れる等要求事項に適合しないことが判明した場合、担当部長は、その計測機器でそれまでに測定した影響範囲を特定し、結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・加工施設に対して、計測機器の精度を確認し、測定への問題の有無によりホールドないしリリースする等適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。
- (4) 個別業務等要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使いデータ を採取し、処理する場合、担当部長は、最初に使用する前に、そのコンピュータソフトウ ェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。また、必要に応じて使用中 にも再確認する。

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の

不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

8. 評価及び改善

- 8.1 監視測定、分析、評価及び改善
- (1) 各管理者は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスに ついて、データ収集・分析での統計的手法等の適用可能な方法、及びその使用の程度を決 定することを含めて計画し、実施する。
- a)業務・加工施設に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
- c) 取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、 方針、方法等について検討するプロセスを含む。
- (2) 保安管理部長は、監視測定の結果を、必要な際に要員が容易に利用でき、改善活動に用いることができるような体制を構築する。

8.2 組織の外部の者からの意見

- (1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を達成しているかどうかに関し、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等を含め、7.2.3項 [組織の外部の者とのコミュニケーション] で入手した組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 保安管理部長は、(1)についての情報の入手及び使用の方法を規程類に定める。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化

8.3 内部監査

- (1) 保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織として保安管理部長に、品質 マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にし、評価するため、内 部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させる。
 - a) 品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。
- (2) 保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。
- (3) 保安管理部長は、監査員の選定基準、監査の判定基準、範囲、頻度及び方法に関すること、内部監査の計画及び実施、記録の管理及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項などを含めて「保安品質監査規程」に定める。
- (4) 保安管理部長は、品質マネジメントシステムに関する知識を有する者の中から、監査員 を選定する。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び 公平性を確保するため、監査対象部門以外の監査員認定登録者の中から監査リーダー及び 監査員をその都度選任し、内部監査を実施させる。
- (5) 保安管理部長は、監査員及び社長を除く全ての管理者に、自らの管理下にある業務に関する監査をさせない。保安管理責任者は、保管管理部長を除く保安管理組織の部長に、保安管理部の内部監査に関する(1)~(4)及び(8)の個別業務を実施させる。
- (6) 監査リーダーは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。
- (7) 監査リーダーは、監査時に検出された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化 兆候とその対策に関して、遅滞なく修正及び是正処置全てがとられるように、「保安不適 合管理及び是正・未然防止処置規程」に従って管理を行う。被監査部門長は、検出された 不適合または改善事項について、その原因を除去するために、遅滞なく必要な修正及び是 正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策がとられることを確実にするための計画を 立て、改善を実施する。
- (8) 保安管理部長及び(5)の保管管理部長を除く保安管理組織の部長は、監査の結果を確認 し、その結果を保安管理責任者へ報告する。かつ、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射 線安全委員会に報告する。また、監査及びその結果の記録を維持する。

8.4 プロセスの監視及び測定

(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する 場合、及び適用可能な場合に行う測定に当たっては、監視測定の実施時期、監視測定の結 果の分析及び評価の方法並びに時期を含め適切な方法を適用して行う。

プロセス	監視・測定項目	<u>責任者</u>
運営管理プロ	・保安品質目標の達成度	保安管理部長
セス	・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	
資源の運用管	・教育・訓練の実施率	環境安全部長
理プロセス		

8.3 内部監査

- (1) 保安管理責任者は、客観的な評価を行うことができる組織として保安管理部長に、品質 マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にし、評価するため、内 部監査を計画し、年1回以上実施させ、報告させる。
 - a) 品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。
 - b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されていること。
- (2) 保安管理部長は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、内部監査実行計画を作成する。
- (3) 保安管理部長は、監査員の選定基準、監査の判定基準、範囲、頻度及び方法に関すること、内部監査の計画及び実施、記録の管理及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項などを含めて「保安品質監査規程」に定める。監査員の権限には内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。
- (4) 保安管理部長は、品質マネジメントシステムに関する知識を有する者の中から、監査員 を選定する。なお、監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び 公平性を確保するため、監査対象部門以外の監査員認定登録者の中から監査リーダー及び 監査員をその都度選任し、内部監査を実施させる。
- (5) 保安管理部長は、監査員及び社長を除く全ての管理者に、自らの管理下にある業務に関する監査をさせない。保安管理責任者は、保管管理部長を除く保安管理組織の部長に、保安管理部の内部監査に関する(1)~(4)及び(8)の個別業務を実施させる。
- (6) 監査リーダーは、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (7) 監査リーダーは、監査時に検出された不適合及びその原因の除去並びに安全文化の劣化 兆候とその対策に関して、遅滞なく修正及び是正処置全てがとられるように、「保安不適 合管理及び是正・未然防止処置規程」に従って管理を行う。被監査部門長は、検出された 不適合または改善事項について、その原因を除去するために、遅滞なく必要な修正及び是 正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策がとられることを確実にするための計画を 立て、改善を実施する。
- (8) 保安管理部長及び(5)の保管管理部長を除く保安管理組織の部長は、監査の結果を確認 し、その結果を保安管理責任者へ報告する。かつ、核燃料取扱主任者の確認を得て、放射 線安全委員会に報告する。また、監査及びその結果の記録を維持する。

8.4 プロセスの監視及び測定

(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムのプロセスを以下に示す項目に従って監視する 場合、及び適用可能な場合に行う測定に当たっては、監視測定の実施時期、監視測定の結 果の分析及び評価の方法並びに時期を含め適切な方法を適用して行う。

なお、「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある 分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。

	73 TICK / OHTE COS	
プロセス	監視・測定項目	<u>責任者</u>
運営管理プロ	・保安品質目標の達成度	保安管理部長
セス	・マネジメントレビューの結果に基づく改善率	
資源の運用管	・教育・訓練の実施率	環境安全部長
理プロセス		

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
業務の計画と 実施プロセス	業務の計画と 実施プロセス	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加
8.5 機器等の検査等 (1) 各管理者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、加工施設の	8.5 機器等の検査等 (1) 各管理者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、加工施設の	
検査及び試験に係る規程類を定め、実施する。 (2) 検査及び試験は、業務の計画に従って、以下の(3)~(6)により適切な段階で実施する。 (3) また、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる記録を作成し、管理する。 (4) リリース(使用又は次工程への引き渡し)を正式に許可した者を特定できる記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順	検査及び試験に係る規程類を定め、実施する。 (2) 検査及び試験は、業務の計画に従って、以下の(3)~(6)により適切な段階で実施する。 (3) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる記録を作成し、管理する。 (4) リリース(使用又は次工程への引き渡し)を正式に許可した者を特定できる記録を作成し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

- し、管理する。ただし、当該承認の権限を持つ者が、個別業務プロセス計画に定める手順 <u>により特に承認をする場合は、</u>この限りではない
- (5) 各管理者は、検査・試験・検証結果が合否判定基準に適合していることを確認するまで には、リリースを行うことを承認しない。
- (6) 各管理者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を行う者を定め、その独 立性を確保する。具体的には、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよ <u>うに当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事</u>(補修、取替え、改造等)又は点 検に関与していない要員もしくは組織の外部の要員において、必要な力量を有する者に使 用前事業者検査等を実施させる。
- (7) (6) の規定は、自主検査等についても準用する。この場合において、「当該使用前事業者 検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者 又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」とあるのは、「必要に応じて当該自主検 査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又 は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」と読み替えるものとする。

8.6 不適合管理

(1) 保安管理部長は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状態(以下「不 適合」という。)が放置されることを防ぐために、それらの識別、報告、応急処置等、不適 合の管理について、是正処置等、未然防止処置、不適合情報の公開、技術情報の共有並び 8.6 不適合管理

(1) 保安管理部長は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状態(以下「不 適合」という。)が放置されることを防ぐために、それらの識別、報告、応急処置等、不適 合の管理について、是正処置等、未然防止処置、不適合情報の公開、技術情報の共有並び

(5) 各管理者は、検査・試験・検証結果が合否判定基準に適合していることを確認するまで

(6) 社長及び各管理者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等を行う者を定め、

その独立性を確保する。具体的には、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれ

ないように当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等) 又は点検に関与していない要員もしくは組織の外部の要員<mark>が、当該検査等に必要な力量を</mark>

持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等

検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者

又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」とあるのは、「必要に応じて当該自主検

査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又

(7) (6)の規定は、自主検査等についても準用する。この場合において、「当該使用前事業者

により特に承認をする場合は、この限りではない

を実施できる状況において使用前事業者検査等を実施させる。

は組織の外部の要員で必要な力量を有する者」と読み替えるものとする。

リリースを行うことを承認しない。

<u>にそれに関連する責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」</u>を定める。

各管理者は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。

- (2) 不適合を発見した場合、所管部署の管理者は「保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程」に従い、次のいずれかの措置を講ずるとともに、それらを記録し管理する。
- a) 発見した不適合を除去するための措置 (要求事項を満たすようにすること) を講ずる。
- b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
- c) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置(識別、隔離、廃棄等)を講ず る。
- d) 外部への引渡し後及び個別業務の実施後に不適合が検出された場合等には、その不適 合による影響又は起こり得る影響について評価を行い、適切な措置を講ずる。
- (3) 各管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた特別採用を含む措置の 記録(特別採用の結果、当該不適合が原子力の安全に影響を及ぼしていないかについて確 認するための記録を含む。) を作成し、これを管理する。
- (4) 各管理者は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するため検査及び試験等による再検証を行う。
- (5) 保安管理部長は、調達製品の技術情報及び施設管理により得られた技術情報であって、 保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措 置を講ずる。

また、加工施設の保安の向上を図る観点から、重要度に応じ不適合の情報公開を行う。

(6) 各管理者は、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、不適合を処理し、 保安管理部長へ報告する。

8.7 データの分析

(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために適切なデータとして、以下に示す対象について、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性の評価には、全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況より、当該の品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含める。

ソ町貝マイングノドングノムの	以音の必安性に	フィート計画することを占める。
分析対象	<u>責任者</u>	得たい情報
・所管官庁検査の結果	担当部長	原子力の安全の達成に関する
・所管官庁の指摘事項		外部の受止め方
• 不適合報告内容	担当部長	個別業数に対する亜米東頂。
(判定基準からの逸脱度、他		個別業務に対する要求事項へ
施設の不適合)_		<u>の適合</u>
・保安品質目標の達成度	保安管理部長	是正処置等の機会を得ること
• 内部監查指摘事項		を含む、プロセスと原子力施設
• 不適合等発生件数		の特性及び傾向
・マネジメントレビューの		・内部監査の有効性
<u>結果に基づく改善率</u>		・是正・未然防止処置の有効性
・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力

(2) 各管理者は、データの分析によって、次の事項に関連する情報をマネジメントレビュ

補 正 後

<u>にそれに関連する責任及び権限を含め、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」</u>を定める。

各管理者は、個別業務又は加工施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。

- (2) 不適合を発見した場合、所管部署の管理者は「保安不適合管理及び是正・未然防止処置 規程」に従い、次のいずれかの措置を講ずるとともに、それらを記録し管理する。
 - a) 発見した不適合を除去するための措置 (要求事項を満たすようにすること) を講ずる。
 - b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないような措置(識別、隔離、廃棄等)を講ずる。
 - d) 外部への引渡し後及び個別業務の実施後に不適合が検出された場合等には、その不適 合による影響又は起こり得る影響について評価を行い、適切な措置を講ずる。
- (3) 各管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた特別採用を含む措置の 記録(特別採用の結果、当該不適合が原子力の安全に影響を及ぼしていないかについて確 認するための記録を含む。)を作成し、これを管理する。
- (4) 各管理者は、不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するため検査及び試験等による再検証を行う。
- (5) 保安管理部長は、調達製品の技術情報及び施設管理により得られた技術情報であって、 保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を講ずる。

また、加工施設の保安の向上を図る観点から、重要度に応じ不適合の情報公開を行う。

(6) 各管理者は、「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に従い、不適合を処理し、 保安管理部長へ報告する。

8.7 データの分析

(1) 各管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を実証するため、及び品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータを明確にし、収集し、及び分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含むものとする。また、品質マネジメントシステムの実効性の改善には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。

	<u>0 </u>	
<u>分析対象</u>	<u>責任者</u>	得たい情報
・所管官庁検査の結果	担当部長	原子力の安全の達成に関する
・所管官庁の指摘事項		外部の受止め方
• 不適合報告内容	担当部長	個別業務に対する要求事項へ
(判定基準からの逸脱度、他		回
施設の不適合)		▽/旭市
・保安品質目標の達成度	保安管理部長	是正処置等の機会を得ること
• 内部監查指摘事項		を含む、プロセスと原子力施設
• 不適合等発生件数		の特性及び傾向
・マネジメントレビューの		・内部監査の有効性
結果に基づく改善率		・是正・未然防止処置の有効性
・調達先の評価結果	保安管理部長	供給者の能力

(2) 各管理者は、データの分析によって、次の事項に関連する情報をマネジメントレビュ

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

備考

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 ーのインプットとして提供する。 ーのインプットとして提供する。 a) 原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方(組織の外部の者からの意見の傾向及 a) 原子力の安全の達成に関する外部の受け止め方(組織の外部の者からの意見の傾向及 び特徴その他分析により得られる知見) び特徴その他分析により得られる知見) b) 個別業務等要求事項への適合性 b) 個別業務等要求事項への適合性 c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び加工施設の特性及び傾向 c) 不適合には至らない加工施設及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づ 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の き、是正処置の必要性について検討する機会となるものを含む、プロセス及び加工施設 d) 供給者の能力 不足分を追加 の特性及び傾向 d) 供給者の能力 8.8 改善 8.8 改善 8.8.1 継続的改善 8.8.1 継続的改善

8.8.2 是正処置等

(1) 保安管理部長は、発生した不適合その他の事象(以下、「不適合等」という。) が原子力 の安全に及ぼす影響に応じて、次の事項のとおり「保安不適合管理及び是正・未然防止 処置規程」に定め、速やかに是正処置等を行う。

保安管理責任者は、保安品質方針、保安品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未

<u>然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、改善が必</u>要となる事項を明確にするととも

に、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的改善を実施する。

- a) 不適合等の内容確認及び分析
- b) 技術的、人的及び組織的側面等を考慮したうえでの不適合の原因の特定
- c) 類似の不適合等の事象の有無又はそれが発生する可能性の明確化(日常のプロセス についてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)
- d) 不適合等の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
- e) 必要な処置の決定及び実施
- f) 実施した処置の結果の記録と管理
- g) 実施した是正処置の実効性の評価
- h) 必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の改善のために講じた措置を変 更すること
- i) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更
- j) 原子力の安全に影響を及ぼす程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に 及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の 安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) については、根本原因 分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規 程」を作成し、分析を行う。
- (2) 各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ 報告する。
- (3) 保安管理部長は、是正処置の処置状況について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射 線安全委員会へ報告する。
- (4) 保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報から類似する事象に係 る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な 処置を行う。

保安管理責任者は、保安品質方針、保安品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未 然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、改善が必要となる事項を明確にするととも に、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的改善を実施する。

8.8.2 是正処置等

- (1) 保安管理部長は、発生した不適合その他の事象(以下、「不適合等」という。)が原子力 の安全に及ぼす影響に応じて、次の事項のとおり「保安不適合管理及び是正・未然防止 処置規程」に定め、速やかに是正処置等を行う。
 - a) 不適合等の情報の収集及び整理と技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む分析
 - b) 不適合の原因の特定 (必要に応じて日常のプロセスについてのマネジメントや安全文 化との関係整理を含む。)
 - c) 類似の不適合等の事象の有無<u>又はそれが発生する可能性の明確化(日常のプロセス</u> についてのマネジメントや安全文化との関係整理を含む。)
 - d) 不適合等の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価
 - e) 必要な処置の決定及び実施
 - f) 実施した処置の結果の記録と管理
 - g) 実施した是正処置の実効性の評価
 - h) 必要に応じて、計画の策定段階で決定した保安活動の改善のために講じた措置を変 更すること
 - i) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更
 - j) 原子力の安全に影響を及ぼす程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に 及ぼす影響の程度は小さいが、同様な事象が繰り返し発生することにより、原子力の 安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。) については、根本原因 分析に関する要求事項を規定するために「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規 程」を作成し、分析を行う。
- (2) 各管理者は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置を行い、保安管理部長へ 報告する。
- (3) 保安管理部長は、是正処置の処置状況について核燃料取扱主任者の確認を得て、放射 線安全委員会へ報告する。
- (4) 保安管理部長は、手順書に基づき、複数の不適合等に係る情報から類似する事象に係 る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、適切な 処置を行う。

補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の 不足分を追加

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
8.8.3 未然防止処置 (1) 保安管理部長は、他の原子力施設その他施設から得られた知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、自らの加工施設で起こり得る問題の重要性に応じて、未然防止処置を実施する。 (2) 保安管理部長は、次の事項に関する要求事項を「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定める。	8.8.3 未然防止処置 (1) 保安管理部長は、他の原子力施設その他施設 (国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう) から得られた知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。) を収集し、自らの加工施設で起こり得る不適合(上記の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。) の重要性に応じて、以下の事項に従い、適切な未然防止処置を実施する。 (2) 保安管理部長は、次の事項に関する要求事項を「保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程」に定める。 a) 起こり得る不適合及びその原因の調査 b) 未然防止処置の必要性の評価 c) 必要な未然防止処置の明確化及び実施 d) 実施した未然防止処置の結果を含む未然防止処置活動の結果の記録の作成e) 実施した未然防止処置の実効性の評価	補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の不足分を追加 補正の理由(1)品質管理基準規則の解釈の不足分を追加 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
第2節 組 織	第2節組織	
【第16条 変更なし】	(保安活動を行う者の組織) 第16条 GNF - Jにおける核燃料物質の加工に関する保安のために、次の管理組織を置く。 (1) 社長 (2) 技術管理担当の上席執行役員又は技術管理担当の執行役員(保安管理責任者) (3) 核燃料取扱主任者 (4) 放射線安全委員会 (5) 環境安全部長 (6) 業務部長 (7) 製造部長 (8) 品質保証部長 (9) 保安管理部長 (10) 環境安全部安全管理課長(以下「安全管理課長」という。) (11) 業務部輸送課長(以下「輸送課長」という。) (12) 業務部調達課長(以下「調達課長」という。) (13) 製造部生産技術課長(以下「軽棄物管理課長」という。) (14) 製造部製造2課長(以下「製造1課長」という。) (15) 製造部製造2課長(以下「製造1課長」という。) (16) 製造部製造2課長(以下「製造2課長」という。) (17) 製造部試験検査課長(以下「製造2課長」という。) (18) 保安管理部保安管理課長(以下「保安管理課長」という。) (19) 保安管理部保安管理課長(以下「保安管理課長」という。) (19) 保安管理部保安基盤課長(以下「保安管理課長」という。) なお、非常時の組織については、第10章に定める。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
	3 第1項の管理組織のうち、会社組織名が記述されていない保安管理責任者、核 燃料取扱主任者及び放射線安全委員会委員は、社長が任命する。	
	4 社長、保安管理責任者、各部長及び各課長(以下「各管理者等」という。)が、 出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社 長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。また、夜間・休日に 核燃料物質を取扱う場合、あらかじめ社長の指名する管理者(シフトマネージャ ー)が各管理者等の職務を代行する。	
第3節 職 務	第3節 職 務	
(職 務) 第17条 各管理者等は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。	(職 務) 第17条 各管理者等は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。	
2 保安品質保証に係る社長、保安管理責任者及び各部長の職務は、第4条のとおりとする。また、保安品質保証に係る各部長は、第3項の各自の職務に基づき、業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定を行う。	2 保安品質保証に係る社長、保安管理責任者及び各部長の職務は、第4条のとおりとする。また、保安品質保証に係る各部長は、第3項の各自の職務に基づき、業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第4条5.4.1項の保安品質目標の設定を行う。	補正の理由(2)参照条項等の適正化
3 各管理者等の職位と職務は、次のとおりとする。 (1) 社長は、関係法令及びこの規定に基づき、核燃料物質の加工に関する保安を総括する。また、非常時の措置対応準備及び防災本部本部長として非常時における活動を行う。	3 各管理者等の職位と職務は、次のとおりとする。(1) 社長は、関係法令及びこの規定に基づき、核燃料物質の加工に関する保安を総括する。また、非常時の措置対応準備及び防災本部本部長として非常時における活動を行う。	
(2) 技術管理担当の執行役員は、保安管理責任者として、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。	(2) 保安管理責任者は、社長を補佐し、保安品質保証計画書の制定に際してこれを審査し、内部監査の計画・実施を含む保安品質マネジメントシステムを運用し、成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無を社長へ報告するとともに、全社へ原子力安全についての認識を高めさせる。	
(3) 環境安全部長は、安全管理課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。また、 設計想定事象等に対する加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関す る業務を行う。 (a) 保安教育に関する業務 (b) 環境試料中の放射性物質濃度測定に関する業務	 (3) 環境安全部長は、安全管理課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。また、 設計想定事象等に対する加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。 (a) 保安教育に関する業務 (b) 環境試料中の放射性物質濃度測定に関する業務 	
(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務 (d) 保安基盤課長が実施する放射線管理等の業務に関する技術支援の業務 (e) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る業務の統括 (f) 非常時の措置に関する業務	(c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務(d) 保安基盤課長が実施する放射線管理等の業務に関する技術支援の業務(e) 非常時の措置に関する業務	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(4) 業務部長は、輸送課長及び調達課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。 (a) 核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務 (b) 調達管理に関する業務	(4) 業務部長は、輸送課長及び調達課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。 (a) 核燃料物質の輸送に関する保安管理の業務 (b) 調達管理に関する業務	
(5) 製造部長は、生産技術課長、廃棄物管理課長、製造1課長、製造2課長及び試験 検査課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。 (a) 核燃料物質の製造に関する保安管理の業務	(5) 製造部長は、生産技術課長、廃棄物管理課長、製造1課長、製造2課長及び試験 検査課長を指揮監督し、以下の業務を統括する。 (a) 核燃料物質の製造に関する保安管理の業務	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
(b) 放射性固体廃棄物の処理及び保管廃棄に関する業務	(b) 放射性固体廃棄物の処理及び保管廃棄に関する業務	
(c) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	(c) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	
(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬に関する保安管理の業務	(d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬に関する保安管理の業務	
(e) 貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務	(e) 貯蔵専用区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務	
(f) 核燃料物質の梱包に関する保安管理の業務	(f) 核燃料物質の梱包に関する保安管理の業務	
(g) 核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務	(g) 核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する保安管理の業務	
(h) 加工施設の操作及び <mark>施設</mark> 管理に関する業務	(h) 加工施設の操作及び <mark>施設</mark> 管理に関する業務	
(i) 核燃料物質の検査及び試験に関する保安管理の業務	(i) 核燃料物質の検査及び試験に関する保安管理の業務	
(j) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務	(j) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務	

- (6) 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器の校正に関する管理業務及びその他保安上必要な計測器の校正に関する管理業務を行う。
- (7) 保安管理部長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務を行う。また、保安管理課長及び保安基盤課長を指揮監督し、以下の(a)~(n)の業務を統括するとともに、(o)の業務を行う。
- (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務
- (b) 原子力規制検査等に関する業務
- (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務
- (d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化<u>の育成及び維</u> 持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務
- (e) 放射線管理に関する業務
- (f) 臨界安全管理に関する業務
- (g) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務
- (h) 放射線測定器類の保守に関する業務
- (i) 警備に関する業務
- (j) 建屋の施錠に関する業務
- (k) 管理区域及び周辺監視区域の出入りに関する業務
- (1) 給排気設備の運転及び用役の供給に関する業務
- (m) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務
- (n) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務
- (o) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する業務
- (8) 安全管理課長は、環境安全部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。<u>また、放射線業務従事者の個人被ばく管理については、当該業務に関する知識を有する者</u> を責任者として任命し、その業務に当たらせる。
- (a) 保安教育に関する業務
- (b) 周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質の測定に関する業務
- (c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務
- (d) 保安基盤課長が実施する以下の業務に関する技術支援の業務
 - ・管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務
 - ・管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務
 - ・放射線測定器類の保守に関する業務
 - ・管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施 設への移送に関する業務

- (6) 品質保証部長は、核燃料物質の加工に供する秤量器の校正に関する管理業務及びその他保安上必要な計測器の校正に関する管理業務を行う。
- (7) 保安管理部長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補佐業務を行う。また、保安管理課長及び保安基盤課長を指揮監督し、以下の(a)~(n)の業務を統括するとともに、(o)の業務を行う。
- (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務
- (b) 原子力規制検査等に関する業務
- (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務
- (d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化<u>の育成及び維</u> 持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務
- (e) 放射線管理に関する業務
- (f) 臨界安全管理に関する業務
- (g) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務
- (h) 放射線測定器類の保守に関する業務
- (i) 警備に関する業務
- (j) 建屋の施錠に関する業務
- (k) 管理区域及び周辺監視区域の出入りに関する業務
- (1) 給排気設備の運転及び用役の供給に関する業務
- (m) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務
- (n) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務
- (o) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する業務
- (8) 安全管理課長は、環境安全部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。<u>また、放射線業務従事者の個人被ばく管理については、当該業務に関する知識を有する者</u>を責任者として任命し、その業務に当たらせる。
- (a) 保安教育に関する業務
- (b) 周辺監視区域外における環境試料中の放射性物質の測定に関する業務
- (c) 放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務
- (d) 保安基盤課長が実施する以下の業務に関する技術支援の業務
 - ・管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務
 - ・管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務
 - ・放射線測定器類の保守に関する業務
 - ・管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施 設への移送に関する業務

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
・放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務	・放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務	
(e) 非常時の措置に関する業務	(e) 非常時の措置に関する業務	
(0) 松光部目は、光弦如目の松揺吹ねた。返は、技嫌料腸所の松光に関わて伊空田	(0) 松光部目) 是数如目の松摆脱板大弧体 技嫌似懒厥の松光区围斗又促力签用	
(9) 輸送課長は、業務部長の指揮監督を受け、核燃料物質の輸送に関する保安管理 の業務を行う。	(9) 輸送課長は、業務部長の指揮監督を受け、核燃料物質の輸送に関する保安管理 の業務を行う。	
り未務を11 7。 	の未務を11 7。	
(10) 調達課長は、業務部長の指揮監督を受け、調達管理に関する業務を行う。	(10) 調達課長は、業務部長の指揮監督を受け、調達管理に関する業務を行う。	
(11) 生産技術課長は、製造部長の指揮監督を受け、以下の作業等に関する技術支	(11) 生産技術課長は、製造部長の指揮監督を受け、以下の作業等に関する技術支	
援、作業等に使用する設備の操作に関する技術支援、加工施設の施設管理に関す	援、作業等に使用する設備の操作に関する技術支援、加工施設の施設管理に関す	
る技術支援の業務を行う。また、核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する	る技術支援の業務を行う。また、核燃料物質の加工に係る生産技術開発に関する	
保安管理の業務を行う。	保安管理の業務を行う。	
(a)核燃料物質の化学処理作業	(a)核燃料物質の化学処理作業	
(b)核燃料物質の粉末取扱作業	(b)核燃料物質の粉末取扱作業	
(c)核燃料物質の成型加工作業	(c)核燃料物質の成型加工作業	
(d)核燃料物質の被覆作業	(d)核燃料物質の被覆作業	
(e)核燃料物質の組立作業	(e)核燃料物質の組立作業	
(f)核燃料物質の運搬	(f)核燃料物質の運搬	
(g)核燃料物質の梱包	(g)核燃料物質の梱包	
(h) 核燃料物質の検査作業	(h)核燃料物質の検査作業	
(i)核燃料物質の貯蔵作業	(i)核燃料物質の貯蔵作業	
(j)核燃料物質の試験作業	(j)核燃料物質の試験作業	
(k) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	(k)放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	
(1)放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務	(1)放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務	
(m)放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務	(m)放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務	
(n)建屋及び建屋付帯設備に関する管理業務	(n)建屋及び建屋付帯設備に関する管理業務	
(o)給排気設備の運転に関する業務	(o)給排気設備の運転に関する業務	
(p)用役の供給に関する業務	(p)用役の供給に関する業務	
(q)加工施設の施設管理に関する業務	(q)加工施設の施設管理に関する業務	
12) 廃棄物管理課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	(12) 廃棄物管理課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	
(a) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務	(a) 放射性固体廃棄物の処理、運搬及び保管廃棄に関する業務	
(b) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	(b) 放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送、処理及び廃棄に関する業務	
13) 製造1課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	(13) 製造1課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	
(a) 核燃料物質の化学処理作業に関する保安管理の業務	(a) 核燃料物質の化学処理作業に関する保安管理の業務	
(b) 核燃料物質の粉末取扱作業に関する保安管理の業務	(b) 核燃料物質の粉末取扱作業に関する保安管理の業務	
(c) 核燃料物質の成型加工作業に関する保安管理の業務	(c) 核燃料物質の成型加工作業に関する保安管理の業務	
(d) 化学処理作業、粉末取扱作業及び成型加工作業に係る核燃料物質の貯蔵に関 する保安管理の業務	(d) 化学処理作業、粉末取扱作業及び成型加工作業に係る核燃料物質の貯蔵に関 する保安管理の業務	
(e) (a)~(c)の業務に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関す	(e) (a)~(c)の業務に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関す	
る業務	る業務	
(14) 製造2課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	(14) 製造2課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。	
(a) 核燃料物質の被覆作業に関する保安管理の業務	(a) 核燃料物質の被覆作業に関する保安管理の業務	
(b) 核燃料物質の組立作業に関する保安管理の業務	(b) 核燃料物質の組立作業に関する保安管理の業務	

補 正 後 備考 補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) (c) 被覆作業及び組立作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (c) 被覆作業及び組立作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬、核燃料物質の梱包及び貯蔵専用 (d) 周辺監視区域内における核燃料物質の運搬、核燃料物質の梱包及び貯蔵専用 区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 区域における核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (15) 試験検査課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (15) 試験検査課長は、製造部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 核燃料物質の検査作業に関する保安管理の業務 (a) 核燃料物質の検査作業に関する保安管理の業務 (b) 検査作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (b) 検査作業に係る核燃料物質の貯蔵に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の試験作業に関する保安管理の業務 (c) 核燃料物質の試験作業に関する保安管理の業務 (d) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 (d) 試験作業に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施設への移送に関する業務 (16) 保安管理課長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取 (16) 保安管理課長は、核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第19条に係る核燃料取 扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補 扱主任者の業務を円滑に処理するための資料の調査及び記録類の管理等の補 佐業務について、保安管理部長を補佐する。 佐業務について、保安管理部長を補佐する。 また、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 また、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務 (a) 第21条に係る放射線安全委員会の事務局業務 (b) 原子力規制検査等に関する業務 (b) 原子力規制検査等に関する業務 (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務 (c) 保安品質マネジメントシステム及び内部監査の事務局等に関する業務 (d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維 (d) 社長の指示による関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化の育成及び維 持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務 持のための全社的な活動の主導及びその活動の評価業務 (17) 保安基盤課長は、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (17) 保安基盤課長は、保安管理部長の指揮監督を受け、次の業務を行う。 (a) 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務(ただし、安全管理課 (a) 管理区域及び周辺監視区域の放射線管理に関する業務(ただし、安全管理課 長が実施する放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務 長が実施する放射線業務従事者の個人被ばく管理及び健康診断に関する業務 を除く。) を除く。) (b) 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 (b) 管理区域及び周辺監視区域の臨界安全管理に関する業務 (c) 放射線測定器類の保守に関する業務 (c) 放射線測定器類の保守に関する業務 (d) 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施 (d) 管理区域の出入管理及び出入管理に伴い発生する放射性液体廃棄物の廃棄施 設への移送に関する業務 設への移送に関する業務 (e) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 (e) 放射性廃棄物中の放射性物質濃度の監視・測定に関する業務 (f) 警備に関する業務 (f) 警備に関する業務 (g) 周辺監視区域の出入りに関する業務 (g) 周辺監視区域の出入りに関する業務

- (h) 管理区域出入口及び非常口の鍵の保管に関する業務
- (i) 用役の供給に関する業務
- (j) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務
- (k) 給排気設備の運転に関する業務
- (1) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務
- (18) 各管理者等は、各自の業務所掌範囲に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・ 内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施 設の保全のための活動、人の不法な侵入等の防止、非常時の措置、重大事故に 至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活 動、教育・訓練、調達、記録及び報告に関する業務を行う。
- (19)各管理者等は、第58条の4又は第60条に定める検査要領書に従い、使用前事業 者検査又は定期事業者検査を実施する。

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

- (h) 管理区域出入口及び非常口の鍵の保管に関する業務
- (i) 用役の供給に関する業務
- (i) 建屋及び建屋付帯設備に関する業務
- (k) 給排気設備の運転に関する業務
- (1) 放射性気体廃棄物の処理及び廃棄に関する業務
- (m) 保全区域の区別と必要に応じて講ずる措置に関する業務
- (18) 各管理者等は、各自の業務所掌範囲に基づき、異常時の措置、火災及び爆発・ 内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施 設の保全のための活動、人の不法な侵入等の防止、非常時の措置、重大事故に 至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活 動、教育・訓練、調達、定期評価、記録及び報告に関する業務を行う。
- (19)各管理者等は、第58条の4又は第60条に定める検査要領書に従い、使用前事業 者検査又は定期事業者検査を実施する。

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
4 第90条に定める非常時体制が発令された場合は、社長の指示により、直ちに第16 条に定める管理組織から第83条に定める防災本部組織に組織体制を移行する。	4 第90条に定める非常時体制が発令された場合は、社長の指示により、直ちに第16 条に定める管理組織から第83条に定める防災本部組織に組織体制を移行する。	
第4節 核燃料取扱主任者	第4節 核燃料取扱主任者	
(核燃料取扱主任者の職務) 第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言すること。 (3) 保安上必要な場合には、従業員等に指導・助言すること。 (4) 次の計画の作成、改訂にあたり、その内容について審査すること。 (a) 保安教育計画、初期消火活動の訓練計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画、非常時の訓練計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画(第78条の3、第79条の3、第79条の4、第80条の2、第80条の3、第79条の3、第79条の4、第80条の2、第80条の3) (b) 定期事業者検査実施計画(第60条) (c) 補修等の工事に係る工事計画(第58条) (d) 設計及び工事の計画の認可に係る設計及び工事の計画(第58条) (e) 使用前事業者検査を確認すること。 (f) この規定及びこの規定に基づく規程書並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する手順書(規程書の記載事項を更に詳細に記載した文書)の制定及び改廃にあたり、その内容について審査すること。 (g) 原子力規制検査、定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果を確認すること。 (g) その他、保安の監督に関して必要なこと。 2 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受ける。	(核燃料取扱主任者の職務) 第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、次に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 保安上必要な場合には、社長及び保安管理責任者に対し意見を具申すること。 (2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。 (3) 保安と必要な場合には、後業員等に指導・助言すること。 (4) 次の計画の作成、改訂にあたり、その内容について審査すること。 (a) 保安教育計画、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)及び積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画、非常時の訓練計画及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模填発生時における加工施設の保全のための活動の訓練計画(第23条、第78条の2、第78条の3、第79条の4、第80条の2、第80条の3) (b) 定期事業者檢查実施計画(第60条) (c) 補修等の工事に係る工事計画(第60条) (d) 設計及び工事の計画の認可に係る設計及び工事の計画(第58条) (e) 使用前事業者检查実施計画(第58条) (f) ごの規定及びこの規定に基づく規程書並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する手順書(規程書の記載事項を更に詳細に記載した文書)の制定及び改廃にあたり、その内容について審査すること。 (8) 原子力規制検査、定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果を確認すること。 (9) その他、保安の監督に関して必要なこと。 2 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を毎月1回、社長及び保安管理責任者へ報告し、確認を受ける。	適正化

補 正 前(STO-N20-003 令和2年9月25	日付け申請)	補正後		備考
(意見の尊重) 第20条 社長及び保安管理責任者は、核燃料取扱主任者。 その意見を尊重する。	より意見の具申を受けた場合は、	(意見の尊重) 第20条 社長及び保安管理責任者は、核燃料取扱主任者よ その意見を尊重する。	より意見の具申を受けた場合は、	
2 加工設備の操作に従事する者は、核燃料取扱主任	者の指示に従う。	2 <u>加工<mark>施設</mark>の操作に</u> 従事する者は、核燃料取扱主任者	者の指示に従う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
3 従業員等は、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊	重する。	3 従業員等は、核燃料取扱主任者の指導・助言を尊真	重する。	適正化
第5節 放射線安全委員会	<u> </u>	第5節 放射線安全委員会		
(放射線安全委員会) 第21条 社長は、核燃料物質の加工に関する保安管理に必 として、放射線安全委員会を設置する。	必要な事項を審議するための機関	(放射線安全委員会) 第21条 社長は、核燃料物質の加工に関する保安管理に必 として、放射線安全委員会を設置する。	ぶ要な事項を審議するための機関	
2 放射線安全委員会は、GNF-Jの保安に関し、次 なお、(1)から(7)については、社長の諮問により審	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2 放射線安全委員会は、GNF-Jの保安に関し、次 なお、(1)から(7)については、社長の諮問により審認		
放射線安全委員会審議事項と保安規定適用条項関連付け		放射線安全委員会審議事項と保安規定適用条項関連付け		
審議項目	適用条項 討議申請者	審議項目	適用条項 討議申請者	
(1) 特別諮問事項	— 担当部長	(1) 特別諮問事項	- 担当部長	
(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事	担当部長	(2) 加工事業変更許可 <u>並びに</u> 加工施設の設計及び工事	- 担当部長	
の <u>計画</u> の認可に関する事項	Mr Fo A HINLAND	の計画の認可に関する事項		
(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第 58 条 担当部長	(3) 主要施設の <mark>補修等の工事</mark> に係る工事計画	<u>第 58 条</u> 担当部長	
(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する		(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する	- 保安管理部長	
事項		事項		

H 500 2011	()	F 7 F4X 1 F17 H
(1) 特別諮問事項	_	担当部長
(2) 加工事業変更許可 <u>並びに</u> 加工施設の設計及び工事	_	担当部長
の <mark>計画</mark> の認可に関する事項		
(3) 主要施設の <u>補修等の工事</u> に係る工事計画	第 58 条	担当部長
(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する	_	保安管理部長
事項		
(5) 教育・訓練計画		環境安全部長
(a) 年次保安教育計画	第 23 条	
(b)火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰) <mark>及び</mark>	第 78 条の 2	
<u>積雪</u> ・竜巻・その他の自然現象発生時における加	から	
工施設の保全のための活動の訓練計画	第79条の4	
(c)重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発	第80条の2,	•
生時における加工施設の保全のための活動の訓	第80条の3	
練計画		
(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事	第58条の4,	担当部長
<u>項</u>	第 60 条	
(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評	第 98 条	担当部長
価		
(8) その他の保安に関する重要事項	_	担当部長

(1) 特別諮問事項	_	担当部長	
(2) 加工事業変更許可並びに加工施設の設計及び工事	_	担当部長	
の <u>計画</u> の認可に関する事項			
(3) 主要施設の補修等の工事に係る工事計画	第 58 条	担当部長	
(4) 保安規定及び保安品質保証計画書の改定に関する	_	保安管理部長	
事項			
(5) 教育・訓練計画		環境安全部長	
(a)年次保安教育計画	第 23 条 <mark>第 2 項</mark>		補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
(b)火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰) <mark>及び</mark>	第 78 条の 2		適正化
積雪・竜巻・その他の自然現象発生時における加	<u>から</u>		
工施設の保全のための活動の訓練計画	第79条の4		
(c)重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発	第80条の2,		
生時における加工施設の保全のための活動の訓	第80条の3		
練計画			
(6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する事	第 58 条の 4,	担当部長	
<u>項</u>	<u>第60条</u>		
(7) 事故の原因調査及び対策並びにその対策結果の評	第 98 条	担当部長	
価			
(8) その他の保安に関する重要事項	_	担当部長	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
3 放射線安全委員会の委員長は核燃料取扱主任者とし、社長が任命する者をもって構成する。	3 放射線安全委員会の委員長は核燃料取扱主任者とし、 <mark>委員会は</mark> 社長が任命する者を もって構成する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
 4 放射線安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。 (2) 委員長が出席できない場合は、核燃料取抜主任者の代行者が委員長の責務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、持ち回り確認により委員長及び過半数委員の承認により委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員会事務局は、委員会の審議内容及び核燃料取扱主任者の意見を含めた議事録を作成し、社長及び保安管理責任者へ報告するとともに、5年間保管する。 	 4 放射線安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 委員会は、全委員の過半数の出席をもって成立とする。 (2) 委員長が出席できない場合は、核燃料取扱主任者の代行者が委員長の責務を代行する。 (3) 委員会の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、持ち回り確認により委員長及び過半数委員の承認により委員会の審議に替えることができる。 (4) 委員会事務局は、委員会の審議内容及び核燃料取扱主任者の意見を含めた議事録を作成し、社長及び保安管理責任者へ報告するとともに、5年間保管する。 	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
第4章 加工施設の操作	第4章 加工施設の操作	
第2節 通 則	第2節 通 則	
【第29条 削除】	(巡視) 第29条 担当課長は、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所掌するものについて巡視を行う。 変施においては、第58条に定める観点を含めて行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化 解体撤去のための工事を伴う設備の巡視 については保全プログラムの中で実施するとして削除。
第5章 放射線管理	第5章 放射線管理	
	(保全区域)	
(保全区域) 第45条の2 保全区域は別図2に示す区域とする。 2 保安基盤課長は、前項の保全区域を標識等によって区別するとともに、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講ずる。	第45条の2 保全区域は、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、 管理区域以外のものであり、別図2から別図7に定める区域とする。 2 保安基盤課長は、前項の保全区域を標識等によって区別するとともに、必要に応じて 保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずる。	補正の理由(2)参照条項等の適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 保安基盤課長は、検知器又は侵入監視装置等により加工施設への人の不法な 侵入等を監視する。	(人の不法な侵入等の防止) 第46条の2 保安基盤課長は、検知器又は侵入監視装置等により加工施設への人の不法な 侵入等を監視する。	
2 保安基盤課長は、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を 実施する。	2 保安基盤課長は、不法侵入等防止設備の機能を維持するための点検、保守管理を 実施する。	
3 保安基盤課長は、周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。	3 保安基盤課長は、周辺監視区域内の定期的な巡視を行う。	
4 保安基盤課長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物 の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両積載物の点検を 行う。	4 保安基盤課長は、加工施設への爆発物又は易燃性を有する物品、その他の危険物 の持込みを防止するため、手荷物、携帯物品、郵便物及び入構車両積載物の点検を 行う。	
5 保安基盤課長は、 等により監視を行う。	5 保安基盤課長は、 等により監視を行う。	

明確化及び記載の
明確化及び記載の
F

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)		備考
第6章 <mark>施設</mark> 管理	第6章 <u>施設</u> 管理	
第1節 施設管理計画	第1節 施設管理計画	
(施設管理計画)	_(施設管理計画)_	
第58条 加工施設について加工事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の 技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確	第58条 加工施設について加工事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の 技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確	
保するために、以下の施設管理計画を定める。	保するために、以下の施設管理計画を定める。	
【施設管理計画】 【施設管理計画】	【施設管理計画】 【施設管理計画】	
1. 定義 本施設管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-		補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
<u>と読み替える。</u>		
2. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、	1. <mark>施設管理方針</mark> 及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12項の施設管理の有	施設管理の現状等を踏まえ、 <mark>施設管理方針</mark> を定める。また、 <mark>11</mark> 項の施設管理の有効性評	旭北小
効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3参照)を踏まえ、施設管 理の実施方針の見直しを行う。	価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(<mark>6</mark> .3 <mark>項</mark> 参照)を踏まえ、 <mark>施設管理方</mark> 針の見直しを行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(2) 7項に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い	(2) 第 64 条の 2 に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方	補正の理由(2)参照条項等の適正化
保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 担当部長は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目	針に従い保全を実施することを <mark>施設管理方針</mark> に反映する。 (3) 担当部長は、 <mark>施設管理方針</mark> に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を <mark>品</mark>	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
標を設定する。また、12項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から 特別な状態(7.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	質目標の一部として設定する。また、11項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理 を行う観点から特別な状態(6.3項参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
<u>村別な仏態(1.3 参照)を暗また、施設管理日標の見直しを11 7。</u>	<u>を行り観点がり付加な仏態(<mark>0</mark>.3 <mark>異</mark>多照)を暗まえ、他故旨理日保の兄直しを行り。</u>	適正化
3. 保全プログラムの策定 担当部長は、2項の施設管理目標を達成するため、4項より11項からなる保全プログ	2. 保全プログラムの策定担当部長は、1項の施設管理目標を達成するため、3項より 10項からなる保全プログ	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
ラムを策定する。また、12 項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から	ラムを策定する。また、 <mark>11</mark> 項の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から	
特別な状態(7.3項)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。	<u>特別な状態(<mark>6</mark>.3 項<mark>参照</mark>)を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</u>	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
4. 保全対象範囲の策定 担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の構築物及び設	3. 保全対象範囲の策定 担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の構築物及び設備	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
<u> </u>	世国味文は、加工地成の中から、保主を行う、CAN家範囲として依負の博業物及の設備 を選定する。	/
(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認 可申請書に基づき、設置した別表2に示す構築物及び設備	(1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可申請書に基づき、設置した別表2に示す構築物及び設備	
(2) (1)に含まれるものを除く放射線測定器類(排気監視設備及び排水監視設備を含む)	(2) (1)に含まれるものを除く放射線測定器類(排気監視設備及び排水監視設備を含む)	
(3) その他自ら定める設備(非常時用の資機材等)	(3) その他自ら定める設備(非常時用の資機材等)	
5. 施設管理の重要度の設定 担当課長は、4項の保全対象範囲について構築物及び設備の範囲と安全機能を明確にし	4. 施設管理の重要度の設定 担当課長は、3項の保全対象範囲について構築物及び設備の範囲と安全機能を明確にし	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
<u>たうえで、保全重要度を設定する。</u>	たうえで、構築物及び設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」とい	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
(1)保全重要度は、当該安全機能の設計基準事故の発生防止及び影響緩和への影響並びに 当該施設の事故対処への関与を考慮して設定する。	<u>う。)</u> を設定する。 (1)保全重要度は、当該安全機能の設計基準事故の発生防止及び影響緩和への影響並びに	適正化
(2)保全重要度は、当該安全機能の臨界発生防止への影響についても考慮して設定する。	当該施設の事故対処への関与を考慮して設定する。	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)

(3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

- 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
- (1) 担当課長は、保全の有効性を監視、評価するために5項の保全重要度を踏まえ、施設 管理目標の中で、保全活動管理指標として、当該施設の安全機能の喪失につながる故障 回数(回数/期間)を設定する。
- (2) 担当課長は、運転実績、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11 項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (3) 担当課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 担当課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

7. 保全計画の策定

- (1) 担当課長は、4項の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
 - a. 点検計画 (7.1 参照)
 - b. 設計及び補修等の工事の計画(7.2 参照)
 - c. 特別な保全計画 (7.3 参照)
- (2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、5項の保全重要度を勘案し、必要に応じて 次の事項を考慮する。また、11項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見 直しを行う。
 - a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - b. 一般産業界での運転経験
 - c. 使用環境及び設置環境
 - d. 劣化、故障モード
 - e. 機器の構造等の設計的知見
 - f. 科学的知見
- (3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。
- (4) 担当部長は、10年を超えない期間ごとに加工施設の経年変化に関する技術的な評価 (高経年化評価)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の 長期施設管理方針を策定し社長の承認を得る。ここで、高経年化評価とは、加工施設 について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的 に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の 保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止 できるかどうかの評価を行うことをいう。

7.1 点検計画の策定

- (1) 担当課長は、停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全計画を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 担当課長は、構築物、設備及び機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - a. 予防保全

補 正 後

(2)保全重要度は、当該安全機能の臨界発生防止への影響についても考慮して設定する。 (3)次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。

5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視

- (1) 担当課長は、保全の有効性を監視、評価するために4項の保全重要度を踏まえ、施設 管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。
- (2) 担当課長は、運転実績、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
- (3) 担当課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。
- (4) 担当課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

6. 保全計画の策定

- (1) 担当課長は、3項の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。
 - a. 点検計画(<mark>6</mark>.1 <mark>項</mark>参照)
 - b. 設計及び補修等の工事の計画(<mark>6</mark>.2 <mark>項</mark>参照)
 - c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)(6.1項参照)
- d. 特別な保全計画(<mark>6</mark>.3 <mark>項</mark>参照)
- (2) 担当課長は、保全計画の策定に当たって、<mark>4</mark>項の保全重要度を勘案し、必要に応じて 次の事項を考慮する。また、<mark>10</mark>項の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見 直しを行う。
 - a. 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
 - b. 一般産業界での運転経験
 - c. 使用環境及び設置環境
 - d. 劣化、故障モード
 - e. 機器の構造等の設計的知見
 - f. 科学的知見
- (3) 担当課長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

備考

適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

高経年化評価は第64条の2へ移行。

6.1 点検計画<mark>等</mark>の策定

- (1) 担当課長は、停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。
- (2) 担当課長は、構築物、設備及び機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
 - a. 予防保全

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 後 備考 補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) ① 時間基準保全 ① 時間基準保全 ② 状態基準保全 ② 状態基準保全 b. 事後保全

- (3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
 - a. 時間基準保全
 - 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - ① 具体的な点検方法
 - ② 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価 するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - ③ 実施頻度
 - ④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データ採取、点検等の状 態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に 準じて必要な事項を定める。

- b. 状態基準保全
 - ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定め <u>る。</u>
 - (a) 状態監視データの具体的採取方法
 - (b) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及 び必要な対応を適切に判断するための管理基準
 - (c) 状態監視データ採取頻度
 - (d) 実施時期
 - (e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
 - ② 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - (a) 構築物、設備及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目
 - (b) 点検の具体的方法
 - (c) 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - (d) 実施頻度
 - (e) 実施時期
 - (f) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
 - ③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - (a) 定例試験の具体的方法
 - (b) 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評 価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - (c) 実施頻度
 - (d) 実施時期
 - (e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、 修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

- (4) 担当課長は、点検を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態 にあることを事業者検査※により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 事業者検査の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査 の項目、評価方法および管理基準
 - c. 事業者検査の実施時期

- b. 事後保全
- (3) 担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
 - a. 時間基準保全

点検を実施する時期までに、次の事項を定める。

- ① 具体的な点検方法
- ② 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価 するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
- ③ 実施頻度
- ④ 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データ採取、点検等の状 態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準 じて必要な事項を定める。

- b. 状態基準保全
 - ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定め <u>る。</u>
 - (a) 状態監視データの具体的採取方法
 - (b) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及 び必要な対応を適切に判断するための管理基準
 - (c) 状態監視データ採取頻度
 - (d) 実施時期
 - (e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
 - ② 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - (a) 構築物、設備及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目
 - (b) 点検の具体的方法
 - (c) 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - (d) 実施頻度
 - (e) 実施時期
 - (f) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
 - ③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。
 - (a) 定例試験の具体的方法
 - (b) 構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評 価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
 - (c) 実施頻度
 - (d) 実施時期
 - (e) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法
- c. 事後保全

事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、 修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。

- (4) 担当課長は、点検を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態 にあることを事業者検査※により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
 - a. 事業者検査の具体的方法
 - b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査 の項目、評価方法および管理基準
 - c. 事業者検査の実施時期

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
 事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。 (5) 担当課長は、加工施設の状況を目常的に監視し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態回復させることが出来るよう、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所管するものについて巡視を行うことを定める。解体撤去のための工事を伴う設備については、工事終了するまでの間、巡視を行う。この際、異常を認めた場合においては、第36条に基づき措置を行い、必要に応じて補修作業を実施し、その結果を所管部長に報告する。また、核燃料物質等の漏えいに関しては、第34条第1項に従い対策を講ずる。なお、解体撤去のための工事に関する作業については、第30条第1項(3)に規定された事項を適用する。ここで、第34条第1項の「核燃料加工施設を操作する場合は、核燃料物質の」とあるのは、「解体撤去のための工事を伴う設備においては、核燃料物質等の」とし、第36条第1項の「加工設備の操作に関し」とあるのは、「解体撤去のための工事を伴う設備においては、核燃料物質等の」とし、第36条第1項の「加工設備の操作に関し」とあるのは、「解体撤去のための工事を伴う設備の巡視に関し」とする。 	※: 事業者検査とは、点検及び工事に伴うリリースのため、点検及び工事とは別に、要求 事項への適合を確認する合否判定行為であり、使用前事業者検査及び定期事業者検査を いう(以下、本条において同じ)。 (5) 担当課長は、加工施設の状況を日常的に監視し、偶発故障等の発生も念頭に、設備 等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態回復 させることが出来るよう、毎日1回以上、別表2に定める設備等のうち、所管するもの について本号及び第29条による巡視を行うことを定める。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 解体撤去のための工事を伴う設備の巡視 については保全プログラムの中で実施す るとして削除。
7.2 設計及び補修等の工事の計画の策定 (1) 担当課長は、設計及び補修等の工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び補修等の工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認し、その結果を記録する。 (2) 担当課長は、工事を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者檢查並びに事業者檢查以外の検查及び試験(以下、「試験等」という。)によって確認・評価する時期までに次の事項を定める。 a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者檢查及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者檢查及び試験等の実施時期 (3) 異常を認めた場合の補修作業について、次のとおり実施する。 a. 担当課長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果として正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施、又は必要に応じて他の課長に実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。 b. 前項の補修作業を実施する課長は、補修作業の実施に当たっては、火災爆発防止、その他の安全対策を講ずるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該補修作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審查を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した補修作業については、補修を実施する課長が、所属部門の部長の審查後、社長の承認を受ける。 ただし、補修が加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 c. 社長は、前項の補修作業に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。	(1) 担当課長は、設計及び補修等の工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び補修等の工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの要否について確認し、その結果を記録する。 (2) 担当課長は、工事を実施する構築物、設備及び機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験(以下、「試験等」という。) によって確認・評価する時期までに次の事項を定める。 a. 事業者検査及び試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の現体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査及び試験等の実施時期 (3) 異常を認めた場合の補修作業について、次のとおり実施する。 a. 担当課長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果として正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を実施、又は必要に応じて他の課長に実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。 b. 前項の補修作業を実施する課長は、補修作業の実施に当たっては、火災爆発防止、その他の安全対策を講ずるとともに、必要に応じて当該設備を管理する課長又は当該補修作業に関連する課長と協議の上、工事計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受ける。核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する等保安上重要と判断した補修作業については、補修を実施する課長が、所属部門の部長の審査後、社長の承認を受ける。 ただし、補修が加工施設の消耗品の取替え等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。 c. 社長は、前項の補修作業に係る工事計画を承認するに当たっては、放射線安全委員会に諮問する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 d. 補修作業を実施する課長は、工事計画に基づき、作業を行う。 d. 補修作業を実施する課長は、工事計画に基づき、作業を行う。 e. 補修作業を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能すること e. 補修作業を実施した課長は、当該設備が機能確認の試験により正常に機能すること を確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。 を確認し、その結果について、所属部門の部長及び核燃料取扱主任者へ報告する。 なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長 なお、所属部門の部長と設備を所管する部長が異なる場合は、設備を所管する部長 へ報告する。さらに、社長の承認を受け補修作業を行った場合、補修作業を実施し へ報告する。さらに、社長の承認を受け補修作業を行った場合、補修作業を実施し た部門の部長は、社長へ報告する。 た部門の部長は、社長へ報告する。 6.3 特別な保全計画の策定 7.3 特別な保全計画の策定 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の (1) 担当課長は、操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点 (1) 担当課長は、操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点 適正化 から特別な状態にある場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該施設の状態に から特別な状態にある場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該施設の状態に応 応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、設備及び機器が所定の (2) 担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、設備及び機器が所定の 機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を 機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定 <u>定める。</u> める。 a. 点検の具体的方法 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項 b. 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項 目、評価方法及び管理基準

c. 点検の実施時期 (3) 給排気設備の停止に係る措置

保安基盤課長は、加工施設において、計画停電等のため第1種管理区域の給排気設備 を停止する場合、担当課長に以下の措置を講じさせ、事前に核燃料取扱主任者の承認を 受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、その措置が適切であることを確認する。

- a. 施設の通常的使用の停止
- b. 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め
- . 給排気設備停止時対応手順書の整備・周知徹底及び対応体制の確保
- d. 給排気設備の停止後の第1種管理区域への入域における呼吸保護具の着用等の内 部被ばく防止

8. 保全の実施

- (1) 担当課長は、7項で定めた保全計画に従って保全を実施する。
- (2) 担当課長は、保全の実施に当たって、第58条の2による設計・開発管理及び第58条 の3による作業管理を実施する。
- (3) 担当課長は、保全の結果について記録する。

9. 保全の結果の確認・評価

- (1) 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、設備及び 機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期までに 確認・評価し、記録する。
- (2) 担当課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合 否判定をもって検証するため、使用前事業者検査及び定期事業者検査を実施する。
- (3) 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプ ロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記 録する。

10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

(1) 担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の

- 目、評価方法及び管理基準
- c. 点検の実施時期
- (3) 担当課長は、別表2に定める設備等の補修、取替え、改造等及び新設に伴い、所定 の機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく 巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

(3)給排気設備の停止に係る措置は第65 条とする。(第65条の削除を取りやめ)

<mark>7</mark>. 保全の実施

- (1) 担当課長は、<mark>6</mark>項で定めた保全計画に従って保全を実施する。
- (2) 担当課長は、保全の実施に当たって、第58条の2による設計・開発管理及び第58条 の3による作業管理を実施する。
- (3) 担当課長は、保全の結果について記録する。

8. 保全の結果の確認・評価

- (1) 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、設備及び 機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを、所定の時期までに確 認・評価し、記録する。
- (2) 検査責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを 合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。
- (3) 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプ ロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録 <u>する。</u>

9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置

(1) 担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. の

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考 状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講ずるとと 状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講ずるととも もに、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講 に、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行ったうえで、是正処置を講ず ずる。 a. 保全を実施した構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価 a. 保全を実施した構築物、設備及び機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価 できない場合 できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセス b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセス に基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 に基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問 (2) 担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問 題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講ずる。 題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講ずる。 (3) 担当課長は、(1)及び(2)の活動を第4条に定める改善活動に基づき実施する。 (3) 担当課長は、(1)及び(2)の活動を第4条に定める改善活動に基づき実施する。 10. 保全の有効性評価 11. 保全の有効性評価 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効 担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に | 適正化 機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 (1) 担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。 (2) 担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器の保全方式を (2) 担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、設備及び機器の保全方式を 変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、設備及び機器の 変更する場合には、6.1 項に基づき保全方式を選定する。また、構築物、設備及び機器 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえたうえで評価する。 の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえたうえで評価する。 適正化 11. 施設管理の有効性評価 12. 施設管理の有効性評価 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の (1) 担当部長は、10 項保全の有効性評価の結果及び<mark>1</mark> 項施設管理目標の達成度から、定期 **適正化** (1) 担当部長は、11 項保全の有効性評価の結果及び2項施設管理目標の達成度から、定期 的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認する。 的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認する。 (2) 担当部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録す (2) 担当部長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録す る。 13. 情報共有 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 担当課長は、必要に応じて、他の加工事業者と保安の向上に資するために必要な技術 担当課長は、必要に応じて、他の加工事業者と保安の向上に資するために必要な技術情」適正化 情報を共有する。 報を共有する。 第2節 設計・開発管理 第2節 設計・開発管理 (設計・開発管理) (設計・開発管理) 第58条の2 加工施設の工事を行う場合、第4条7.3の適用対象となる、設備、施設、ソ 第58条の2 加工施設の工事を行う場合、第4条7.3<mark>項</mark>の適用対象となる、設備、施設、 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の フトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどう ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかど 適正化 かを判断する。 うかを判断する。 2 担当部課長は、前項において第4条7.3項適用の対象でないと判断した場合、工事対 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 2 担当部課長は、前項において第4条7.3適用の対象でないと判断した場合、工事対

(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要

3 担当部課長は、第1項において第4条7.3項適用の対象と判断した場合、次の各号に

掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3<mark>項</mark>に従って実施する。

適正化

適正化

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の

象設備の原設計を適用する。

象設備の原設計を適用する。

要求事項

3 担当部課長は、第1項において第4条7.3適用の対象と判断した場合、次の各号に

(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する

(2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事

掲げる要求事項を満たす設計を第4条7.3に従って実施する。

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第58条の4に定める使用前事	<u>を含む、適用される法令・規制要求事項</u> (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第58条の4に定める使用前事	
<u>業者検査の実施を考慮する。</u> 第4節 使用前事業者検査	<u>業者検査の実施を考慮する。</u> 第4節 使用前事業者検査	
(使用前事業者検査に関する事項) 第58条の4 環境安全部長は、使用前事業者検査の対象となる加工施設について、その設置又は変更の工事に当たり、その施設が規制要件へ適合することを確認するための使用前事業者検査を統括する。	(使用前事業者検査に関する事項) 第58条の4 社長は、使用前事業者検査の対象となる加工施設について、その設置又は変 更の工事に当たり、その施設が規制要件へ適合することを確認するための使用前事業 者検査を統括する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
2 環境安全部長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる設置又は変 更の工事を担当した者とは別の者を、検査責任者として指名する。	2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事 <mark>に</mark> 関与していない要員を、検査責任者として指名する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
3 検査責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者を検査実施責任者に定める。 4 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。	3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。 a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものである	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な 検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものである こと。	こと。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (3) 検査要領書に以下を含める。 イ 検査の項目及び検査場所 ロ 検査前条件 ハ 検査の方法及び検査手順	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
b.「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合す ることを最終判断する。	二 検査の判定基準(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
5 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員で必要な力量を有する者を指名する。	4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、対象となる <mark>設置又は変更の工事に関与していない要員</mark> もしくは組織の外部の要員 <mark>において</mark> 必要な力量を有する者を <mark>検査員として</mark> 指名する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
6 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理 を行う。	5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理 を行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
7 担当課長は、検査に係る記録を管理する。 8 担当部長は、検査に係る要員の教育・訓練を行う。	6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。 7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条6.2.2項に基づいて行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
<u>第5節</u> 定期事業者検査	第5節 定期事業者検査	
(<u>定期事業者</u> 検査) 第60条 環境安全部長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するも のであることを定期に確認するための定期事業者検査を統括する。	(<u>定期事業者</u> 検査) 第60条 <mark>社長</mark> は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものである ことを定期に確認するための定期事業者検査を統括する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
2 環境安全部長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる設備の運転 を担当する者とは別の者を、検査責任者として指名する。	2 社長は、第4条に定める保安管理組織のうち、検査対象となる <mark>機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員</mark> を、検査責任者として指名す	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
3 検査責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、対象となる機器等の 工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部の要員で 必要な力量を有する者を検査実施責任者に定める。	3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
4 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。	(2) 検査が実施体制を特案する。 (2) 検査対象の加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査要領書を定め、それを実施する。 a. 設計及び工事の計画の認可又は工事の計画の届出に従って行われたものである	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(2) 検査要領書を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。	こと。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 (3) 検査要領書に以下を含める。 イ 検査の項目及び検査場所 ロ 検査前条件 ハ 検査の方法及び検査手順	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
5 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を 検査員に行わせることができ、対象となる 機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部	二 検査の判定基準(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が(2)の基準に適合することを最終判断する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
の要員で必要な力量を有する者を指名する。 6 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。	4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を 検査員に行わせることができ、対象となる 機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者又は組織の外部 の要員 <mark>において</mark> 必要な力量を有する者を指名する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
7 担当課長は、検査に係る記録を管理する。	5 調達請求元は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理 を行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
8 担当部長は、検査に係る要員の教育・訓練を行う。	6 担当課長は、検査に係る記録を管理する。 7 担当部長又は検査責任者は、検査に係る要員の教育・訓練を、第4条6.2.2項に基づいて行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	第6節 長期施設管理方針 (加工施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第64条の2 担当部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え 方」等を参考とし、10年を超えない期間ごとに加工施設の経年 <u>劣化</u> に関する技術的な評価(高経年化評価)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 高経年化評価は第96条より切り離し第 64条の2に独立させる。

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
	10年間の長期 <u>施設管理方針</u> を策定する。 <u>また、担当部長は、高経年化評価を実施するために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</u> ここで、高経年化評価とは、加工施設について、その構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施されている現状の保安活動が、その経年変化事象の顕在化による機器・構築物の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
	3 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示す。	適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
第4節 給排気設備の停止に係る措置	第 <u>7</u> 節 給排気設備の停止に係る措置	補正の理由(2)参照条項等の適正化
(給排気設備の停止に係る措置) 【第65条 削除】	(給排気設備の停止に係る措置) 第65条 保安基盤課長は、核燃料加工施設において、計画停電等のため第1種管理区域の 給排気設備を停止する場合、担当課長に以下の措置を講じさせ、事前に核燃料取扱 主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、その措置が適切であ ることを確認する。 (1) 施設の通常的使用の停止 (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め (3) 給排気設備停止時対応手順書の整備・周知徹底及び対応体制の確保 (4) 給排気設備の停止後の第1種管理区域への入域における呼吸保護具の着用等の 内部被ばく防止	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
第6節 新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置 (新規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置) 第65条の2 別表3に示す設備について、設計と工事の方法計画の認可に基づいて改造工事等を行う場合、工事開始から使用前確認証が発行されるまで、第58条に定める巡視を免除する。また、関連する別表4「臨界安全管理に係る核的制限値」及び別表5「火災及び爆発防止のための措置」についても、工事開始から使用前確認証が発行されるまで適用しない。なお、担当課長は、本項を適用する場合、当該設備の工事開始前及び当該設備工事終了後の設備使用開始前に、それぞれ、核燃料取扱主任者の承認を受ける。核燃料取扱主任者は承認に当たって、保安上の措置が適切であることを確認する。 2 新規制基準対応の工事に当たっては、設計及び工事の方法の認可に従い、工事中に核燃料物質を移動する場合には、工事開始前の核的制限値及び貯蔵能力を適助して核燃料物質を移動する場合には、工事開始前の核的制限値及び貯蔵能力を適助し	【第65条の2 削除 】	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
に核燃料物質を移動する場合には、工事開始前の核的制限値及び貯蔵能力を逸脱しない手順とし、当該工事完了後には工事後の核的制限値及び貯蔵能力を満足する状態とする。また、保管廃棄施設の工事後に放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合には、工事後の保管廃棄能力を満足する手順とする。個々の施設・設備の工事及びそ		

	T	T
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
れに係る検査を終えてから、使用前確認証が発行されるまでの間、施設・設備に核燃料物質を貯蔵し、又は放射性固体廃棄物を保管した状態を維持することに関し、 次の各号に定める事項により、施設・設備を検査の状態に維持する。		
 (1) 担当課長は、第58条に定めるとおり、施設・設備の巡視を実施する。 (2) 第1項に基づく工事開始から使用前検査合格の日までの免除を適用せず、別表3に示した担当課長は、所管設備の機能を確保するための措置を講する。 (3) 担当課長は、施設・設備の安全機能を考慮し、第60条に定める定期事業者検査を実施する。 (4) 担当課長は、第58条で定める保全計画に基づき、施設・設備の保全を実施する。 		
3 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号) 附則第7条第1項の「この法律の施行の際現に工事に着手されている施設に係る旧原子炉等規制法第16条の3第1項の規定による検査については、なお従前の例による。」との規定に基づき実施される当該検査の対象設備等については、当該検査に合格するまでの間、前項各号に定める事項により、その機能を維持する。		
第8章 放射性廃棄物管理	第8章 放射性廃棄物管理	
(放射性固体廃棄物) 【第73条の2 変更なし 】	(放射性固体廃棄物) 第73条の2 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を、次の各号に定める事項により廃棄物貯蔵場に保管廃棄し、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (1) 廃棄物は、可燃性廃棄物、不燃性廃棄物及び難燃性廃棄物に分類すること。ただし、金属類の不燃性廃棄物のうち、除染した物は別に区分し、保管廃棄すること。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	(2) 廃棄物は、汚染の広がりを防止する措置を講じ、ドラム缶等の金属製容器に入れ保管廃棄すること。 (3) 廃棄物の保管廃棄は別表 15 の 2 に定める廃棄物貯蔵場におき、同表に定める保管廃棄能力を超えないこと。 (4) 廃棄物のうち、ドラム缶等の金属製容器に入らないものは、汚染の広がりを防止する措置及び防火のための措置を講じ、保管廃棄すること。 (5) 廃棄物を入れるドラム缶等には、放射性固体廃棄物等を示す標識をつけ、別表18 で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示すること。 (6) 廃棄物を入れたドラム缶等は、荷崩れ等により他設備に影響を与えぬよう、これを防止するための措置を行い、適切に保管廃棄すること。 2 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場における放射性固体廃棄物の保管状況が適切である	補正の理由(2)参照条項等の適正化
	ことを確認する。 3 廃棄物管理課長は、廃棄物貯蔵場の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 4 廃棄物管理課長は、第1-9廃棄物貯蔵場、第1-10廃棄物貯蔵場及び第1-11廃棄物貯蔵場(以下「3廃棄物貯蔵場」という。)には不燃性廃棄物のみ保管するとともに、3廃棄物貯蔵場の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3廃棄物貯蔵場	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
	の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり0.5キログラムを超えないことを確認する。また、3廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の放射性固体廃棄物に混入しているウラン量を3廃棄物貯蔵場以外の廃棄物貯蔵場全体の保管廃棄能力で除した値が200リットルドラム缶あたり1キログラムを超えないことを確認する。	
(放射性液体廃棄物) 第74条 廃棄物管理課長は、ALARA(合理的に達成可能な限り低く)の考えにのっとり放 射性液体廃棄物の放出管理を行い、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周 辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外におけ る水中の濃度限度を超えないようにする。	(放射性液体廃棄物) 第74条 廃棄物管理課長は、ALARA(合理的に達成可能な限り低く)の考えにのっとり放射性液体廃棄物の放出管理を行い、排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。	
2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、第2廃棄物処理室の排 液貯槽における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないよ うにする。	2 廃棄物管理課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、第2廃棄物処理室の排液 貯槽における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないよう にする。	
3 保安基盤課長は、別表 17 に定めるところにより、排水中の放射性物質濃度をバッチごとに測定し、廃棄物管理課長に連絡する。	3 保安基盤課長は、別表 17 に定めるところにより、排水中の放射性物質濃度をバッチごとに測定し、廃棄物管理課長に連絡する。	
4 保安基盤課長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるお それがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の 除去を勧告する。	4 保安基盤課長は、排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、速やかに関係課長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。	
5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長、廃棄物管理 課長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指 導・助言を受け、適切な措置を講 <mark>ず</mark> る。	5 担当課長は、前項の勧告を受けたときは、速やかに、保安基盤課長、廃棄物管理課 長及び関係者と協議して、その原因を調査するとともに、核燃料取扱主任者の指導・ 助言を受け、適切な措置を講 <u>ず</u> る。	
6 廃棄物管理課長は、前項において排水中の放射性物質の濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し管理目標値以下になったことを確認して放出する。	6 廃棄物管理課長は、前項において排水中の放射性物質の濃度が別表 16 に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し管理目標値以下になったことを確認して放出する。	
7 廃棄物管理課長は、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃油を手順に定めた腐食しない容器に封入し、堰を有する第2ウラン回収室第1区域に保管廃棄する。このうち、焼却可能なものは廃油処理装置で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として廃棄物保管設備に保管廃棄する。	7 廃棄物管理課長は、放射性物質によって汚染されたおそれのある廃油を手順に定めた腐食しない容器に封入し、堰を有する第2ウラン回収室第1区域に保管廃棄する。 このうち、焼却可能なものは廃油処理装置で焼却し、焼却灰は放射性固体廃棄物として廃棄物 <mark>貯蔵場</mark> に保管廃棄する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
8 試験検査課長は、有機溶剤等を含む液体廃棄物を、腐食しない容器に密封し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物が拡がらないような金属製容器に 封入する。封入した金属製容器は、第1-4廃棄物貯蔵場内に保管する。	8 試験検査課長は、有機溶剤等を含む液体廃棄物を、腐食しない容器に密封し、容器 が破損した場合においても封入した液体廃棄物が拡がらないような金属製容器に封入 する。封入した金属製容器は、第1-4廃棄物貯蔵場内に保管する。	NB 11-11-
9 前項の保管に当たっては、第73条の2第1項第4号及び第73条の2第2項を準 用する。	9 前項の保管に当たっては、第73条の2第1項第4号及び第73条の2第2項を準用 する。	
10 保安基盤課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、 別表 16 の 2 に定める年間放出量(上限値)を超えないことを確認する。	10 保安基盤課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、 別表 16 の 2 に定める年間放出量(上限値)を超えないことを確認する。	

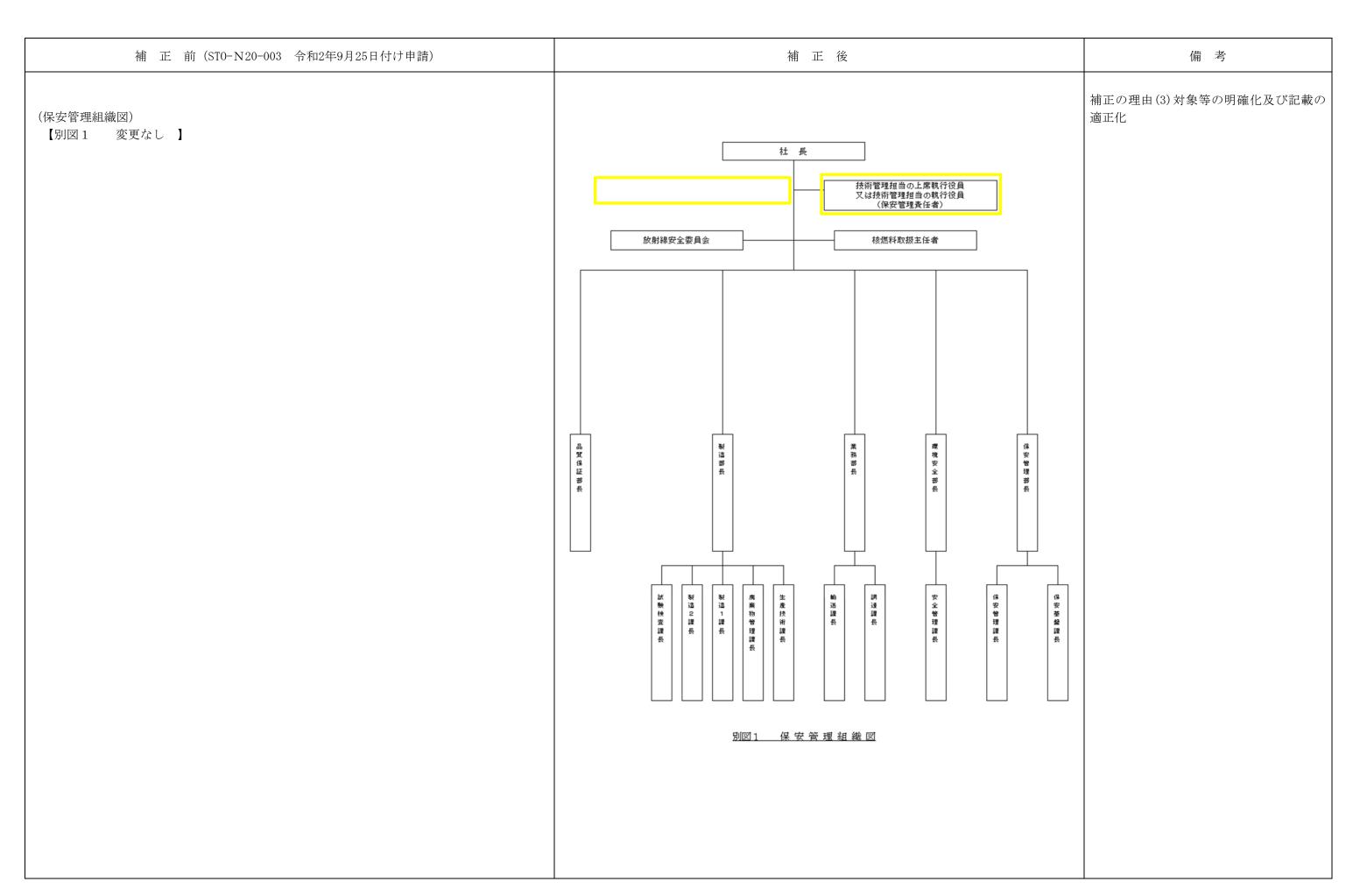
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
第9章 <u>設計想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置</u> 第2節 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全のための</u> 体制の整備	第9章 <u>設計想定事象等に<mark>係る</mark>加工施設の保全に関する措置</u> 第2節 <u>設計想定事象等に係る加工施設の保全のための</u> 体制の整備	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(火災及び爆発発生時の体制の整備) 第78条の2 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動 ※1を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢 水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策 定する。 (1) 消防吏員へ通報するための警備室への衛星電話の設置※2 (2) 必要な要員の配置 (3) 要員に対する教育・訓練 (4) 必要な資機材の配備 (5) 加工施設における可燃物の管理	(火災及び爆発発生時の体制の整備) 第78条の2 環境安全部長は、火災及び爆発発生時における加工施設の保全のための活動 ※1を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢 水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策 定する。 (1) 消防吏員へ通報するための警備室への衛星電話の設置※2 (2) 必要な要員の配置 (3) 要員に対する教育・訓練 (4) 必要な資機材の配備 (5) 加工施設における可燃物の管理	
2 担当部課長は、前項の計画に基づき、火災又は爆発発生時における加工施設の保 全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 担当部課長は、前項の計画に基づき、火災又は爆発発生時における加工施設の保全 のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	
3 火災又は爆発の発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、第1項に定まる手順にて応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に連絡する。 ※1:消防吏員への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到達するまでに行う活動を含む。 ※2:点検又は故障の場合を除く。ただし、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させ	3 火災又は爆発の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。 ※1:消防吏員への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到達するまでに行う活動を含む。 ※2:点検又は故障の場合を除く。ただし、点検後又は修復後に遅滞なく復旧させる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
<u>5.</u>	4 火災又は爆発の発生時における第89条に定める応急措置の実施に際して、担当課長は、第2項に定まる手順にて応急措置を講ずる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	5 火災又は爆発の発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(内部溢水発生時の体制の整備) 第78条の3 環境安全部長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行 う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動 (降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練 (3) 必要な資機材の配備	(内部溢水発生時の体制の整備) 第78条の3 環境安全部長は、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行 う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降 灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練 (3) 必要な資機材の配備	
2 担当課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 担当課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における加工施設の保全のため の活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	

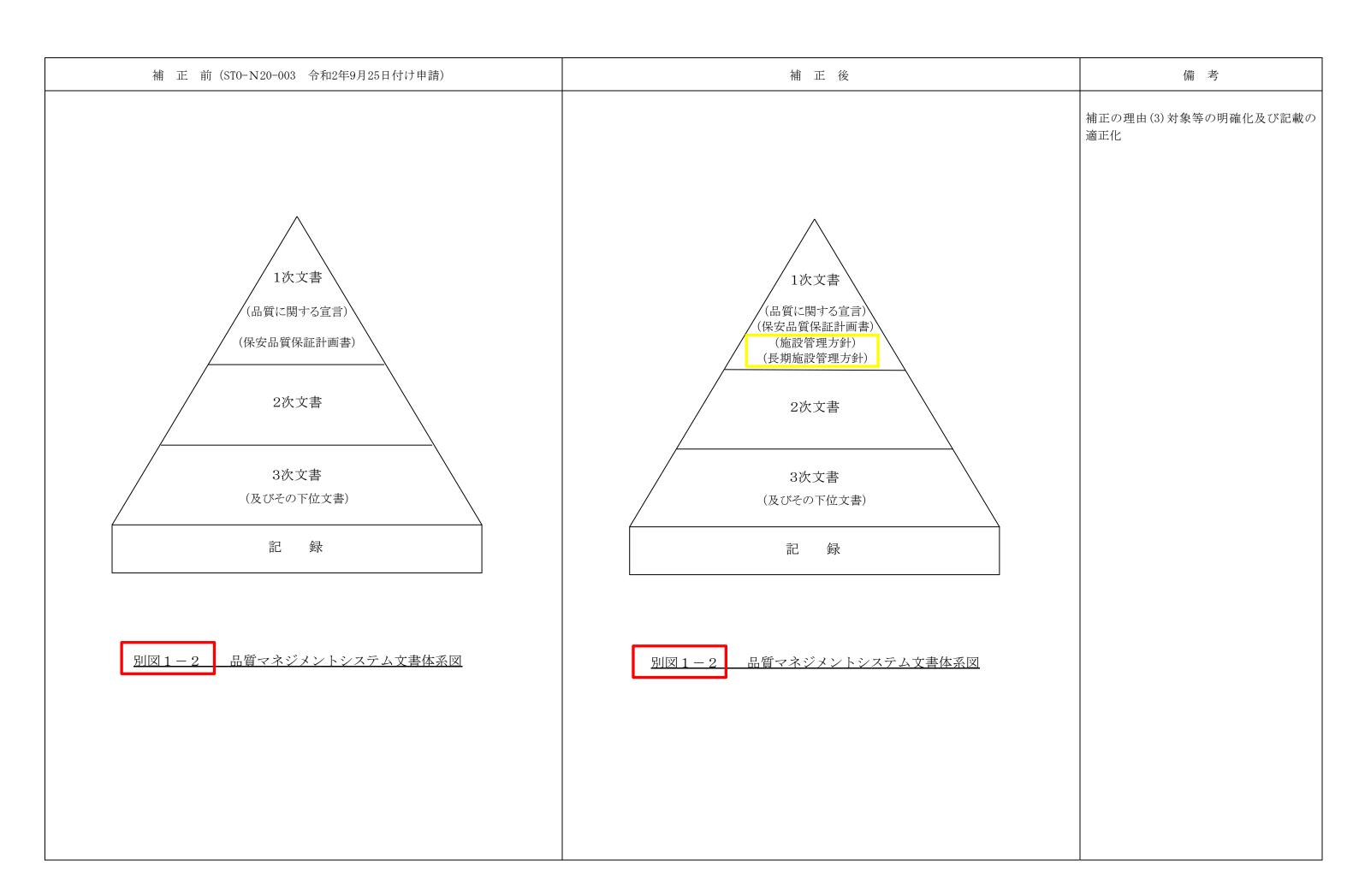
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補 正 後	備考
3 内部溢水発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の 把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、第 1項に定まる手順にて応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応 じて関係課長に連絡する。	3 内部溢水発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備) 第79条の2 環境安全部長は、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工施設の保全 のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部 溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策 定する。 (1)必要な要員の配置 (2)要員に対する教育・訓練 (3)必要な資機材の配備	(火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備) 第79条の2 環境安全部長は、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工施設の保全 のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢 水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定 する。 (1)必要な要員の配置 (2)要員に対する教育・訓練 (3)必要な資機材の配備	
2 担当課長は、前項の計画に基づき、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 担当課長は、前項の計画に基づき、火山活動(降灰)及び積雪発生時における加工 施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	
3 火山活動(降灰)及び積雪発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、第1項に定まる手順にて応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に連絡する。	 3 火山活動(降灰)及び積雪発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。 4 火山活動(降灰)及び積雪発生時における第91条に定める対策活動の実施に際して、本部長は、第2項に定まる手順にて事態の拡大防止等に関する活動を行う。 	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(竜巻発生時の体制の整備) 第79条の3 環境安全部長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練 (3) 必要な資機材の配備	(竜巻発生時の体制の整備) 第79条の3 環境安全部長は、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練 (3) 必要な資機材の配備	
2 担当課長は、前項の計画に基づき、竜巻発生時における加工施設の保全のための 活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 担当課長は、前項の計画に基づき、竜巻発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	
3 竜巻発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、第1項に定まる手順にて応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及び必要に応じて関係課長に連絡する。	3 竜巻発生時にお <mark>ける第36条に定める異常時の措置の実施に際して</mark> 、担当課長は、 加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順 にて応急措置を講ずる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(その他の自然現象発生時の体制の整備) 第79条の4 環境安全部長は、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための 活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火	(その他の自然現象発生時の体制の整備) 第79条の4 環境安全部長は、その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための 活動を行う整備として、次の各号を含め、添付1の「火災及び爆発、内部溢水、火山	

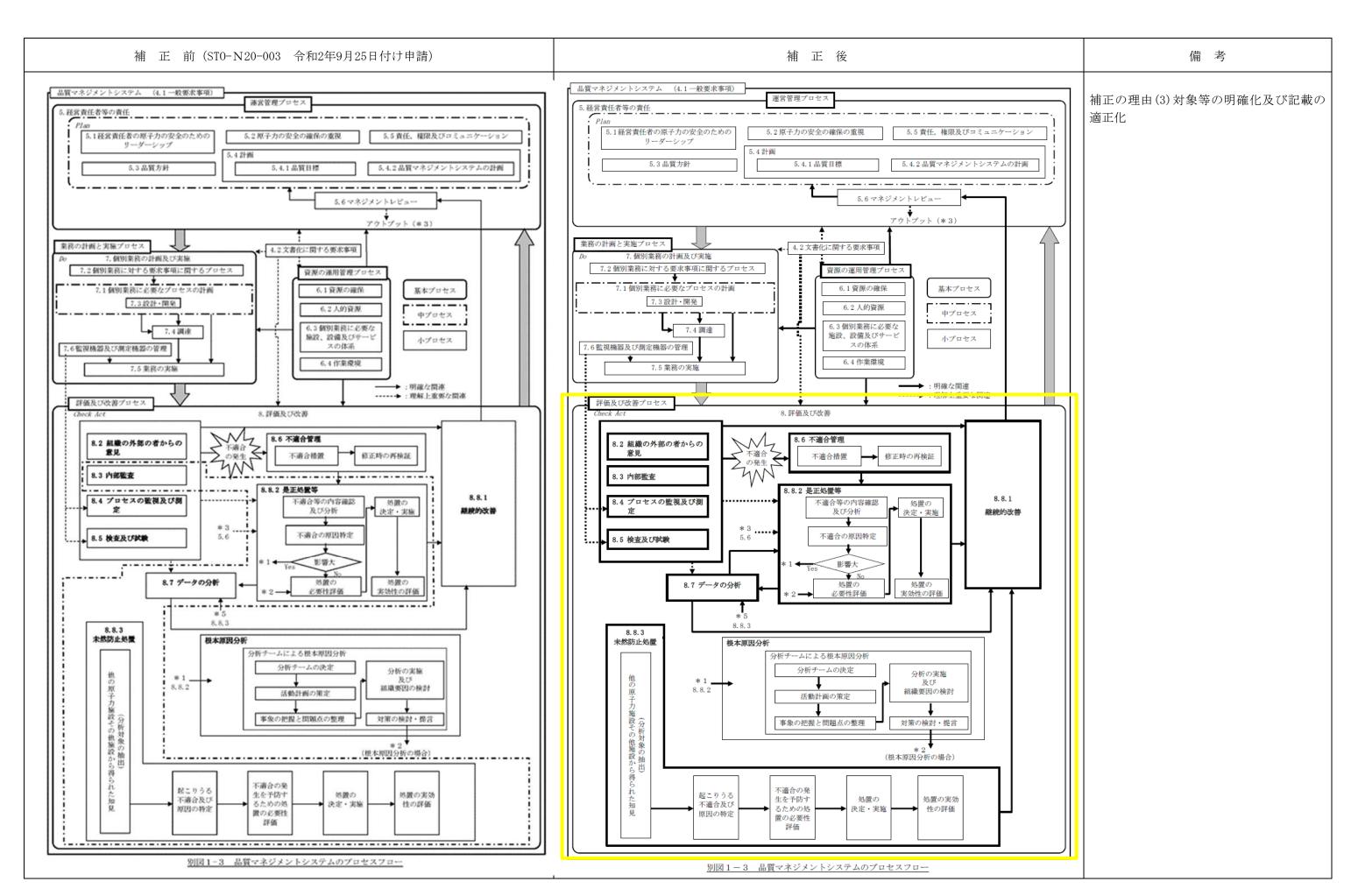
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練	活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置 (2) 要員に対する教育・訓練	
(3) 必要な資機材の配備	(3) 必要な資機材の配備	
2 担当課長は、前項の計画に基づき、その他の自然現象発生時における加工施設の 保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	2 担当課長は、前項の計画に基づき、その他の自然現象発生時における加工施設の保 全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	
3 その他の自然現象の発生時において、担当課長は、加工施設の保安への影響に関する情報の把握に努め、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、第1項に定まる手順にて応急措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者及	3 その他の自然現象の発生時における第36条に定める異常時の措置の実施に際して、担当課長は、加工施設の保安に異常が生じるおそれがあると判断した場合には、前項に定まる手順にて応急措置を講ずる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の
び必要に応じて関係課長に連絡する。	4 環境安全部長は、自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。	適正化
4 環境安全部長は、自然現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。		
(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備) 第80条の2 社長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合における加工施設 の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全	(重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備) 第80条の2 社長は、重大事故に至るおそれがある事故*が発生した場合における加工施 設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
を優先することを方針として定める。 2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時	を優先することを方針として定める。 *重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、 加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定され	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、 添付2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計 画を策定する。	ないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故 が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるも のである。	
(1) 必要な要員の配置(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項(a) 力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること	2 環境安全部長は、前項の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時に おける加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含め、添付	
(b)訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議 後、社長の承認を得ること (c)訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を	2の「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊実施基準」に従い、計画を策定する。 (1) 必要な要員の配置	
(3) 必要な電源その他の資機材の配備	(2) 要員に対する教育・訓練に関する事項 (a) 力量の維持向上のための教育・訓練を年1回以上実施すること	
3 担当課長は、前項の計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時にお ける加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として次号の手順を定める。	(b) 訓練計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受け、放射線安全委員会の審議後、社長の承認を得ること (c) 訓練の結果を記録し、核燃料取扱主任者の確認及び放射線安全委員会の審議を	
(1) <u>重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機</u> 能の喪失を防止するための対策に関すること	経て、社長へ報告すること (3) 必要な電源その他の資機材の配備	
	3 担当課長は、前項の計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として次号の手順を定める。 (1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能	
	の喪失を防止するための対策に関すること	

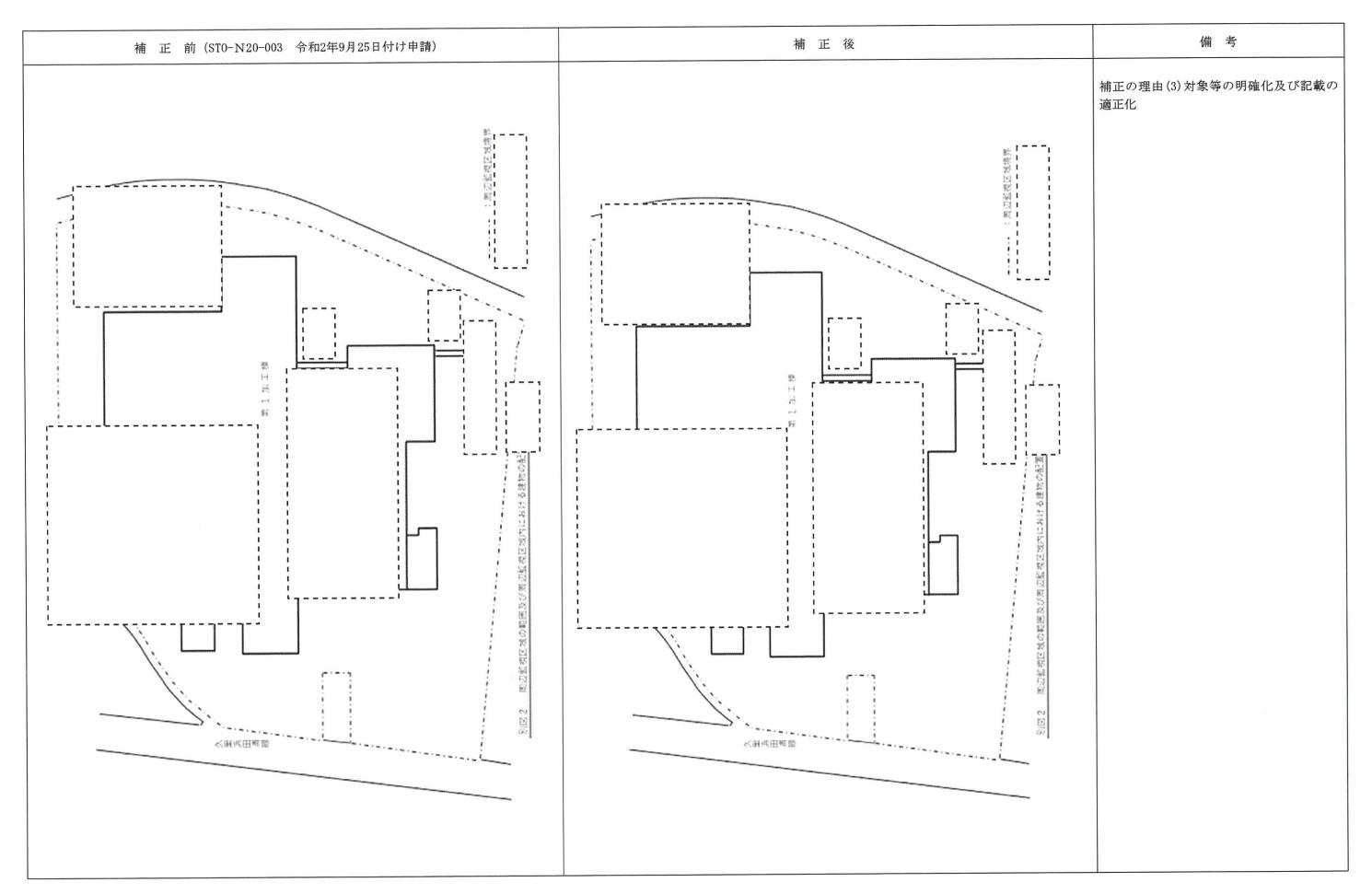
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
第10章 非常時の措置	第10章 非常時の措置	
第2節 事前対策	第2節 事前対策	
(非常時の組織) 【第83条 変更なし 】	(非常時の組織) 第83条 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時を含む非常事態が発生した場合に備え対策活動を行えるよう本部要員、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的助言を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する重大事故等対策組織としても活動が行える防災本部組織をあらかじめ定めておく。防災本部組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。 2 防災本部組織の本部長には社長が当たる。 ただし、本部長が不在の場合に備えあらかじめ代行者を定めておく。	
(防災本部要員) 【第84条 変更なし 】	(防災本部要員) 第84条 社長は、防災本部組織に、本部要員、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
第3節 初期活動	第3節初期活動	
(通 報) 【第86条 変更なし 】	(通 報) 【第8 <mark>8</mark> 条 変更なし 】	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
【第94条から第96条 削除】	第11章 定期評価 (定期評価に係る計画及び実施) 【第94条 変更なし】	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	(定期評価に係る評価及び改善) 【第95条 変更なし】	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	(加工施設の定期的な評価) 第96条 担当部長は、10年を超えない期間ごとに、保安活動の実施状況を評価し、また、安全研究成果、国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓(所管官庁が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。)及び技術開発成果の3項目からなる最新の技術的知見の反映状況を評価する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化 高経年化評価は第64条の2へ移行。

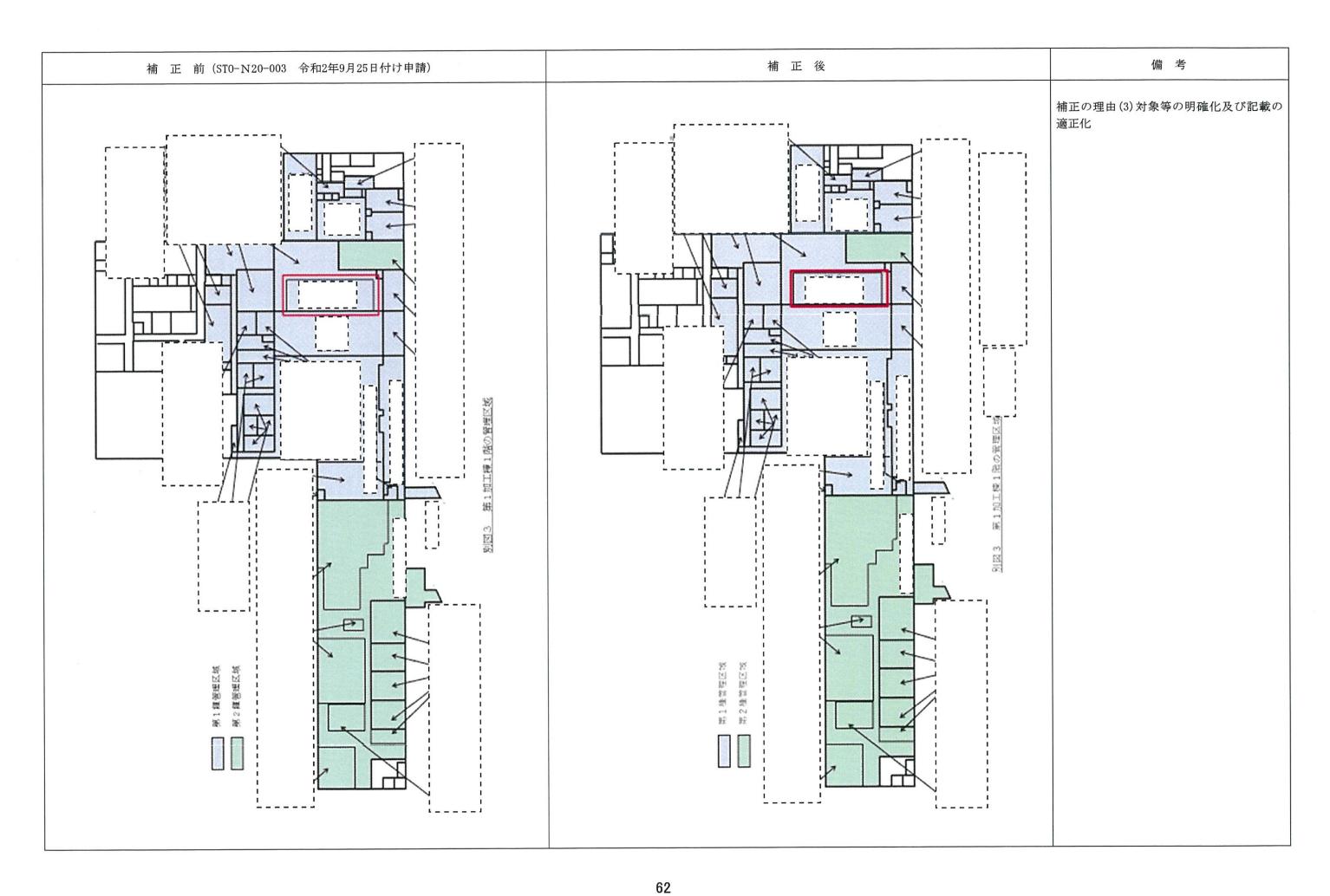
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
付 則 (施行期日) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。 ただし、「平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に含まれる以下に示すもの」については、本規定が認可を受けた時点で、当該の工事及び工事後の検査が終わっていない場合は、検査の終了の翌日から施行す	付 則 (施行期日) 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、30日以内に施行する。 ただし、「平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請に含まれる以下に示すもの」については、本規定が認可を受けた時点で、当該の工事及び工事後の検査が終わっていない場合は、検査の終了の翌日から施行す	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
る。 (1) C型ペレット貯蔵棚の耐震補強に伴う最大貯蔵能力の変更 (2) 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更	る。 <u>(1) 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更</u> <u>(2) 第1-1階粉末取扱室の設備撤去</u>	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(3) 第1-1階粉末取扱室の設備撤去 (4) 第1-15廃棄物貯蔵場の新設	本保安規定の改正内容にかかわる教育・訓練(改正教育・訓練)については、施設の使用に あたり、あらかじめ実施することとし、教育・訓練の時間及び対象者については、改正内容に 応じて設定することができる。	

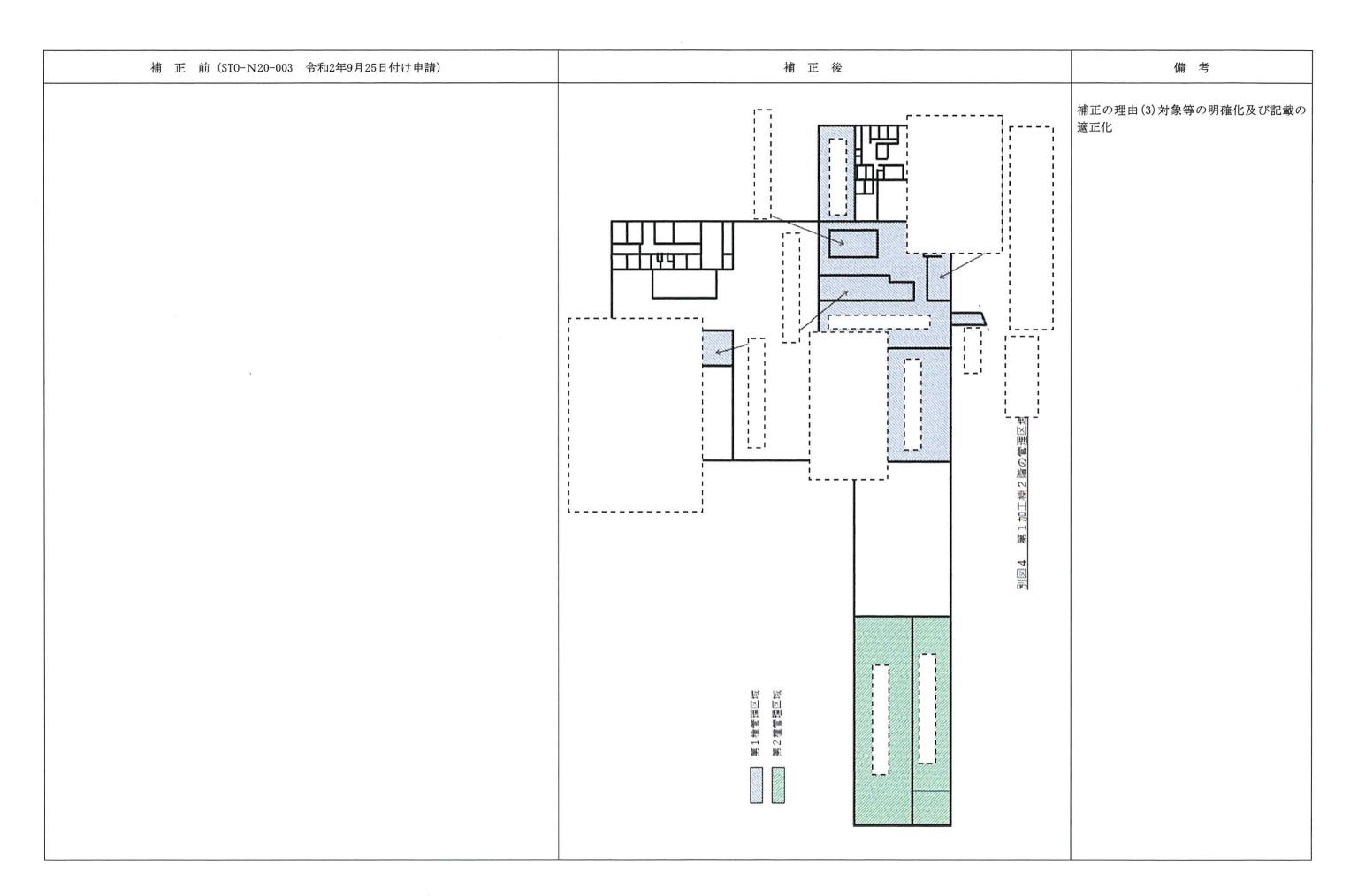


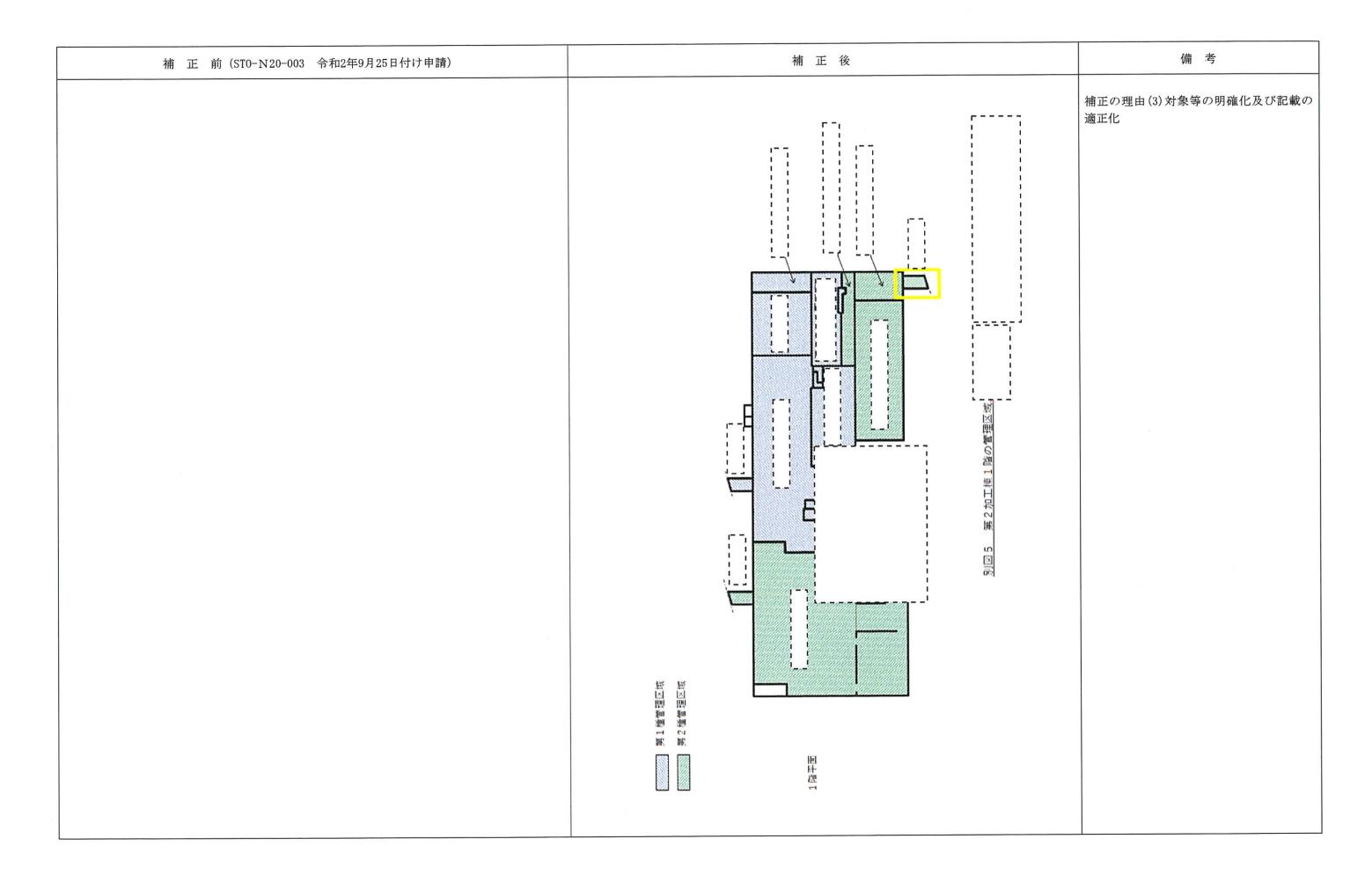


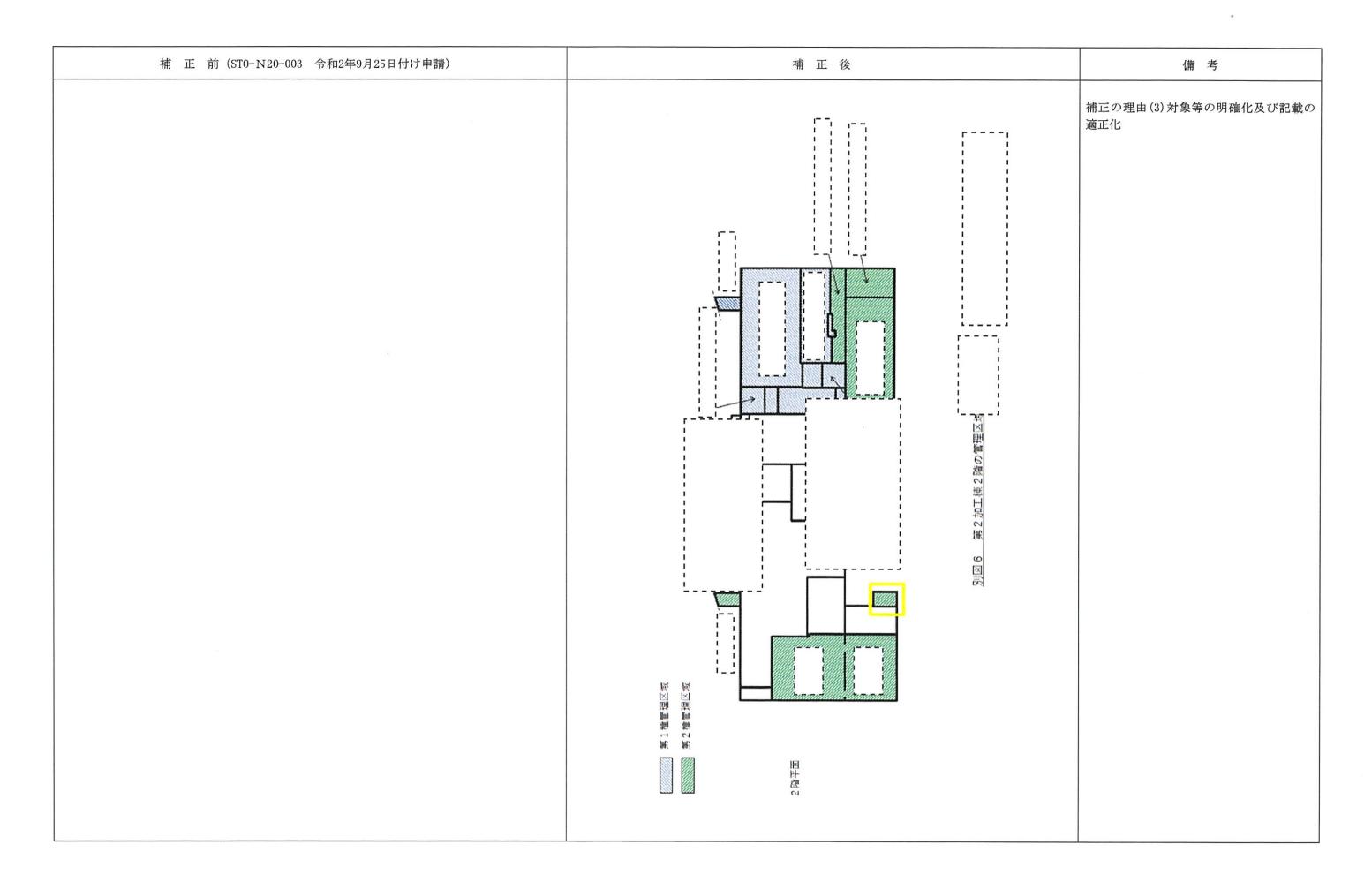












補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
	3 紹中國	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化

		· 補	正	前	(STO-	-N2	20-0	003	令是	和2 ^左	年9月	25日付け申	請)												補	正 名	发							備 考 補正の理由(3)対象等の明確	化及び記載
篇	核燃料取扱主任	者又は放射線取 极主任者(第1 種)有資格者、	放射線管理業務 に十分な経験を	有する者														胡熊	核燃料取扱主任	者又は放射線取 极主任者(第1 種)有資格者、	放射線管理業務 に十分な経験を ギャッチ	, ,												適正化	
		1回以													· ·		Ř	紧 医等		1回以												U			
责任者	脈	境安全	部長												年以内に		+	卢 伊神	联	境安全	部長											年以内 3			
放射線業務従事者以外								† †	一般争词						100			放射線業務従事者以外								一般争項						の開始の日から一	nate sav.		
放射線業務従事者 加工施設の操作に 加工施設の操作 係る要員 に係る要員以外								- 3	全ての事項					 (昭和32年6月10日 法律第166号) にとができる。	5。 前回の教育を行った日の属する年度の翌年度の開始の日か 翌年度の開始の日から一年以内に行わなければならない。		従業員等	放射線業務従事者加工施設の操作がある。 カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・カード・	R.							全ての争項					 (昭和32年6月10日 法律第166号) 51とができる。	の教育を行った日の属する年度の翌年度	翌年度の開始の目から一年以内に行わなければならない。		
教育・訓練項目	原子炉等規制法及び関連法令		臨界防止	加工施設の設備概要	加工施設の構造及び機能に関する知識	10		基礎知識	実務知識	基礎知識(臨界を含む)	実務知識(臨界を含む)	異常な事態への応急措置 (下記以外) 異常な事態への応急措置(火災及び爆発、内部溢 水、火山活動(降灰)及び積雪、竜巻、その他の	(事故に至るおそれかる事故並び 1時) 5体制	及び原子炉の規制に関する法律 の保安教育(定期)を省略する **	の加工施設を操作する者をいう る合む。 前及び従事した後にあっては前 練を行った日の属する年度の			教育・訓練項目	原子好等規制法及び関連法令	保安規定、許認可事項及び下部規定	臨界防止	加工施設の設備概要	加工施設の構造及び機能に関する知識	加工施設の操作及び管理に関する訓練	基礎知識	実務知識	基礎知識(臨界を含む) 実務知識(臨界を含む)	点 (2) (3)	豊 (火災及び爆発、内	水、火山活動(陰灰)及び積雪、竜巻、その他の 自然現象、重大事故に至るおそれがる事故並びに 大規模損壊発生時)	炉の規制に関する法律 育(定期)を省略する	する者をいうこあっては前	た日の属する年度の		
	令、保安規定及	畑	イ. 臨界	ウ. 施設の構造、性能及び /	,,,,	1175		c. 放射線管理			物質によって海染されたものの数扱い	・異常・非常の場合に探るべき措置		国子が等規制法:核原料物保安教育(導入)を受けた 経安教育(導入)を受けた	(1) ************************************	(***		7. 関係法令、保安規定及	以非認可事項 法(4)	イ. 臨界	ウ. 施設の構造、性能及び 操作		,	工. 放射線管理	•	オ.核燃料物質及び核燃料 物質によって海染され たものの取扱い	第・非常の場合に採	門押がくの		原子炉等規制法: 保安教育(導入)	加工施設の操作に 開係注令及び保充 教育は、初めて加	行わなければなら		
教育区分	,		17	ű,	(X)	茶	į į	r .	(1)		新)	₽.		(元)	生生生生的	海		育区分	158		14		揪	鞍	伽	(J#]TK			(三)	注注注			

19		補	正 前(STO-N20-003 令和2年9月25日	付け申請)				補	正後	備 考	
			各管理者及び実務経験を有する者			牆	各管理者及び実務 経験を有する者				確化及び記
(2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	美	色等					l				
	抻	(年布				声任者	左師	静 岷			
教育・訓練項目	従業員等 - 事者				美田縣 织	の操作 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		公			
教育・訓練項目 別工程、材料及び管理手順に関する理解 別提品仕様及び高型手順に関する理解 別提品仕様及び高型手順に関する理解 別提品の機能、保守及び核正に関する理解 別提数の機能、保守及び核正開する理解 別提数の機能、保守及び核正開する理解 対策数を規定、核の性核に関する理解 対策数を規定、核の全規度(特に維勢安全管理)に関する理解 対策数を規定、核安全規度(特に維勢安全管理)に関する理解 対策数を規定、核安全規度(特に維勢安全管理)に関する理解 別提出仕様及び管理手順に関する理解 別提出任格及び管理手順に関する理解 別提出任格及び管理手順に関する理解 別提供に係る要員とは、第27条の加工施設を操作等に する内容を含む) 別数の機能、保守及び核正関する理解 別数の機能、保守及び核正関する理解 加工施設の機能、保存金額置(人及及び構築)(60 1 東方的 2 生態) 別数の機能・限性 2 生態 (特別及び核正関する理解 が可能を含む) 別数の機能・設定、生の他の自然現象定時におりる連接維等等に する内容を含む) 加工施設の操作、原と工・の他の自然現象定理解等 が可能を表して関する知識 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者 加工施設の操作に係る要員とは、第27条の加工施設を操作する者	条業務従										
教育・訓練項目 11工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程の分析を定理手部に関する理解 12工程の分析を定理を可に関する理解 12工程の分析を定理を可に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、材料及び管理手部に関する理解 12工程、技術を登録とは、第2丁集の加工施設を操作する者 加工施設の操作に係る要員とは、第2丁集の加工施設を操作する者 加工施設の操作に係る要員とは、第2丁集の加工施設を操作する者 加工施設の操作に係る要員とは、第2丁集の加工施設を操作する者	放射	加工施設の操 に係る要員	全ての事項	3		放射加工施設の境に係る要員		やマクの事項	4	3	
		教育·訓練項目	核安全規定(特に臨界安全管理)に関す 「管理手順に関する理解 日質要求事項に関する理解 日本及び校正に関する理解 日本ので性能に関する理解 でき措置(火災及び爆発、内部溢水、火し を、その他の自然現象発生時における運 でに関する知識	第27条の加工施設を操作する者	・訓練・認定プログラ	教育・訓 練 項 目	核安全規定(特に臨界安全管理)に関す	び管理手順に関する 6品質要求事項に関す 保守及び校正に関す	能に関する理解 (火災及び爆発、内部溢水、火 5他の自然現象発生時における) る知識	、第27条の加工施設を操作する者	

補 正 前(STO-N20-003 令和2年9月25日化	寸け申請)	補正後	備考
別表 2 保全を行う設備等(第 5 8	条関係)	別表2 巡視、保全を行う設備等 (第29条、第58条関係)	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
巡視・点検を行う	设 備 等	巡 視・ 点 検 を 行 う 設 備 等	
(1) 建物		(1) 建物	
(2) 加工設備本体		(2) 加工設備本体	
・化学処理施設の設備		・化学処理施設の設備	
・成型施設の設備		・成型施設の設備	
・被覆施設の設備		・被覆施設の設備	
・組立施設の設備		・組立施設の設備	
(3) 核燃料物質の貯蔵施設の設備		(3) 核燃料物質の貯蔵施設の設備	
(4) 放射性廃棄物の廃棄施設の設備		(4) 放射性廃棄物の廃棄施設の設備	
(5) 放射線管理施設の設備		(5) 放射線管理施設の設備	
(6) その他加工設備の付属施設の設備		(6) その他加工設備の付属施設の設備	
・非常用設備		・非常用設備	
・核燃料物質の検査設備及び計量設備		・核燃料物質の検査設備及び計量設備	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
(線量当量等の測定(第48条、第91条の2関係)) 【別表7 変更なし】	別表 7 放射線業務従事者の線量限度 (第 4 8 条、第 9 1 条の 2 関係) 実	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化
(線量当量等の測定(第52条関係)) 【別表9 変更なし 】	別表 9 線量当量等の測定 (第 5 2 条関係) 測 定 場 所 測 定 項 目 測 定 頻 度 外部放射線に係る線量当量 第 1 種管理区域 空気中の放射性物質濃度	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	表面密度 1回/週以上 第 2 種管理区域 外部放射線に係る線量当量 周辺監視区域 外部放射線に係る線量当量 敷地内 気象観測 連 続 周辺監視区域外 環境試料中の放射性物質 (達1) 1回/3月以上 (注1) 土壌、平作川の河泥等を採取し、放射性物質(ウラン)の濃度を測定する。	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後		備考
			補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
	別表15の2 保管廃棄施設の最大保管廃棄数量 (第73の2条関係)		New JE / E
	保管廃棄場所	保管廃棄能力 (本数表示は200% 伝換算)	
	第1-1廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 3,500 本	
	第1-2廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 2,600 本	
	第1-4廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 40 本	
	第1-5廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 550 本	
	第1-6廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 170 本	
	第1-7廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 5,030 本	
	第1-8廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 430 本	
	第1-9廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 1,000 本	
	第1-10廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 2,300 本	
	第1-11廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 650 本	
	第1-12廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 210 本 ^(注1)	
	第1-13廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 1,400 本	
	第1-14廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 520 本	
	第1-15廃棄物貯蔵場(第1加工棟)	約 1,360 本	
	第2-2 (1階) 廃棄物貯蔵場 第2-2 (2階) 廃棄物貯蔵場	約 9,000 本	
	第2-2 (3階) 廃棄物貯蔵場 (廃棄物貯蔵棟第2棟)		

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 補 正 後 備考

別表18 保安に関する記録(第19条、第97条関係)

1. 加工規則第7条に基づく記録

記錄事項	記録すべき場合	核燃料取扱主任 者による確認	記録·保存 責任者	保存期間
1. 加工施設の <mark>施設管理に係る</mark> 記録 イ 使用前 <mark>確認</mark> の結果	確認のつど	記録のつど	環境安全部長	同一事項に関する 次の確認の時まで の期間
ロ 加工規則第7条の4の第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名(注1)	施設管理の実施のつど	同上	同上	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間
ハ 加工規則第7条の4の第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価お担当者の氏名	評価のつど	同上	担当課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、 施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
2. 放射線管理記録 イ 放射性廃棄物の排気ロ又は排気監視設備及 び排水ロ又は排水監視設備における放射性 物質の平均濃度				
○1日間の平均濃度	毎日1回	毎週1回	保安基盤課長	10年間
○3月間の平均濃度	3月ごとに1回	同左	同上	同上
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放 射線に係る1週間の線量当量	毎週1回	同左	同上	同上
管理区域における空気中の放射性物質の1 週間についての平均濃度	同上	同左	同上	同上
放射性物質によって汚染された物の表面の放 射性物質の密度	同上	同左	同上	同上
ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年 間の線量	毎年度1回	同左	安全管理課長	(注2)
女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を加工事業者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間の線量	3月ごとに1回	同左	同上	(注2)
本人の申出等により加工事業者が妊娠の事 実を知ることとなった女子の放射線業務従事 者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間 の線量	1月ごとに1回	同左	同上	(注2)

別表18 保安に関する記録(第19条、第96条、第97条関係)

1. 加工規則第7条に基づく記録 記錄事項 記録すべき 核燃料取扱主任 記錄·保存 保存期間 場合 者による確認 責任者 1. 加工施設の施設管理に係る記録 記録のつど 確認のつど 環境安全部長 同一事項に関する 次の確認の時まで の期間 施設管理の実施 同上 同上 施設管理を実施した加 る施設管理の実施状況及びその担当者の氏 工施設の解体又は廃 のつど 棄をした後5年が経過 名(注1) するまでの期間 担当課長 評価を実施した加工施 評価のつど 同上 る施設管理方針、施設管理目標及び施設管 設の施設管理方針、 理実施計画の評価の結果及びその評価お担 施設管理目標又は施 設管理実施計画の改 当者の氏名

イ使用前確認の結果 ロ 加工規則第7条の4の第1項第4号の規定によ ハ 加工規則第7条の4の第1項第5号の規定によ 定までの期間 2. 放射線管理記錄 イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及 び排水口又は排水監視設備における放射性 物質の平均濃度 ○1日間の平均濃度 毎日1回 毎週1回 保安基盤課長 10年間 ○3月間の平均濃度 3月ごとに1回 同左 同上 同上 ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放 同上 毎週1回 同左 同上 射線に係る1週間の線量当量 管理区域における空気中の放射性物質の1 同上 同左 同上 同上 週間についての平均濃度 放射性物質によって汚染された物の表面の放 同上 同左 同上 同上 射性物質の密度 ハ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年 毎年度1回 同左 安全管理課長 (注2) 間の線量 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意 3月ごどに1回 同左 同上 (注2) 思のない旨を加工事業者に書面で申し出た 者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7 月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月 間の線量 本人の申出等により加工事業者が妊娠の事 1月ごとに1回 同左 同上 (注2) 実を知ることとなった女子の放射線業務従事 者の出産までの間毎月1日を始期とする1月間 の線量

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N2	0-003 令和2	2年9月25日付	け申請)			補 正 後				備考
										補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に書 記 録 事 項	きづく記録 記録すべき場	核燃料取扱主	記録・保存責任	保存期間	3. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に記録 事項	基づく記録 記録すべき場	核燃料取扱主	記録・保存責任	保存期間	
記跡争り	記録すべき場合	修歴科収扱主 任者による確 認	者		記録 争 項	記録すべき場合	修然科取扱主 任者による確 認	者		
(1) 加工規則第3条の4の3の規定による 使用前事業者検査の記録 1) 検査年月日 2) 検査の対象 3) 検査の方法 4) 検査の結果 5) 検査を行った者の氏名	検査のつど	記録のつど	環境安全部長	当該使用前事 業者検査に係 る加工施設の 存続する期間	(1) 加工規則第3条の4の3の規定による 使用前事業者検査の記録 1) 検査年月日 2) 検査の対象 3) 検査の方法 4) 検査の結果 5) 検査を行った者の氏名	検査のつど	記録のつど	環境安全部長 及び 担当課長	当該使用前事 業者検査に係 る加工施設の 存続する期間	
8) 検査の結果に基づいて補修等の 措置を講じたときは、その内容 7) 検査の実施に係る組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査において役務を供給した事業 者がある場合には、当該事業者の 管理に関する事項 10) 検査記録の管理に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項					8) 検査の結果に基づいて補修等の 措置を講じたときは、その内容 7) 検査の実施に係る組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査において役務を供給した事業 者がある場合には、当該事業者の 管理に関する事項 10) 検査記録の管理に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項					
(2) 加工規則第3条の11の規定による定期 事業者検査の記録 1) 検査面の対象 3) 検査面の対象 3) 検査面の結果 5) 検査面の結果 5) 検査面の結果にたとる。 6) 検査面の結果にたときる組織 8) 検査の結果にたとる組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査において行後移を供給した事業 者がある場合に、会議を 管理に関する事項 10) 検査に係る教育訓練に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項	同上	同上	同上	その加工施設 が廃棄された 後5年が経過 するまでの間	(2) 加工規則第3条の11の規定による定期 事業者検査の記録 1) 検査の記録 1) 検査の対象 3) 検査の対決 4) 検査の結果 5) 検査での結果に基づいて補修等の 措置を講じたとき組織 8) 検査の実施に係る工事管理 9) 検査におい場合に係る工事と 者がある場合には、 管理に関する事項 10) 検査に係る教育訓練に関する事項 11) 検査に係る教育訓練に関する事項	同上	同上	同上	その加工施設 が廃棄された 後5年が経過 するまでの間	

補	正	前	(STO-N20-003	令和2年9月25日付け申請)
---	---	---	--------------	----------------

補 正 後

備考

別表19 保安規定条項と規程書

	保安規定		条 名	保安規定で要求されている規程書*		
章	章 名	条	25.470	THE CHARGE CANCELL AND THE		
	Mark	1	目的			
第1章 総則		2	連用範囲	保安品質保証計画書(1次文書)		
		3	関係法令及び保安規定の遵守			
第2章	保安管理体制	4	品質マネジ火トシステム計画	加工施設の定期評価規程 品質目標管理規程 文書管理規定 保安に関する記録・報告規程 品質に関する宣言(1次文書) 保安品質保証計画書(1次文書) 保安品質保証計画書(1次文書) 保安品質マネジストレビュー規程 保安品質マネジストレビュー規程 保安品質マネジストレビュー規程 保護保守管理規程 施設変更管理規程 施設変更管理規程 放射線管理規程 火災防制計画 財務 核燃料加工施設操作規程 保安品質監査規程 保安不適合管理及び是正・未然防止処置規程		
		16	保安活動を行う者の組織			
			職務			
		18	核燃料取扱主任者の選任	保安管理組織職務規程		
		19	核燃料取扱主任者の職務			
		20	意見の尊重			
		21	放射線安全委員会	放射線安全委員会規程		
22		22	答申の尊重			
第3章	教育·訓練	23	力量、教育・訓練及び認識	保安教育実施規程		
		25	加工施設の操作に係る計画及び実施			
		26	加工施設の操作に係る評価及び改善	-第4章の規程書		
			加工施設の使用			
		28	操作員等の確保	1		
		30	操作上の一般事項	一核燃料加工施設操作規程 —		
		31	保安上特に管理を必要とする設備			
第4章	加工施設の操作	33	臨界安全管理	臨界安全管理規程		
		34	漏えい管理			
		35	火災及び爆発の防止	4-4-18654 Jan 44-50-455 //a-45555		
			核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続			
		350)2	した取扱いに関する措置			
		36	異常時の措置	- 異常・非常事象措置規程		
		37	異常時における設備の手動による作動	"关帝· 护帝中终阳但风馆		
		38	放射線管理に係る計画及び実施			
		39	放射線管理に係る評価及び改善			
		40	管理区域			
İ		41	管理区域の区分			
		42	管理区域の特別措置	- 放射線 昌·圣观程		
***	放射線管理	43	飲食及び喫煙の禁止			
第5章	DX 列 4 张 包 3 里	44	管理区域への出入管理			
		45	第1種管理区域への出入管理			
		450)2	保全区域			
			周辺監視区域	保全区域及び周辺監視区域等管理規程		
		-	人の不法な侵入等の防止			
		47	管理上の人の区分	放射線管理規程		

* (1次文書)の注記がないものは2次文書を示す。

別表19 保安規定条項と規程書

	保安規定		条 名	保安規定で要求されている規程書*		
章	章 名	条	75 8	休女規定で安水されている規程者		
第1音 松川		1	目的			
第1章	総則	2	適用範囲	保安品質保証計画書(1次文書)		
		3	関係法令及び保安規定の遵守			
第2章	保安管理体制	4	品質マネジメントシステム計画	加工施設の定期評価規程 品質目標管理規程 文書管理規定 保安に関する記録・報告規程 品質に関する宣言(1次文書) 保安計算保証計画書(1次文書) 保安管理組織職務規程 保安部質マ応規程 設備保守管理規程 施設変更管理規程 放射線管理規程 放射線管理規程 校別時護計画 購買規程 核燃料加工施設操作規程 保安品質監查規程 保安品質監查規程 保安品質監查規程		
		16	保安活動を行う者の組織			
		17	職務	プログラクタス・前々は (4h) 別州・マク 4は まは		
		18	核燃料取扱主任者の選任	保安管理組織職務規程		
		19	核燃料取扱主任者の職務			
		20	意見の尊重			
		21	放射線安全委員会	放射線安全委員会規程		
		22	答申の尊重			
第3章	教育·訓練	23	力量、教育・訓練及び認識	保安教育実施規程		
		25	加工施設の操作に係る計画及び実施	第4章の規程書		
		26	加工施設の操作に係る評価及び改善			
		27	加工施設の使用			
		28	操作員等の確保			
		29	巡視	核燃料加工施設操作規程		
		30	操作上の一般事項			
第4章	加工施設の操作	31	保安上特に管理を必要とする設備			
311 24	34-361X · 1	33	臨界安全管理	臨界安全管理規程		
		34	漏えい管理			
		35	火災及び爆発の防止	──核燃料加工施設操作規程		
		35の2	核燃料物質の不定形状又は不定性状での 維続した取扱いに関する措置	IN PART I MEMORY STATE		
		36	異常時の措置	COR 2016		
		37	異常時における設備の手動による作動	異常·非常事象措置規程		

^{* (1}次文書)の注記がないものは2次文書を示す。

補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

	補 正	前	(STO-N20-003 令和2年	59月25日付け申請)					補 正 後		備考					
(前)	質の続き)															
	保安規定		条 名	保安規定で要求されている規程書*							補正の理由(3)対象等の明確化及び記述					
章	章 名	条 48	線量限度			(前百	(の続き)				適正化					
		49	線量の評価及び通知			840,7073	LAVAGE TO THE	-								
			被ばくの低減措置		-	章	保安規定 章 名	条	条 名	保安規定で要求されている規程書*						
		-	床、壁等の除染				+ 4		放射線管理に係る計画及び実施							
第5章 (続き)	放射線管理 (続き)	-	線量当量等の測定 放射線測定器類の管理	放射線管理規程				39	放射線管理に係る評価及び改善	第5章の規程書						
11109907320		-	第1種管理区域外への機出					40	管理区域							
		55	管理区域外への搬出	41 管理区域の区分												
		-	周辺監視区域内の運搬					42	管理区域の特別措置	放射線管理規程						
		-	間辺監視区域外への運搬 施設管理計画					43	飲食及び喫煙の禁止	-						
			設計・開発管理					44	管理区域への出入管理	-						
			作業管理						第1種管理区域への出入管理							
第6章	施設管理	-		設備保守管理規程				4502 46	保全区域 周辺監視区域	保全区域及び周辺監視区域等管理規程						
			定期事業者検査結果の報告			İ			人の不法な侵入等の防止							
			定期争業者快宜給来の報音 新規制基準対応の工事開始から連合性確認まで の保安上の措置			第5章	放射線管理		管理上の人の区分							
			の保安上の措置 核燃料物質の管理に係る計画及び実施						線量限度							
			核燃料物質の管理に係る評価及び改善									線量の評価及び通知	放射線管理規程			
第7章	核燃料物質の管理			放射性廃棄物管理規程						50	被ばくの低減措置					
			燃料物質の運搬								51	床、壁等の除染				
		_	核燃料物質の貯蔵 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施						52	線量当量等の測定	放射線管理規程	放射線管理規程				
			放射性廃棄物管理に係る評価及び改善				53	放射線測定器類の管理								
		73 廃棄物の仕掛品						第1種管理区域外への搬出		_						
第8章	放射性廃棄物管理	73の2	放射性固体廃棄物			管理区域外への設出	_									
			放射性液体廃棄物						56	周辺監視区域内の運搬	-					
			放射性気体廃棄物 放射性廃棄物でない廃棄物			57	周辺監視区域外への運搬施設管理計画									
									設計・開発管理	-						
		760)2	76の2 提計想定事象等に係る加工施設の保全に関する 措置に係る計画及び実施 77の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する 措置に係る評価及び改善											作業管理	設備保守管理規程	
	-	7702						58の4	使用前事業者検査に関する事項	施設管理方針(1次文書)						
		-	作画に味る中国及び以替 火災及び爆発発生時の体制の整備		施設管理	60	定期事業者検査									
	SOURCE CONTRACTOR OF THE SECOND	7803		内部溢水対応規程		第6章	//地京文 日 /王	62	定期事業者検査結果の報告							
第9章	加工施設の採主に関する		火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備					6402	加工施設の経年劣化に関する技術的な評価	設備保守管理規程						
	措置								及び長期施設管理方針	長期施設管理方針(1次文書)						
		-	竜巻発生時の体制の整備 その他の自然現象発生時の体制の整備	異常·非常事象措置規程		ĺ		65	給排気設備の停止に係る措置	設備保守管理規程						
			ての他の自然現象光主時の体制の整備重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体					CC	をおからはも見た 不知され)とびできた ではっかつだ							
			里入争政に至るのでれかめ争政の光王時の体 制の整備						核燃料物質の管理に係る計画及び実施 核燃料物質の管理に係る評価及び改善							
			大規模損壊発生時の体制の整備			第7章	核燃料物質の管理		核燃料物質の受入れ、払出し	核燃料物質の受入・貯蔵・運搬規程						
			非常時の措置に係る計画及び実施	第10章の規程書				ļ	核燃料物質の運搬	The state of the s						
			非常時の措置に係る評価及び改善非常時の組織						核燃料物質の貯蔵							
		-	防災本部要員					71	放射性廃棄物管理に係る計画及び実施							
		85	非常時用の資機材の配備	防災本部実施規程				72	放射性廃棄物管理に係る評価及び改善							
			通報系統					I	廃棄物の仕掛品							
第10章	非常時の措置	88	非常時の処置要領 通報			第8章	放射性廃棄物管理			放射性廃棄物管理規程						
			応急措置	異常·非常事象措置規程					放射性液体廃棄物							
			非常時体制の発令						放射性気体廃棄物	-						
		-	対策活動	De W. Lewiston Abel Str				7502	放射性廃棄物でない廃棄物							
		-	緊急作業 <mark>従事者の</mark> 線量限度等 非常時体制の解除	防災本部実施規程					*	(1次文書)の注記がないものは2次文書を示す。						
			非常時体制の解除 原子力災害対策特別措置法に基づく措置													
		97	PAR.	保安に係る記録・報告規程												
第12章	記録及び報告										•					

明確化及び記載⊄

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
系付1 火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象対応に係 る実施基準	添付1 火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象対応に 係る実施基準	
火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施 基準	火災及び爆発、内部溢水、火山活動(降灰)、竜巻並びにその他の自然現象対応に係る実施 基準	
1.5 手順の整備	1.5 手順の整備	
(1) 環境安全部長は、加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目	(1) 環境安全部長は、加工施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目	
を含む火災防護計画を策定し、社長の承認を得る。	を含む火災防護計画を策定し、社長の承認を得る。	
ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、	ア 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、	
必要な要員の確保及び教育・訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の <mark>施</mark>	必要な要員の確保及び教育・訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の <mark>施</mark>	
<u>設</u> 管理、点検及び火災情報の共有化等	<mark>設</mark> 管理、点検及び火災情報の共有化等	
イ 加工施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区	イ 加工施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区	
画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3	画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3	
つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	
ウ安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等	ウ 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等	
(2) 担当課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制	(2) 担当課長は、火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制	
の整備として、以下の活動を実施することを <mark>手順</mark> に定める。	の整備として、以下の活動を実施することを <u>手順</u> に定める。	
ア初期消火活動	ア 初期消火活動 初期消火活動際は、	
初期消火活動 <mark>墜</mark> は、火災発生現場の確認及び警備室への連絡並びに消火器、消火栓等 を用いた初期消火活動を実施する。	初期消火活動 <mark>隊</mark> は、火災発生現場の確認及び警備室への連絡並びに消火器、消火栓等 を用いた初期消火活動を実施する。	
イ 消火設備故障時の対応	を用いた初朔何久佔勤を美施する。 イ 消火設備故障時の対応	
ウ 消火設備のうち、手動操作による消火設備を設置する火災区域又は火災区画における	ウ 消火設備のうち、手動操作による消火設備を設置する火災区域又は火災区画における	
火災発生時の対応	火災発生時の対応	
(ア) 初期消火活動 <mark>隊</mark> は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動	(ア) 初期消火活動 <mark>隊</mark> は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、初期消火活動	
を実施する。	を実施する。	
エ 管理区域内における火災発生時の対応	エ 管理区域内における火災発生時の対応	
(ア) 担当課長は、局所火災と判断し、かつ、管理区域への侵入が可能であると判断	(ア) 担当課長は、局所火災と判断し、かつ、管理区域への侵入が可能であると判断	
した場合、消火器及び水による消火活動、消火状況の確認及び必要な運転操作	した場合、消火器及び水による消火活動、消火状況の確認及び必要な運転操作	
を実施する。	を実施する。	
オ 焼結炉が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応	オ 焼結炉が設置される火災区域又は火災区画における水素濃度上昇時の対応	
カ 外部火災によるばい煙発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止によ	カ 外部火災によるばい煙発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止によ	
る建屋内へのばい煙の浸入防止	る建屋内へのばい煙の浸入防止	
キ 外部火災による有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止に	キ 外部火災による有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止に	
よる建屋内への有毒ガスの浸入防止	よる建屋内への有毒ガスの浸入防止	
ク 火災予防活動(第58条に定める巡視)	ク 火災予防活動(<mark>第<mark>29</mark>条に定める</mark> 巡視)	補正の理由(2)参照条項等の適正化
ケ 火災予防活動(可燃物管理) 	ケ 火災予防活動(可燃物管理) 	
コ 火災予防活動(火気作業の管理)	コ 火災予防活動(火気作業の管理)	
サ 延焼防止 ***	サ 延焼防止 *** *** *** *** *** *** *** *** *** **	
シ 火災鎮火後の加工施設への影響確認	シ 火災鎮火後の加工施設への影響確認	
ス 地震発生時における火災発生の有無の確認	ス 地震発生時における火災発生の有無の確認	
セ 施設管理、点検	セ 施設管理、点検	
ソ 火災影響評価条件の変更の要否確認(ア)内部火災影響評価の再評価	ソ 火災影響評価条件の変更の要否確認(ア)内部火災影響評価の再評価	
(イ)外部火災影響評価の再評価	(イ)外部火災影響評価の再評価 (イ)外部火災影響評価の再評価	
(17) 印入 (水形) 音叶 (2)	(ハブログ) (水が) 一世 三国 (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田) (大田)	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
3.4 手順の整備 担当課長は、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、以下の活動を実施することを <u>手順</u> に定める。	3.4 手順の整備 担当課長は、火山活動(降灰)、積雪及び生物学的事象発生時における加工施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、以下の活動を実施することを <u>手順</u> に定める。	
ア 設備の管理 担当課長は、降下火砕物及び積雪の除去に必要な設備の管理を行う。	ア 設備の管理 担当課長は、降下火砕物及び積雪の除去に必要な設備の管理を行う。 イ 降下火砕物による影響の防止 社長である本部長は、敷地内に降下火砕物を確認した場合、又はある一定以上の降 下火砕物が予想される場合は、事象の進展速度に応じて以下の措置を講じさせる。 (ア)降下火砕物の侵入防止 降下火砕物(最大堆積量を層厚10cmと評価)の加工施設への影響を考慮し、事象の進展速度に応じて稼働中の設備・機器の運転を停止する。 (イ)降下火砕物の除去作業	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における3.5cm以上の降下火砕物の <u>堆積</u> を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度 を考慮して作業を開始することとする。 <u>ここで、防護対象施設とは、核燃料物</u> 質等を内包する建物である第1加工棟、第2加工棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵 棟第2棟及びD搬送路に加えて、動力棟、A搬送路、B搬送路、C搬送路とす る(以下、同様)。 <u>ウ</u> 積雪による影響の防止	建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における3.5cm以上の降下火砕物の <u>堆積</u> を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度 を考慮して作業を開始することとする。 <u>ここで、防護対象施設とは、核燃料物</u> 質等を内包する建物である第1加工棟、第2加工棟、第2貯蔵棟、廃棄物貯蔵 棟第2棟及びD搬送路に加えて、動力棟、A搬送路、B搬送路、C搬送路とす る(以下、同様)。 ウ 積雪による影響の防止	
社長は、敷地内に30cm以上の積雪が予想される場合は、以下の措置を講じさせる。 (ア) 積雪の除去作業 建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における30cm以上の積雪を除去する。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮して作業を開始することとする。 生物学的影響の防止 出当課長は、外気取入口のフィルタは、定期的な占給、清掃、交換を実施する。万	社長である本部長は、敷地内に30cm以上の積雪が予想される場合は、以下の措置を 講じさせる。 (ア) 積雪の除去作業 建物の健全性保護の目的で、防護対象施設における30cm以上の積雪を除去す る。作業においては、防護対象施設の実耐力や事象の進展速度を考慮して作業 を開始することとする。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化

担当課長は、外気取入口のフィルタは、定期的な点検、清掃、交換を実施する。万一、外気取入口のフィルタが枯葉や昆虫により塞がった場合には、フィルタの清掃等を実施する。

担当課長は、外気取入口のフィルタは、定期的な点検、清掃、交換を実施する。万一、外気取入口のフィルタが枯葉や昆虫により塞がった場合には、フィルタの清掃等を実施する。

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)		
添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	添付2 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	VIII *7-3
重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施基準	
1. 重大事故に至るおそれがある事故発生時の体制の整備 (1) 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故として、第2加工棟における初期 消火失敗に伴う火災の複数同時発生及び全交流電源喪失を想定し、加工施設の保全の ための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定する。な お、「加工施設の保全のための活動」とは、基本設計に即した対策が機能するよう、 設計想定事象に応じて定めた措置をいう(以下、同様とする)。 また、担当課長は、計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における 加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における 加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.2項に示す手順を整備 し、1.1項(1)アの要員にこの手順を遵守させる。	1. 重大事故に至るおそれがある事故発生時の体制の整備 (1) 環境安全部長は、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、敢えて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合として、第2加工棟における初期消火失敗に伴う火災の複数同時発生及び全交流電源喪失を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定する。なお、「加工施設の保全のための活動」とは、基本設計に即した対策が機能するよう、設計想定事象に応じて定めた措置をいう(以下、同様とする)。また、担当課長は、計画に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、重大事故に至るおそれがある事故発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.2項に示す手順を整備し、1.1項(1)アの要員にこの手順を遵守させる。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
 1.1 <u>必要な要員の配置、要員に対する</u>教育・訓練<u>に関する事項</u>及び必要な電源その他の資機材の配備 (1) 必要な要員の配置 ア 環境安全部長は、以下に示す重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを<u>手順</u>に定め、効果的な重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を実施し得る体制を確立する。 	 1.1 <u>必要な要員の配置、要員に対する</u>教育・訓練<u>に関する事項</u>及び<u>必要な電源その他の</u>資機材の配備 (1) 必要な要員の配置 ア 環境安全部長は、以下に示す重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを<u>手順</u>に定め、効果的な重大事故<u>に至るおそれがある事故</u>対策を実施し得る体制を確立する。 	
(ア) 社長は、重大事故に <u>至るおそれがある事故</u> が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、事故の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、重大事故等対策組織への移行を宣言し、防災本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第83条に定める防災本部組織(添2の図1参照)を設置し、自らを本部長とする防災本部の体制を整え対処する。	(ア) 社長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、事故の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速、かつ、円滑に行うため、重大事故等対策組織への移行を宣言し、重大事故等対策組織要員の非常召集、通報連絡を行い、重大事故等対策組織(添2の図1参照)を設置し、自らを本部長とする体制を整え対処する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(イ) 社長は、防災本部の本部長として、防災本部組織の統括管理を行い、責任を持って防災の活動方針の決定をする。 また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長又は本部長付の者がその職務を代行する。	(イ) 社長は、 重大事故等対策組織の統括管理を行い、責任を持って 重大事故に至るおそれがある事故の活動方針の決定をする。 また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長又は本部長付の者がその職務を代行する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(ウ) 社長は、防災本部に重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策を実施する実施組織として、事故拡大防止に必要な措置を行う実施組織(初動活動要員及び技術支援要員を含む。)、実施組織を支援する組織として、支援組織を編成する。 また、各班の役割分担を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策を実施し得る体制を確立する。	(ウ) 社長は、 <u>重大事故等対策組織</u> に重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策を実施する実施組織として、事故拡大防止に必要な措置を行う実施組織(初動活動要員及び技術支援要員を含む。)、実施組織を支援する組織として、支援組織を編成する。 また、各班の役割分担を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策を実施し得る体制を確立する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
(ケ) 環境安全部長は、重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> が発生した場合に速やか に対応するために実施組織に必要な初動活動要員の配置として、第78条に規 定する要員を割り当て確保する。	(ケ) 環境安全部長は、重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> が発生した場合に速やかに対応するために実施組織に必要な初動活動要員の配置として、第 <mark>28</mark> 条 <mark>第3</mark> 項に規定する要員を割り当て確保する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(サ) 環境安全部長は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施 設及び設備等について管理する。	(サ) 環境安全部長は、実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施 設及び設備等について管理する。	
b 実施組織が防災本部との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を 実施するための携帯型通話設備等	b 実施組織が <u>重大事故等対策組織</u> との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型通話設備等	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(シ) 支援組織 <u>が取り扱う情報</u> については、以下のとおりとし、重大事故 <u>に至るお</u> <u>それがある事故</u> 対策を円滑に実施する。	(シ) 支援組織 <u>が取り扱う情報</u> については、以下のとおりとし、重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策を円滑に実施する。	
b 加工施設の状態及び重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策の実施状況に 係る情報は、防災本部の情報・連絡班にて一元的に集約管理し、事業所内 で共有する。	b 加工施設の状態及び重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> 対策の実施状況に係る情報は、 <u>重大事故等対策組織</u> の情報・連絡班にて一元的に集約管理し、 事業所内で共有する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
c 報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を広報班及び 相互協力班で実施し、防災本部が事故対応に専念でき、かつ、事業所内外 へ広く情報提供を行う。	c 報道発表、外部からの問い合わせ対応及び関係機関への連絡を広報班及び 相互協力班で実施し、 <u>重大事故等対策組織</u> が事故対応に専念でき、かつ、 事業所内外へ広く情報提供を行う。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
(2) <u>要員に対する</u> 教育・訓練に関する事項 ア 力量の維持向上のための教育・訓練 環境安全部長は、力量の維持向上のための教育・訓練の実施計画を作成する。担当課 長は、重大事故等対策組織要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育・訓練について、 <u>手順</u> に基づき実施する。	(2) <u>要員に対する</u> 教育・訓練に関する事項 ア 力量の維持向上のための教育・訓練 環境安全部長は、力量の維持向上のための教育・訓練の実施計画を作成する。担当課 長は、重大事故等対策組織要員に対して、事象の種類及び事象の進展に応じて的確、かつ、柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育・訓練について、 <u>手順</u> に基づき実施する。	
(ア) 重大事故等対策組織要員に対し、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る知識ベースの教育 <u>・</u> 訓練を <u>第23条第2項に基づき</u> 年1回以上実施する。	(ア) 重大事故等対策組織要員 <mark>を含む従業員等</mark> に対し、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> における加工施設の挙動に関する知識の向上を図る知識ベースの教育 <u>・</u> 訓練を <u>第23条第</u> 2項に基づき年1回以上実施する。	
(イ) 重大事故等対策組織要員に対し、役割に応じた事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する机上教育を年1回以上実施する。各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて年1回以上実施する。また、訓練においては、漏えい、火災の状況等を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。	(イ) 重大事故等対策組織要員に対し、役割に応じた事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する机上教育を年1回以上実施する。各班の活動に応じた、通報、放射線管理設備等による監視、給排気等の運転管理、設備の停止・復旧といった応急活動等個別訓練と組織全体での総合訓練を事故対処に使用する資機材を用いて年1回以上実施する。また、訓練においては、漏えい、火災の状況等を想定し、ウラン等の影響、夜間及び悪天候等の様々な環境条件を考慮する。	
(ウ) 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、重大事故 <u>に至るおそれがある</u> 事故 <u>の</u> 状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順	(ウ) 各班の活動に応じた個別訓練や保守点検活動を実施し、重大事故 <u>に至るおそれがある</u> 事故 <u>の</u> 状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材のマニュアル及び手順書	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
書を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知させる。	を整備して、事故対処における資機材の使用について熟知させる。	
(3) <u>必要な電源その他の</u> 資機材の配備 ア <u>社長</u> は、事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備 <u>させる</u> 。 イ <u>社長</u> は、添2の表2に示す放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測機器等、通信関係機器、その他資機材や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を配備 <u>させる</u> 。 <u>ウ 担当部長</u> は、 <u>添2の表2に示す</u> 資機材を定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。	(3) <u>必要な電源その他の</u> 資機材の配備 ア <u>社長</u> は、事故対処のため、事故時に活動の拠点として機能する場所を準備 <u>させる</u> 。 イ <u>社長</u> は、添2の表2に示す放射線障害防護用器具、非常用通信機器、放射線計測機器等、通信関係機器、その他資機材や、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材を配備 <u>させる</u> 。 ウ <u>担当部長</u> は、 <u>添2の表2に示す</u> 資機材を定期的に点検することで、常に使用可能な状態に維持する。	
1.2 手順の整備 (2) 担当課長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故に至るおそれがある事故に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を手順に定める。また、重大事故に至るおそれがある事故の対処に関する事項について、各機能班の動きに応じた内容を手順に定める。 手順には、以下の内容を含めるものとする。 エ 事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設、放射線業務従事者による巡視点検等で速やかに入手することを規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を規定する。	1.2 手順の整備 (2) 担当課長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故に至るおそれがある事故に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を手順に定める。また、重大事故に至るおそれがある事故の対処に関する事項について、各機能班の動きに応じた内容を手順に定める。手順には、以下の内容を含めるものとする。 エ 事故対策実施の判断等に必要な情報の種類としては、火災の有無、設備の稼働・被害の状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線管理施設、放射線業務従事者による巡視等で速やかに入手することを規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の対応操作とその判断基準を規定する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化
2. 大規模損壊発生時の体制の整備 (1) 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム(以下、「大規模損壊」という。)として、地震の外力等による第2加工棟の大規模損壊、大規模損壊による大規模な火災及びウランの飛散を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項及び2.2項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)項アの要員にこの手順を遵守させる。	 2. 大規模損壊発生時の体制の整備 (1) 環境安全部長は、大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム(以下、「大規模損壊」という。)として、地震の外力等による第2加工棟の大規模損壊、大規模損壊による大規模な火災及びウランの飛散を想定し、加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項及び2.2項を含む計画を策定する。また、担当課長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。 (2) 担当課長は、(1)の方針に基づき、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.2項に示す手順を整備し、2.1(1)項アの要員にこの手順を遵守させる。 2.1 必要な要員の配置、要員に対する教育・訓練に関する事項及び必要な電源その他の資機材の配備 	
材の配備 (1) <u>必要な要員の配置</u> ア 大規模損壊への対応に当たっては、1.1項に示す重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> が発生した場合と同一の重大事故等対策組織で実施するものとし、環境安全部長はこの体制の整備を行う。 イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、	材の配備 (1) <u>必要な要員の配置</u> ア 大規模損壊への対応に当たっては、1.1項に示す重大事故 <u>に至るおそれがある事故</u> が発生した場合と同一の重大事故等対策組織で実施するものとし、環境安全部長はこの体制の整備を行う。 イ 環境安全部長は、他の加工事業者との協定等により、原子力災害が発生した場合に、	

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)	補正後	備考
補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請) 要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。 (2) 要員に対する教育・訓練に関する事項 ア 環境安全部長は、重大事故等対策要員に対し、大規模視膜における加工施設の挙動に関する知識の今上を図る知識ペースの教育・訓練を第23条第2項に基づき年1回以上実施する。 イ 環境安全部長は、重大事故等対策要員に対し、事故対処に必要な資機材を用いた総合訓練及び個別訓練を年1回以上実施する。 (3) 必要な電源その他の資機材の配備 ア 大規模視膜対応には、重大事故に至るおそれがある事故対策として配備する資機材を用いる。	補 正 後 要員及び資材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。 (2) 要員に対する教育・訓練に関する事項 ア 環境安全部長は、重大事故等対策要員を含む従業員等に対し、大規模損壊における 加工施設の挙動に関するの論とを図る知識ペースの教育・訓練を第23条第2項 に基づき年1回以上実施する。 イ 環境安全部長は、重大事故学対策要員に対し、事故対処に必要な資機材を用いた総合訓練及び個別訓練を年1回以上実施する。 (3) 必要な電源その他の資機材の配備 ア 大規模損壊対応には、重大事故に至るおそれがある事故対策として配備する資機材を用いる。	備 考 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化

補	正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)		補 正 後	備考		
添2の表1 防災本部組織の任務			添 2 の表 1 <u>重大事故等対策組織</u> の任務	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の 適正化		
本部要員	任務	本部要員	任務	<u> </u>		
本部長	防災本部を統括管理する。官公庁等への通報を指示する。	本部長	重大事故等対策組織を統括管理する。官公庁等への通報を指示する。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の		
副本部長	防災本部の統括について本部長を補佐する。本部長が不在の時には その職務を代行する。	副本部長	重大事故等対策組織の統括について本部長を補佐する。本部長が不 在の時にはその職務を代行する。	適正化		
核燃料取扱主任者	防災本部の運営全般について本部長に意見を具申する。また、技術 班の要員と協力して、事故の状況把握、事故影響範囲の推定及び火 災発生時の消火方法等の事故拡大防止対策の検討等を行う。	核燃料取扱主任者	重大事故等対策組織の運営全般について本部長に意見を具申する。 また、技術班の要員と協力して、事故の状況把握、事故影響範囲の推 定及び火災発生時の消火方法等の事故拡大防止対策の検討等を行	推 適正化		
防火・防災管理者	消火活動、防火設備について助言を行う。	D+ 1 D+ /// 5/5 + D +	5. W 1 25 1 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15			
連絡責任者	情報連絡班の要員と協力して、官公庁等の社外関係機関への通報連 絡を行う。	防火・防災管理者 連絡責任者	消火活動、防火設備について助言を行う。 情報連絡班の要員と協力して、官公庁等の社外関係機関への通報連			
防護隊隊長 <u>本部長付</u>	消火小隊への指示及びその他防護隊員の実施組織への要員の振り分け等防護隊の活動を管理する。 本部長に対して補佐及び助言を行う。	防護隊隊長	絡を行う。 消火小隊への指示及びその他防護隊員の実施組織への要員の振り分け等防護隊の活動を管理する。			
Y-HPX-II	THEXTON CONTENTS	本部長付	本部長に対して補佐及び助言を行う。			
	実施組織		実施組織			
防災要員	任務	要員	任務	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の		
技術班	事故状況の把握・評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討・ 実施、応急・復旧計画の立案・措置及び事故復旧計画の立案を行う。	技術班	事故状況の把握・評価、事故影響範囲の推定、事故拡大防止の検討・実施、応急・復旧計画の立案・措置及び事故復旧計画の立案を行う。			
救護班	被災者の救助・医療措置及び医療機関への連絡・調整を行う。	救護班	被災者の救助・医療措置及び医療機関への連絡・調整を行う。			
工務班	施設又は設備の整備・点検・応急復旧を行う。	工務班	施設又は設備の整備・点検・応急復旧を行う。			
放射線管理班	事業所内外の放射線・放射能及びその他異常事象の状況把握及び被 ばく管理・汚染管理を行う。	放射線管理班	事業所内外の放射線・放射能及びその他異常事象の状況把握及び被 ばく管理・汚染管理を行う。			
除染班	放射性物質の汚染除去を行う。	除染班	放射性物質の汚染除去を行う。			
消火小隊	火災発生時の消火活動等を行う。	消火小隊	火災発生時の消火活動等を行う。			
	支援組織		支援組織			
防災要員	任務	要員	任務	 補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の		
資材班	資機材等の調達及び輸送を行う。	資材班	資機材等の調達及び輸送を行う。	御正の理由(3)対象寺の明確化及の記載の 適正化		
広報班	マスコミ対応、社内外への情報提供を行う。	広報班	マスコミ対応、社内外への情報提供を行う。	متعد ال		
相互協力班	原子力災害合同対策協議会での情報交換・相互協力を行う。	相互協力班	原子力災害合同対策協議会での情報交換・相互協力を行う。			
情報・連絡班	国等の社外関係機関への通報・連絡及び各班情報・各種情報の収集 を行う。	情報・連絡班	国等の社外関係機関への通報・連絡及び各班情報・各種情報の収集 を行う。			
	事業者内の警備、非要員の避難・誘導、防護設備の運用、事業所内へ	警備・誘導班	事業者内の警備、非要員の避難・誘導、防護設備の運用、事業所内へ			

補 正 前 (STO-N20-003 令和2年9月25日付け申請)		補 正 後							備考	
		実施時期(年度) (始期:2018年4月1日、終期:2028年3月31日) ・・・ 2022年 2027年	(施設管理に反映し、1年で全体を確認後、減肉が確認された箇所について保全計画において実施頻度等を決定)	ているため、そ	△ (系統毎に5年を超えない期間に1度実施)	△ △(3年に1回の頻度で実施。現在は水素タンクから水素を抜き、新規制基準対応により当該タンクを撤去予定であるため、特別な保全を実施)	(5年)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	4条の2第1項の定めにより見直す。	補正の理由(3)対象等の明確化及び記載の適正化
	添付3 長期施設管理方針	键全性評価方法	設計内厚からの減肉量により必要な肉厚を保持しているかを評価	様を確補修が	高圧絶縁試験(漏れ電流試験)による評価	劣化の有無を目視及び触手検査で評価	・外親目視調査:耐震診断法の経年指標による評価及び原子力発電所の維持管理指針の評価基準を参考にした評価・中性化調査:コア採取によるかぶり厚さの評価・コンクリート強度試験:コア採取に	よる圧縮強度試験 破機試験による引張、せん断応力評価	等)及び評価条件の変更に応じて、第6	
	羟	部位·経年劣 化事象	及び配管を停によ	65	絶縁体の劣化	646	コンクリートの劣化、中性化	基礎ボルト埋設部の腐食、劣化	更新、改造及び撤去	
		对象施設	放射性物質を含む溶液を取り扱う違心分離機、 タンク、ボンプ類、配管類		特高変電所から 2次変圧器まで の高圧ケーブル		建屋 (第1加工棟、第 第2加工棟、第 2貯蔵棟、廃棄 物貯蔵 棟第2 棟、動力棟)	ルト破 安全機能を有す 経続 る施設の設備・ 機器	機構に対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した 関連を対応した。 関連を対応したがらいる。 関連を対応したがらいる。 関連を対応したがらいる。 関連を対応したがらいるができます。 関連を対応したがらいるができます。 関連を対応したがらいるができます。 関連を対応したがらいるができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応したができます。 関連を対応になるができます。 関連を対できまするができます。 関連を対してもまするができます。 関連を対してもまするができまするができます。 関連を対してもまするができまするができます。 関連を対してもまするができまするがでするがでするができまするがでするがでするがでするがでするがでするがでするがでするがでするがでするがで	
		追加保全項目	非破壊検査に よる腐食や減 内の点検	点検範囲、点検 方法及び補修 の要否や方法 の見直し	高圧 高 た (瀬 た 間 説 の 瀬 統	ガスケット特別点検	外観目視調査、 中性化調査、コ ンクリート強 度試験の継続	基礎ボルト徴機試験対験の継続	施設の状態(新規制)	
		No.	1				ro	9	知 知	